

**「第6次金武町総合計画」**

**「人口ビジョン」**

**「第3期金武町まち・ひと・しごと  
創生総合戦略」**

**令和8年5月  
沖縄県金武町**



# 第6次金武町総合計画〔基本構想〕〔前期基本計画〕

## 人口ビジョン（令和6年時点見直し）

### 第3期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略

#### －目次－

#### はじめに

---

##### 町長あいさつ

##### 本冊子に掲載する計画

1. 総合計画策定の背景…………… 2
2. 総合計画と人口ビジョン・総合戦略について…………… 2
3. 本冊子に掲載する計画の構成…………… 3

#### 第6次金武町総合計画〔基本構想〕

---

##### 第1章 金武町の現況と課題

1. 金武町のあらまし…………… 5
2. 金武町の現況…………… 8
3. まちづくりの課題…………… 15

##### 第2章 まちづくりの将来像

1. 総合計画の全体像…………… 17
2. 基本目標（分野別の目指す姿）…………… 18
3. まちづくりの目標年度と人口目標…………… 19

##### 第3章 土地利用の基本的な考え方

1. 地域類型別の町土地利用の基本方針…………… 20
2. 利用区分別の町土地利用の基本方向…………… 21
3. 地質・土壌の情報…………… 26

## 第6次金武町総合計画 [前期基本計画]

---

### 前期基本計画について

- 1. 計画の役割・期間 ..... 29
- 2. SDGs の考え方 ..... 29

### 基本目標 1

#### 健やかに 自分らしく いきいきまちづくり — 保健・福祉の充実 —

- 施策 1 健康増進・各福祉施策の推進 ..... 32
- 施策 2 国民健康保険 ..... 35

### 基本目標 2

#### 笑顔と未来を育むまちづくり — 子育て支援・教育の推進 —

- 施策 1 子育て支援の推進 ..... 38
- 施策 2 幼児教育の振興 ..... 41
- 施策 3 義務教育の振興 ..... 43
- 施策 4 青少年健全育成の推進 ..... 47
- 施策 5 育英事業の推進 ..... 49

### 基本目標 3

#### 文化が薫り 絆がひろがるまちづくり — 文化・スポーツの振興 —

- 施策 1 生涯学習の振興 ..... 52
- 施策 2 地域文化の振興 ..... 54
- 施策 3 スポーツ・レクリエーションの振興 ..... 57
- 施策 4 国際交流の推進 ..... 59

### 基本目標 4

#### みんなで支える 住みよいまちづくり — 生活環境・基盤の整備 —

- 施策 1 生活環境の整備 ..... 62
- 施策 2 道路の整備 ..... 64
- 施策 3 上水道の整備 ..... 66
- 施策 4 下水道の整備 ..... 68
- 施策 5 河川・海岸周辺の整備 ..... 71
- 施策 6 公園緑地の整備 ..... 73
- 施策 7 地球温暖化対策の推進 ..... 75
- 施策 8 情報・通信の推進 ..... 77

## 基本目標 5

### 安全・安心に暮らせるまちづくり — 環境衛生・防災対策の推進 —

施策 1 消防・救急体制	80
施策 2 防災・減災対策及び危機管理	83
施策 3 防犯・交通安全対策	86

## 基本目標 6

### 活気あふれる チャレンジのまちづくり — 産業の振興 —

施策 1 農林・畜産業の振興	90
施策 2 水産業の振興	93
施策 3 商工業の振興	95
施策 4 観光業の振興	97
施策 5 雇用対策の推進	100

## 基本目標 7

### 協力と信頼で築く 持続可能なまちづくり — 行財政の推進 —

施策 1 町民と創るまちづくり	104
施策 2 行政運営の確立	106
施策 3 財政運営の確立	109

## 人口ビジョン（令和 6 年時点見直し）・第 3 期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 人口ビジョン（令和 6（2024）年時点見直し）

1. 人口動態の特徴	ビジョン・戦略 - 1
2. 将来推計及びシミュレーション	ビジョン・戦略 - 12
3. 金武町人口ビジョン	ビジョン・戦略 - 16

### 第 3 期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 計画の位置付け・期間	ビジョン・戦略 - 20
2. 国・県の人口に関するビジョン・戦略について	ビジョン・戦略 - 21
3. 基本目標と施策体系	ビジョン・戦略 - 27

## 資料編

---



はじめに



## 町長あいさつ



### “つながる輪 夢を支える 金武のまち”を 目指して

本町では、令和8年度を初年度とする第6次金武町総合計画を策定いたしました。同計画は、今後10年間のまちづくりの基本指針として基本構想及び構想に掲げた町の将来展望やまちづくりの基本目標を具現化するための今後5年間の施策の方向を示した前期基本計画からなるものであります。

計画策定にあたっては、これまでの第5次総合計画の施策を総合的に評価・検証するとともに、昨今の社会情勢の変化や新たな課題を踏まえながら、町民まちづくりアンケートや各区長・各種団体へのヒアリングの実施、各種団体代表・公募で選ばれた町民及び有識者で構成する総合計画審議会などを設置し、町民の皆様からの意見や提言等をいただき策定したものであります。

なお、今後のまちづくりは同計画により各種施策が推進されます。町では第6次総合計画のスタートにあたって、“つながる輪 夢を支える 金武のまち”を目指し、町民と行政が協力・協働したまちづくりを推進し、本計画に掲げた事業(施策)の実現に努めてまいります。

おわりに、この総合計画の策定にあたりまして、有意義なご意見・ご提言をいただいた総合計画審議会委員をはじめ、多くの町民の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和8年5月  
金武町長 金城 司

# 本冊子に掲載する計画

本冊子は、「第6次金武町総合計画」、「人口ビジョン」、「第3期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの計画をとりまとめた冊子です。

## 1. 総合計画策定の背景

これまで、地方自治法では、市町村が行政運営を行うにあたって「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされていました。金武町においても、この地方自治法の規定に基づき、昭和52(1977)年に金武村振興計画基本構想、昭和61(1986)年に金武町第2次総合計画、平成8(1996)年に第3次金武町総合計画、平成18(2006)年に第4次金武町総合計画を策定して、自治体の主要課題に応じたまちづくりに取り組んできました。

こうした中、平成23(2011)年5月の地方自治法の改正によって総合計画(基本構想)の策定義務がなくなり、総合計画を策定するかどうかは各自治体の判断に委ねられるようになりました。金武町においては、第4次金武町総合計画を策定後にも解決すべき課題等があることから、平成28(2016)年には第5次金武町総合計画を策定し、“みんなで築く 夢と希望がもてるまち”の将来像のもと、町民とともにまちづくりを進めていくことに主眼を置き、各種施策の取組を進めてきたところです。

第5次金武町総合計画を策定してから10年が経過し、金武町においてはいまだ解決に至っていない課題や時代の変化による新たな問題などがあることが顕在化しています。このような課題を整理し、今後の10年間で町が目指すべき将来像を明らかにするためにも、総合計画を策定することが重要です。

## 2. 総合計画と人口ビジョン・総合戦略について

「第6次金武町総合計画」は、金武町が今後の10年間で目指すまちづくりの将来像や目標、実施すべき施策の方向性を取りまとめた町政運営の基礎となる最上位の構想並びに計画であり、時代情勢や経済事情、町民のニーズなどに応え、町が適切な行政計画を行うための指針となります。金武町が抱える問題を明らかにし、今後の基本的な施策を示すことで、これらの課題などを町民と共有することにも意義があります。

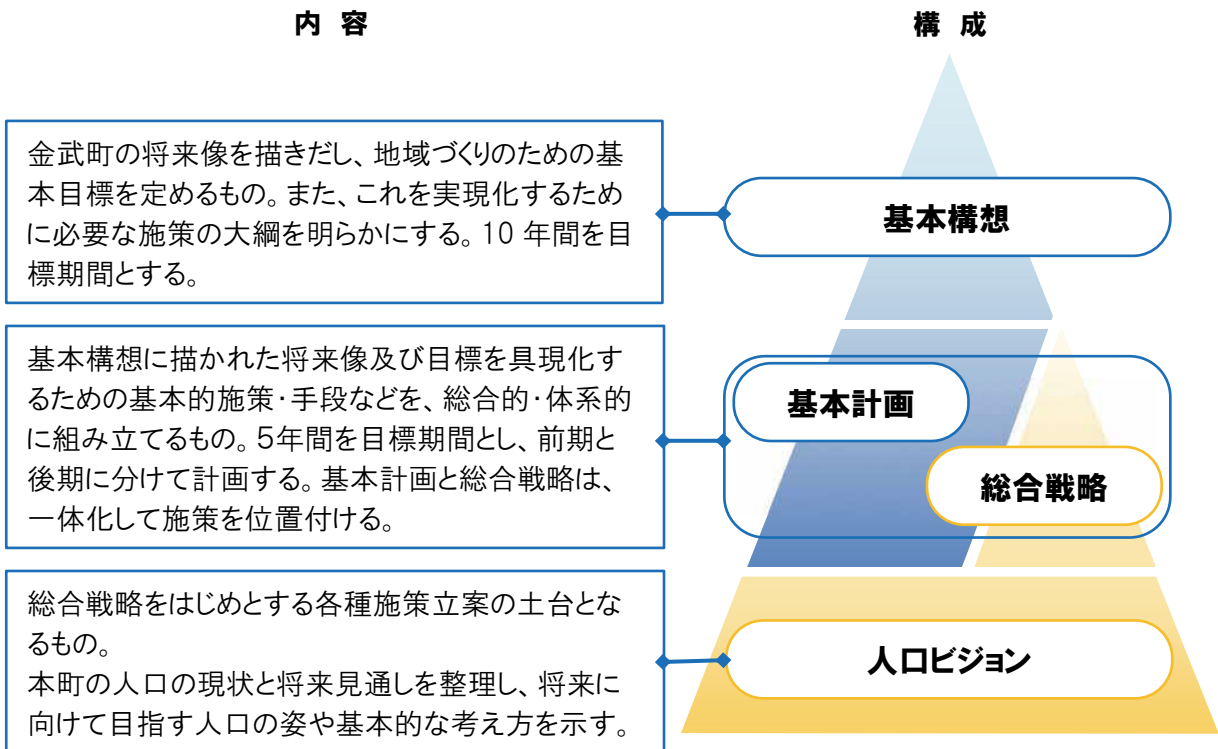
また、総合計画と関連の深い計画として、人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略があります。「人口ビジョン」は、出生・死亡、転入・転出など人口に関する動向を踏まえて、本町の人口の維持・増加に関する基本的な考え方を示すもので、総合戦略をはじめとする施策検討の前提条件を示し、施策立案の土台となります。「第3期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口の維持・増加を基本的な視点とし、本町の地域特性を踏まえながら、まち・ひと・しごとの好循環を確立することを目的とする計画です。生活基盤や経済基盤の強化を図り、また、交流や移住・定住の促進を通じて地域内外の結びつきを高め、町民が将来にわたり安心して暮らせる環境の実現を目指すものです。

### 3. 本冊子に掲載する計画の構成

第6次金武町総合計画は、下図のような構成となっています。

本計画から「総合計画」と「総合戦略」を一体化しています。両計画は目的や役割に違いがあるものの、人口減少の克服や持続可能な地域づくりの実現といった共通の方向性を有しています。このため、施策の整合性を確保しながら推進することが望ましいと判断しました。

#### 総合計画の構成と内容





**第6次**  
**金武町総合計画**  
**[基本構想]**



# 第1章 金武町の現況と課題

## 1. 金武町のあらまし

### (1) 金武町の位置と姿

金武町は沖縄本島のほぼ中央部東海岸側に位置し、北部地域と中南部地域を結ぶ結節点となっています。また、北東側は宜野座村に接し、北西側は恩納村、南西側はうるま市、南東部は金武湾に面しています。

金武町の総面積は37.93km<sup>2</sup>で、地形は、北側の恩納岳(363m)をはじめ、ティーチュ岳(177m)、ブトウ岳(214m)、ジャフン岳(250m)、屋嘉岳(202m)、石川岳(208m)の山々を擁し、全体的に南東に向かってゆるやかな台地丘陵地が広がり、海岸低地へと続いています。また、これらの山々を源とする7つの小河川が流れ、谷筋を形成し地形に変化を与えています。これらの河川沿いには水田などの農地が広がり、落ち着いた田園風景を形成しています。

気候は亜熱帯海洋性気候帯に属しており、四季を通じて温暖です。平成29(2017)年から令和3(2021)年までの観測データ(観測地:名護)によると、年平均気温は23.2℃で、年平均降雨量は2,068mmとなっています。令和3(2021)年データによると、最も平均気温が低い月は1月で19.0℃、最も平均気温が高い月は9月の33.3℃となっています。



(2)金武町のあゆみ

①先史時代～琉球王府時代

金武における人々の生活の証は、億首川周辺で土器や石器などが出土していることから、古くは縄文時代までさかのぼることが確認されています。グスク時代には、金武間切の按司が金武グスクに居を構え政治の中心として発展してきましたが、大永6(1526)年に尚真王は諸間切の按司を首里に引き上げさせ、代わりに按司家の家老に按司掟という職名で間切りを統治させました。

この頃、首里王府は七代官制により首里、東、島尻、浦添、越來、今帰仁、久米の各間切を統治していましたが、このうち今帰仁代官の所管は、金武、名護、羽地、今帰仁、国頭の五箇間切でした。当時の金武間切は現在の恩納村から宜野座村、名護市の久志・辺野古を含む広大な領土にまたがっていました。琉歌「仲間節」に「仲間からかいて、久志<sup>クシヒヌク</sup>辺野古までも 金武<sup>ウメ</sup>の御前がなし おかけ親島(恩納仲間から久志辺野古にかけて、金武の領土は広大で御領主の威光は素晴らしい)」と歌われているのが当時のようすをよく表しています。

薩摩侵入後の尚寧23(1611)年に首里王府は薩摩の指示により、間切に番所を置きました。これと同時に按司掟は廃止になり、地頭代が置かれました。金武間切の番所は仲畑慶に設置されていました。

次いで尚貞5(1673)年に首里王府は金武間切の中から恩納、瀬良垣、安富祖、名嘉真の四村を割いて恩納間切とし、名護間切から今の二見以北を割いて久志間切を創設しました。この恩納と久志の両間切の分離独立で、金武間切は屋嘉、伊芸、金武、漢那、惣慶、宜野座、古知屋の七箇字となりました。

西暦	和暦	金武町の主な出来事
1470	文明 2	尚徳王代、金武間切存在
1522	大永 2	日秀上人福花に上陸、金武観音寺創建
1526	大永 6	尚真王、金武按司を首里に転居させる
1673	延宝 1	尚質王代、金武間切から恩納・久志村を分割
1882	明治 15	金武小学校設立
1899	明治 32	當山久三による海外移民が始まる
1908	明治 41	金武間切を廃し金武村となる
1945	昭和 20	沖縄戦終結、屋嘉収容中の捕虜釈放 源原校(中川小学校の前身)開校
1946	昭和 21	宜野座村の分村、金武小学校再建、金武村農業組合設立、伊芸、屋嘉区民避難先から村内復帰
1948	昭和 23	金武中学校、嘉芸中学校・小学校開校
1949	昭和 24	屋嘉ビーチ西側半分軍用地開放
1950	昭和 25	戦後初の太綱引き復活(金武・並里)、朝鮮戦争
1961	昭和 36	キャンプ・ハンセン完成
1964	昭和 39	金武・嘉芸中学校統合
1968	昭和 43	金武村農業協同組合設立
1970	昭和 45	消防庁舎が完成
1972	昭和 47	本土復帰
1975	昭和 50	金武インターチェンジ開通
1977	昭和 52	産業開発道路完成、第1回金武村まつり開催
1977	昭和 52	金武村振興計画基本構想策定
1978	昭和 53	村歌、村章、村木、村花制定
1979	昭和 54	村立診療所完成、福花原土地改良完成 町制移行
1981	昭和 56	役場庁舎完成
1982	昭和 57	町立火葬場、屋嘉ダム完成
1983	昭和 58	金武町振興開発基本計画策定、町歌制定 町営グラウンド、中央公民館(図書館)完成
1985	昭和 60	金武地区清掃センター完成
1986	昭和 61	金武町第2次総合計画(基本構想・基本計画)策定 町民憲章制定 金武町立体育館供用開始
1988	昭和 63	屋嘉インターチェンジ開通
1990	平成 2	第1回世界のウチナーンチュ大会開催
1996	平成 8	日米特別行動委員会(SACO)、ギンバル訓練場条件付返還合意 第3次金武町総合計画(基本構想・基本計画)策定 町史「移民編」発刊
1997	平成 9	海外移住者子弟等研修生受入事業実施 沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会(沖縄懇談会)の提言、屋嘉区簡易水道町へ移管 新開地活性化事業
1998	平成 10	新給食センタースタート、救急救命業務運用開始
2000	平成 12	北部振興事業基本方針策定される 九州・沖縄サミット首脳会合開催 金武町移住百周年記念式典 町立図書館開館、町総合保健福祉センター落成 移民体験航海事業、新世紀平和・文化推進事業 金武町特産品物産センターオープン 金武火力発電所竣工
2001	平成 13	金武町営プール供用開始
2005	平成 14	第4次金武町総合計画策定
2006	平成 18	第1回金武町文化祭開催
2008	平成 20	ネイチャーみらい館が完成し、供用開始
2009	平成 21	億首ダムの本体建設工事開始
2010	平成 22	億首川プロムナード施設の供用開始 金武町堆肥センターの供用開始
2011	平成 23	国道 329 号金武バイパスが一部開通 ギンバル訓練場の返還 金武町ベースボールスタジアムの落成式が行われる
2012	平成 24	「金武町教育の日」を制定
2014	平成 26	ギンバル訓練場跡地にて「ヘルスケアセンター」、「フイッティングセンター」、「海洋療養法児童リハビリセンター」、「地域医療施設」が落成 金武ダム(億首ダム)供用開始
2015	平成 27	「金武町移民の日」を制定
2016	平成 28	「金武町フットボールセンター」完成 第5次金武町総合計画策定
2019	平成 31	国道 329 号金武バイパス全線開通
2022	令和 4	「KIN サンライズビーチ」が完成
2023	令和 5	キャンプ・ハンセンの新メインゲートが沖縄自動車道 金武 IC 付近で供用開始 金武町屋内運動場が供用開始
2024	令和 6	23 年ぶり「金武町大綱曳」を開催

## ②明治～大正時代

明治期に入ると、明治12(1879)年に廃藩置県、明治30(1897)年に間切吏員規定、明治32(1899)年に沖縄土地整理法が施行され、これまでの番所が役場に、地頭代が間切長に改称されました。また、明治41(1908)年には沖縄県島嶼町村制の施行により、従来の間切が村に、村が字になり、村長、収入役、書記が置かれました。

金武村では自由民権運動でも活躍した當山久三が沖縄海外移民の先駆けをなし、明治32(1899)年に沖縄県から最初のハワイ移民30人が出発しました。このことから金武町は「沖縄海外移民発祥の地」、「海外雄飛の里」といわれるようになりました。

## ③昭和初期～戦後

昭和16(1941)年に太平洋戦争が勃発し、昭和19(1944)年10月10日には那覇が空襲で全焼しました。米軍が上陸すると中南部の住民は戦火を避けるため続々と北部へ移動してきました。沖縄戦が終結する頃になると、現在のキャンプ・ハンセンに米軍飛行場の設営が始まり、村民は避難民とともに中川以北に退去を命ぜられ、現在の宜野座村へ大勢の人々が押し寄せました。そのため同村では避難民街ができ、人口増加のため、漢那市、宜野座市、古知屋市ができました。

昭和21(1946)年には各地への復帰が許され、中南部からの避難民たちも帰郷しました。このような社会的状況を背景に、同年3月2日には米軍政府により、漢那、宜野座、惣慶、古知屋の四箇字が金武村から分離し、宜野座村となることが決定され、同年4月1日に分村しました。

昭和25(1950)年に朝鮮戦争が勃発し、昭和31(1956)年には金武村、宜野座村、恩納村にまたがる米軍基地キャンプ・ハンセンの建設が始まりました。その後、米軍基地に影響されながら発展し、ゲート前に新開地が広がり、人口も急増しました。

## ④本土復帰以降

昭和47(1972)年に本土復帰を迎え、昭和55(1980)年4月1日には町制が施行されて金武町が誕生し、昭和56(1981)年4月に新庁舎が完成しました。

町制施行後は、昭和61(1986)年に金武町第2次総合計画、平成8(1996)年に第3次金武町総合計画、平成18(2006)年には第4次金武町総合計画、平成28(2016)年には第5次金武町総合計画を策定し、“みんなで築く 夢と希望がもてるまち”を目標に、まちづくりを推進してきたところです。

第5次金武町総合計画では、重点プロジェクトとして「ギンバル訓練場跡地周辺の活性化の推進」、「町内雇用の創出促進」、「人材育成の推進」、「『道の駅(仮称)』整備の推進」が掲げられました。このうち「ギンバル訓練場跡地利用計画の推進」では、新たに KIN サンライズビーチ、金武町屋内運動場が整備され、天然温泉を備えた宿泊施設「ASBO STAY HOTEL」が開業しました。「町内雇用の創出促進」及び「人材育成の推進」に関しては、金武町就活支援センターでいかでいかを通じて町内雇用対策の推進や資格取得支援が行われてきた他、海外移住者子弟等研修生受入事業や金武町青年海外派遣事業などといった交流事業に加え、育英会学資貸与などの育英事業にも取り組んできました。

今後は、残された課題や近年発生している新たな問題などを踏まえながら、次の時代へ向け、より魅力的で住みつけられるまちづくりのための各種事業を推進していきます。

## 2. 金武町の現況

### (1)人口・世帯数の動向

#### ①人口及び世帯数の推移

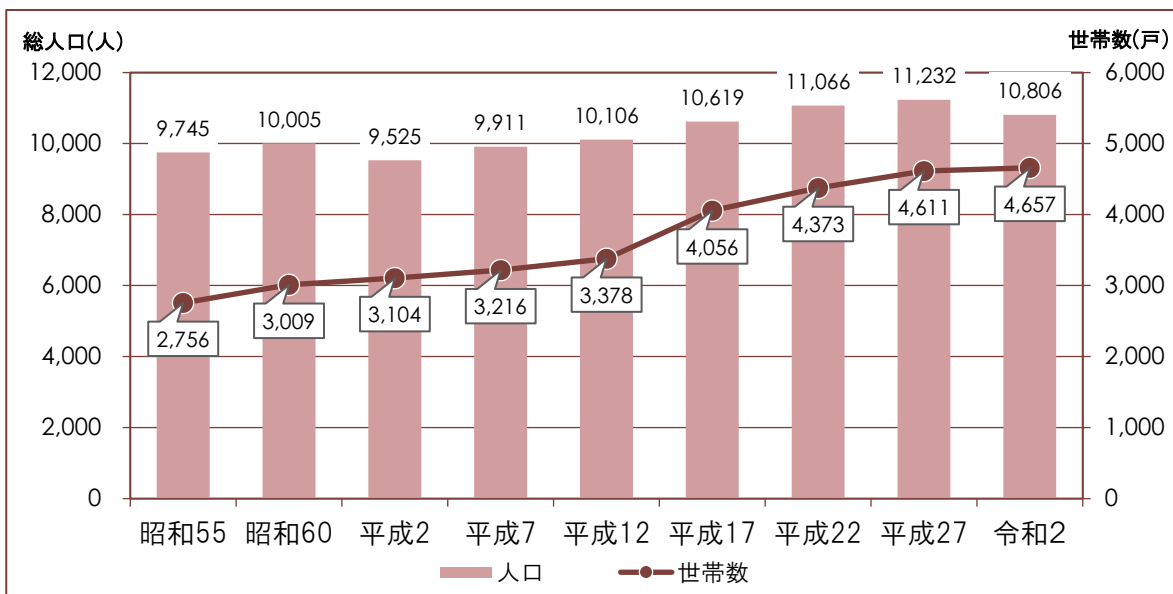
令和2年国勢調査によると、金武町の人口は10,806人で、前回(平成27年)調査から426人減少しています。③年齢3区分人口の動向(9ページ参照)で示されるように、超高齢社会となっていることから、今後も人口の減少が予想されます。

一方で世帯数は4,657世帯であり、昭和55年以降、一貫して増加しています。このことは、核家族化や単身世帯の増加が進行している状況を示しており、令和2(2020)年時点の一世帯あたりの平均人数は2.3人と、徐々に小規模化が進んでいることがわかります。

金武町における人口及び世帯数の推移

	人口			世帯数			一世帯あたり人口(人)	人口密度(%)
	総人口(人)	増加数(人)	増加率(%)	総世帯数(戸)	増加数(戸)	増加率(%)		
昭和55年	9,745	△375	△3.7	2,756	80	3.0	3.5	258.0
昭和60年	10,005	260	2.7	3,009	253	9.2	3.3	264.9
平成2年	9,525	△480	△4.8	3,104	95	3.2	3.1	253.6
平成7年	9,911	386	4.1	3,216	112	3.6	3.1	263.8
平成12年	10,106	195	2.0	3,378	162	5.0	3.0	268.3
平成17年	10,619	513	5.1	4,056	678	20.1	2.6	281.3
平成22年	11,066	447	4.2	4,373	317	7.8	2.5	292.8
平成27年	11,232	166	1.5	4,611	238	5.4	2.4	296.8
令和2年	10,806	△426	△3.8	4,657	46	1.0	2.3	285.6

資料:国勢調査



## ②人口動態

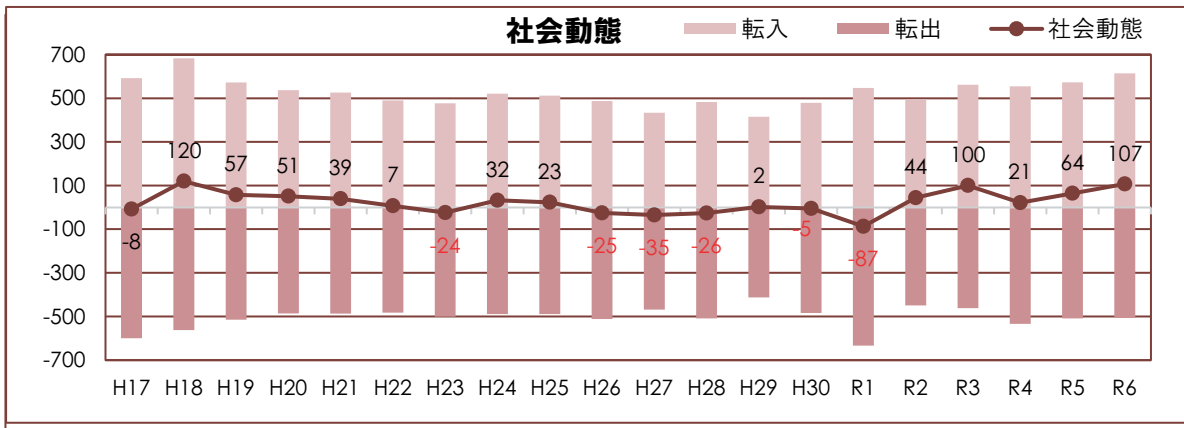
金武町の人口動態を自然動態・社会動態にわけると、自然動態は平成30(2018)年以後、自然減が継続しており、死亡数は平成27(2015)年から増加の傾向、出生数は平成30(2018)年から減少傾向にあります。出生数の減少は新型コロナウイルス感染症等の影響が考えられますが、近年は再び出生数が増加傾向にありコロナ禍以前の水準まで回復することが期待されます。次ページで示すように、金武町は超高齢社会に該当することから、自然増への転換が重要です。

一方、社会動態は増減を繰り返しており、明確な傾向はみられません。近年は社会増の傾向にあります。

### 人口動態

	自然動態(人)		社会動態(人)		自然 増加数 (人)	社会 増加数 (人)	人口 増減数 (人)
	出生	死亡	転入	転出			
平成17年	126	92	592	600	34	△8	26
平成18年	126	93	683	563	33	120	153
平成19年	129	99	572	515	30	57	87
平成20年	119	104	537	486	15	51	66
平成21年	138	110	526	487	28	39	67
平成22年	153	115	490	483	38	7	45
平成23年	159	103	477	501	56	△24	32
平成24年	141	92	521	489	49	32	81
平成25年	154	128	512	489	26	23	49
平成26年	145	130	487	512	15	△25	△10
平成27年	146	118	434	469	28	△35	△7
平成28年	141	120	483	509	21	△26	△5
平成29年	149	115	415	413	34	2	36
平成30年	128	131	479	484	△3	△5	△8
令和元年	113	137	547	634	△24	△87	△111
令和2年	112	135	494	450	△23	44	21
令和3年	90	148	562	462	△58	100	42
令和4年	90	155	555	534	△65	21	△44
令和5年	100	157	573	509	△57	64	7
令和6年	107	171	614	507	△64	107	43

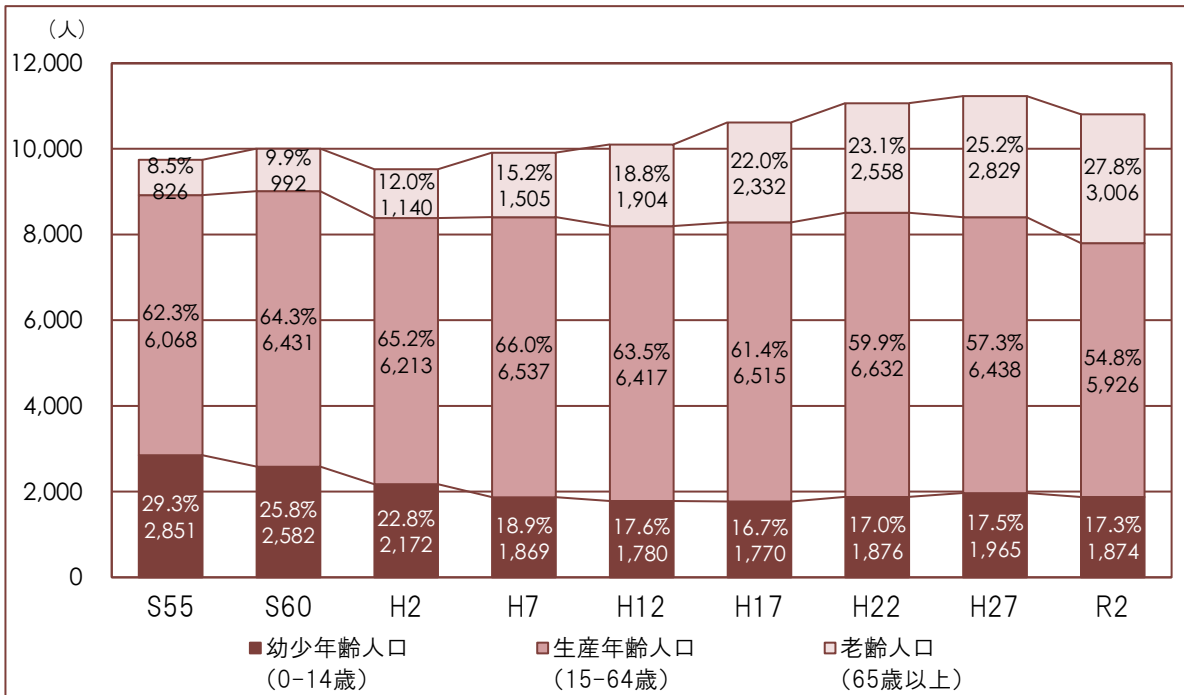
資料：統計きん(住民生活課)／令和3年以降は住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(e-Stat)



### ③年齢3区分別人口の動向

最新の令和2年国勢調査における金武町の年齢3区分別人口割合は、0～14歳の年少人口が17.3%、15～64歳の生産年齢人口が54.8%、65歳以上の高齢者人口が27.8%で、超高齢社会となっています。昭和55(1980)年以降、年少人口の減少傾向と高齢人口の増加傾向が続き、平成12(2000)年からは高齢人口割合が年少人口割合を上回っています。

### 年齢別人口構成の推移



資料：国勢調査

## (2)労働力状況と産業構造

### ①労働力人口

最新の令和2年国勢調査における、金武町の15歳以上人口は8,926人で、総人口(10,806人)の82.6%となっています。このうち、労働力人口は4,687人で総人口の43.4%、非労働力人口は3,919人で総人口の36.3%となっています。

平成27年調査と比較すると、労働力人口割合と非労働力人口割合が共に減少しています。これは統計上の情報不足による「不詳」が増えたことによるものと思われませんが、調査時点の令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症により社会が大きく混乱した時期であり、一時的に就業等を断念した町民もいたのではないかと予想されます。ただし、完全失業者数は平成22年から減少傾向にあり、労働需要と供給の不均衡は改善されてきたと考えられます。

その他、近年は就業者全体に占める高齢者や女性の割合が増加しており、ワークライフバランスやQOLなど労働を取り巻くニーズも多様化していることから、多様な働き方への対応が求められています。

#### 労働力人口

	平成22年		平成27年		令和2年			
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	総人口に対する構成比(%)	沖縄県の構成比(%)	
総人口	11,066	100%	11,232	100%	10,806	100%	100%	
15歳以上人口	9,190	83.0%	9,266	82.5%	8,926	82.6%	81.5%	
労働力人口	労働力人口	4,932	44.6%	4,992	44.4%	4,687	43.4%	41.6%
	就業者	4,354	39.3%	4,608	41.0%	4,418	40.9%	39.3%
	完全失業者	578	5.2%	384	3.4%	269	2.5%	2.3%
	非労働力人口	4,178	37.8%	4,266	38.0%	3,919	36.3%	23.8%
	家事	1,209	10.9%	974	8.7%	946	8.8%	7.5%
	通学	670	6.1%	699	6.2%	575	5.3%	4.2%
	その他	2,299	20.8%	2,596	23.1%	2,398	22.2%	12.1%
不詳	80	0.7%	8	0.1%	320	3.0%	16.0%	

資料:国勢調査

#### 参考(65歳以上労働力人口、男女別労働力人口)

	平成22年		平成27年		令和2年	
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
65歳以上人口	2,558	100.0%	2,828	100.0%	3,006	100.0%
労働力人口	381	14.9%	424	15.0%	553	18.4%
女性人口(15歳以上)	4,695	100.0%	4,682	100.0%	4,506	100.0%
労働力人口	2,022	43.1%	2,144	45.8%	2,067	45.9%
男性人口(15歳以上)	4,584	100.0%	4,495	100.0%	4,420	100.0%
労働力人口	2,848	62.1%	2,910	64.7%	2,620	59.3%

資料:国勢調査

## ②完全失業率

完全失業率は、平成12(2000)年の15.7%から、徐々に改善され、令和2(2020)年では5.7%となっており、沖縄県全体の数値と同程度となっています。

## 完全失業率

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
						沖縄県
完全失業率※	15.7%	12.1%	11.7%	7.7%	5.7%	5.5%

※完全失業率＝完全失業者/労働力人口

資料：国勢調査

## ③産業別就業者数

産業別の就業者数をみると、令和2(2020)年現在の就業者総数は4,418人で、そのうち第一次産業は400人(9.1%)、第二次産業は758人(17.2%)、第三次産業は3,248人(73.5%)となっています。平成22(2010)・平成27(2015)年と比較して、第一次産業の就業者割合は減少傾向であり、第三次産業就業者割合は増加傾向にあります。第二次産業の就業者割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

## 産業別就業構造

	平成22年		平成27年		令和2年		沖縄県の 構成比 (%)
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	
就業者総数	4,354	100%	4,608	100%	4,418	100%	100%
第一次産業	570	13.1%	512	11.1%	400	9.1%	4.0%
農業・林業	502	11.5%	457	9.9%	368	8.3%	3.6%
漁業	68	1.6%	55	1.2%	32	0.7%	0.4%
第二次産業	725	16.7%	764	16.6%	758	17.2%	13.7%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%	2	0.0%	3	0.1%	0.1%
建設業	561	12.9%	576	12.5%	600	13.6%	9.0%
製造業	163	3.7%	186	4.0%	155	3.5%	4.7%
第三次産業	3,011	69.2%	3,318	72.0%	3,248	73.5%	78.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	31	0.7%	33	0.7%	43	1.0%	0.5%
情報通信業	31	0.7%	33	0.7%	45	1.0%	2.5%
運輸・郵便業	132	3.0%	125	2.7%	111	2.5%	4.4%
卸売・小売業	435	10.0%	466	10.1%	372	8.4%	14.1%
金融・保険業	34	0.8%	22	0.5%	29	0.7%	1.9%
不動産業、物品賃貸業	27	0.6%	60	1.3%	30	0.7%	2.3%
サービス業	1,370	31.5%	1,432	31.1%	1,388	31.4%	30.5%
医療、福祉	647	14.9%	841	18.3%	926	21.0%	15.7%
公務	304	7.0%	306	6.6%	304	6.9%	6.2%
分類不能	48	1.1%	14	0.3%	12	0.3%	4.0%

資料：国勢調査

### (3)町内総生産額・町民所得

沖縄県市町村民所得統計によれば、金武町の令和4(2022)年度における町内総生産額は210億7,500万円で、沖縄県全体の0.47%を占めています。

平成20年度以降の推移をみると、町内総生産額は増減を繰り返しながら推移しており、大規模建設投資や公共インフラ関連事業の実施状況によって、年度間で変動が生じやすい傾向が見られます。令和4(2022)年度は前年度比43.3%の大幅な減少となっておりますが、これは、電気・ガス・水道・廃棄物処理業や建設業といった分野における一時的な生産額の変動が主な要因であり、町内経済全体の構造的な縮小を示すものではないと考えられます。

産業別構成比では、第一次産業が2.7%、第二次産業が24.8%、第三次産業が73.2%となっており、第三次産業が町内総生産の大部分を占める産業構造となっております。

町民所得については、令和4(2022)年度現在の町民所得は約276億1,400万円で、県全体の0.84%を占めており、平成20年度以降の推移をみると、おおむね増加傾向にあるといえます。

令和4(2022)年度における一人あたり町民所得は256万円で、沖縄県平均を100%としたときの所得水準は113.8%となっております。平成20(2008)年度からの推移をみると、所得額は増加傾向にあります。

#### 町内総生産

	町内総生産額			産業別構成比				合計
	産額 (百万円)	県比率 (%)	増加率 (%)	第一次 産業 (%)	第二次 産業 (%)	第三次 産業 (%)	税等 (%)	
平成20年度	23,663	0.65%	8.4%	3.7%	25.9%	70.3%	0.1%	100%
平成21年度	22,449	0.62%	△5.1%	4.2%	21.1%	74.7%	△0.0%	100%
平成22年度	25,027	0.68%	11.5%	3.8%	29.3%	66.8%	0.1%	100%
平成23年度	35,291	0.94%	41.0%	2.4%	20.0%	77.5%	0.1%	100%
平成24年度	33,082	0.88%	△6.3%	2.7%	15.5%	81.7%	0.1%	100%
平成25年度	33,815	0.87%	2.2%	2.4%	13.1%	84.4%	0.1%	100%
平成26年度	34,564	0.87%	2.2%	2.5%	12.0%	85.5%	△0.1%	100%
平成27年度	35,939	0.86%	4.0%	2.3%	13.5%	84.7%	△0.4%	100%
平成28年度	35,454	0.82%	△1.3%	2.9%	14.5%	83.1%	△0.5%	100%
平成29年度	36,329	0.83%	2.5%	2.5%	15.1%	82.9%	△0.6%	100%
平成30年度	36,707	0.82%	1.0%	2.1%	18.2%	80.3%	△0.6%	100%
令和元年度	35,943	0.80%	△2.1%	2.2%	12.5%	86.1%	△0.7%	100%
令和2年度	38,354	0.92%	6.7%	1.6%	18.9%	80.2%	△0.7%	100%
令和3年度	37,201	0.84%	△3.0%	1.8%	22.0%	77.0%	△0.8%	100%
令和4年度	21,075	0.47%	△43.3%	2.7%	24.8%	73.2%	△0.7%	100%
実数 (百万円)	-	-	-	578	5,220	15,422	△145	21,075

資料：沖縄県市町村民所得

町民所得の分配

	町民所得(百万円)			雇用者 報酬 (%)	財産 所得 (%)	企業所得(%)			
	町民所得(百万円)	県比率 (%)	増加率 (%)			民間 企業 (%)	公的 企業 (%)	個人 企業 (%)	
平成 20 年度	20,159	0.76%		58.8%	21.4%	19.8%	6.9%	0.6%	12.2%
平成 21 年度	21,159	0.78%	5.0%	58.3%	21.2%	20.5%	7.4%	1.1%	12.0%
平成 22 年度	21,692	0.79%	2.5%	57.6%	21.5%	21.0%	7.8%	0.7%	12.5%
平成 23 年度	22,305	0.78%	2.8%	59.0%	22.0%	19.0%	7.0%	1.5%	10.5%
平成 24 年度	22,768	0.80%	2.1%	60.3%	21.7%	18.0%	6.3%	1.1%	10.6%
平成 25 年度	23,388	0.78%	2.7%	59.8%	20.6%	19.7%	7.9%	1.1%	10.7%
平成 26 年度	23,328	0.78%	△0.3%	62.0%	20.6%	17.4%	6.4%	1.1%	9.9%
平成 27 年度	24,683	0.78%	5.8%	62.4%	20.3%	17.3%	7.3%	0.4%	9.6%
平成 28 年度	25,609	0.78%	3.8%	62.3%	19.9%	17.9%	7.1%	0.3%	10.5%
平成 29 年度	26,056	0.78%	1.7%	63.6%	19.4%	16.9%	7.1%	0.0%	9.8%
平成 30 年度	25,981	0.77%	△0.3%	64.1%	19.4%	16.5%	6.5%	0.1%	9.9%
令和元年度	26,508	0.78%	2.0%	64.4%	19.0%	16.7%	6.4%	0.2%	10.0%
令和 2 年度	26,136	0.83%	△1.4%	67.6%	19.9%	12.5%	2.9%	△0.0%	9.7%
令和 3 年度	27,755	0.84%	6.2%	67.3%	18.8%	13.9%	1.6%	1.4%	10.9%
令和 4 年度	27,614	0.84%	△0.5%	67.7%	19.3%	13.0%	2.7%	1.1%	9.1%
実数	—	—	—	18,708	5,328	3,578	754	313	2,511

資料：沖縄県市町村民所得

一人あたり町民所得の推移

	実数 (千円)	増加率 (%)	沖縄県平均 (千円)	所得水準 (沖縄県=100%)
平成 20 年度	1,855	△0.6%	1,933	96.0%
平成 21 年度	1,942	4.7%	1,947	99.7%
平成 22 年度	1,960	0.9%	1,976	99.2%
平成 23 年度	2,017	2.9%	2,034	99.2%
平成 24 年度	2,051	1.7%	2,020	101.5%
平成 25 年度	2,106	2.7%	2,101	100.2%
平成 26 年度	2,079	△1.3%	2,093	99.3%
平成 27 年度	2,198	5.7%	2,198	100.0%
平成 28 年度	2,292	4.3%	2,284	100.4%
平成 29 年度	2,348	2.4%	2,315	101.4%
平成 30 年度	2,339	△0.4%	2,323	100.7%
令和元年度	2,426	3.7%	2,335	103.9%
令和 2 年度	2,419	△0.3%	2,156	112.2%
令和 3 年度	2,565	6.0%	2,240	114.5%
令和 4 年度	2,560	△0.2%	2,249	113.8%

資料：沖縄県市町村民所得

### 3. まちづくりの課題

#### (1) 人口の維持・増加に向けた取組、超高齢社会への対応

金武町の人口は、平成27(2015)年の国勢調査まで増加傾向にありましたが、令和2年調査では、前回調査と比較して3.8%減少しています。また、65歳以上人口の割合が27.8%で超高齢社会であることから、このまま対策を講じなければ人口減少が更に進行することが懸念されます。

金武町では、人口ビジョンを策定し、進行する高齢化と向き合いながらも、将来を見据えた人口増加を目指しています。高齢者が安心して暮らし続けられる福祉や医療体制の充実を図る一方で、若い世代や子育て世帯が「住んでみたい」「帰ってきたい」と思える魅力あるまちづくりが必要です。

#### (2) 地域活性化と観光客の誘致

これまで金武町では、地域活性化ならびに観光客の誘客を図るため、億首川周辺においてネイチャーみらい館(自然体験学習施設)、億首川プロムナード、金武町ベースボールスタジアムを整備してきました。また、ギンバル訓練場跡地には KIN サンライズビーチのほか、金武町フットボールセンター、地域医療施設、温泉機能を備えたホテルが整備されています。

さらに、新開地地域は異国の雰囲気を感じることができる貴重な空間となっており、音楽イベントなどが行われています。

このように、町内の施設や地域資源は着実に整備が進んでいます。今後はこれらの施設を有効に活用し、町民にとって地域資源の価値や愛着の再認識の契機とするとともに、観光客の誘致により地域活性化に寄与することが期待されています。

#### (3) 雇用の場の創出・確保

国勢調査によると、金武町における完全失業率は、平成12(2000)年の15.7%から改善し、令和2年では5.7%となり、沖縄県の平均と同等の値になっています(県平均5.5%)。また、一人あたり町民所得についても、徐々に改善しており、平成28(2016)年以降は県平均を上回り続けています。

このように金武町では、雇用対策等の事業の展開により、就労環境が徐々に改善されています。雇用の創出・確保は、人口の定着や活気ある金武町の創出には欠かせない事項であることから、引き続き町民の働く場の創出・確保に取り組み、地域経済の活性化を図る必要があります。

#### (4) 軍用地の返還と跡地利用

約半世紀にわたり米軍基地として使用されてきたギンバル訓練場が、平成8(1996)年のSACO(沖縄に関する特別行動委員会)の最終報告により平成23(2011)年7月に返還されたことを受け、町では「金武町ふるさとづくり整備事業」として跡地利用を推進してきました。

しかしながら、依然としてキャンプ・ハンセンをはじめレッドビーチ訓練場、ブルービーチ訓練場が町土の約56%を占める割合で存在しています。これらの軍用地は、騒音や安全面などにおいて、住民生活に大きな影響を与えるとともに、施設整備の際に土地が十分に確保できないなどまちづくりや町勢発展を制約しており、金武町におけるまちづくりの状況に応じて、返還を求めていく必要があります。

### (5)社会情勢の変化への柔軟な対応

近年、社会情勢や生活様式の変化により、地域住民のニーズが多様化しているとともに、人口減少及び少子高齢化が全国的に問題となっています。

また、近年はデジタル技術の急速な進展や新型コロナウイルス感染症を契機とした働き方・暮らし方の多様化など、社会全体の構造が大きく変わりつつあります。こうした変化にどう適応していくかが重要な課題となっており、金武町においても、教育現場のICT化や行政手続きのオンライン化などの取組を推進しています。

さらに、地震や台風などの自然災害の頻発、感染症や気候変動によるリスクの高まりを受けて、防災や危機管理の強化も急務となっています。地域防災力の向上や、災害時における情報伝達・避難支援体制の整備、平時からの備えを含めたレジリエントな地域づくりが求められています。

このように、今後10年間に於いても社会情勢が目まぐるしく変化していくことが予想されるため、新たな社会課題にも即応できる施策の立案や事業の展開が求められています。

### (6)社会で活躍する人材の育成

国際化や社会・地域を取り巻く環境の変化が激しい今日、時代に即した人材育成が必要となっています。金武町では、教育現場における各種支援員の配置や、農業に関わる若者、海外留学などを支援し、町民が県外国外で活躍できるよう人材育成を図ってきました。

このような取組を継続支援するとともに、新しい時代の到来に備え、個人が能力を発揮し、仕事や社会で活躍できる人材の育成が課題となっています。

また、国内外からの人材の確保や新規事業機会の拡大、起業支援及び若者の雇用促進なども課題となっており、さらに金武町独自の個性や地域性を育てていくことが必要となっています。

### (7)住環境の整備

金武町は、米軍基地が広大な面積を占めており、限られた土地を活用しながら住環境の整備やまちづくりを行い、町営住宅や民間活力を生かした住宅地の整備を図ってきました。

しかしながら、人口の増加や、核家族化の進行に伴う世帯数の増加、若者の定住促進への対応は必ずしも十分とはいえない状況であり、いかに限られた土地を有効に活用していくかが課題となっています。また、金武町の自然や歴史的なまちなみといった景観を守り、町民にとって良好な住環境を整備していくことも必要です。

### (8)地域公共交通等の整備

近年、公共交通従事者の高齢化や、労働環境改善のためのルート・ダイヤ改正等により、路線バスやタクシーといった公共交通の利便性低下が問題となっています。地域公共交通の確保は、学生の通学や高齢者の通院など、移動に制約がある人々の日常生活及び生活の質に直結する問題です。また、自家用車への過度な依存は交通渋滞を引き起こし、時間的・経済的損失や地域の安全確保上の問題にも繋がります。町内における交通移動のニーズを把握し、住民の生活に必要な交通手段を確保することなどが課題となっています。

## 第2章 まちづくりの将来像

### 1. 総合計画の全体像

昭和52(1977)年に制定された金武村振興開発計画基本構想では、金武町の将来像を“明るい村、住みよい村、平和な村”としていました。次に策定された金武町第2次総合計画(昭和61年)では“心豊かな明るく住みよい 活力あるまち”が将来像として示され、第3次金武町総合計画(平成8年)においてもこの将来像が踏襲されています。第4次金武町総合計画(平成18年)では、当時のまちづくりのテーマを鑑みて、金武町の将来像を“心豊かな明るい健康文化のまち”としています。第5次金武町総合計画においては、町民とともにまちづくりを進めていくことに主眼を置き、“みんなで築く 夢と希望がもてるまち”としていました。

今回策定する第6次金武町総合計画においては、町民とともにまちづくりを更に推進していくことから、将来像を“つながる輪 夢を支える 金武のまち”とします。



## 2. 基本目標(分野別の目指す姿)

### 基本目標1

**健やかに 自分らしく  
いきいきまちづくり**  
—保健・福祉の充実—

地域の子ども、障がい者(児)、高齢者などが地域で安心して暮らせるよう、共に支え合う地域づくりに取り組みます。

### 基本目標2

**笑顔と未来を育む  
まちづくり**  
—子育て支援・教育の推進—

子育て支援、幼児教育や学校教育の充実を図り、子どもたちが未来に向け健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

### 基本目標3

**文化が薫り  
絆がひろがるまちづくり**  
—文化・スポーツの振興—

生涯学習や文化、スポーツ、国際交流を推進し、心身の豊かさと、地域への誇りを育むまちづくりに取り組みます。

### 基本目標4

**みんなで支える  
住みよいまちづくり**  
—生活環境・基盤の整備—

自然と調和した住みよいまちを目指し、生活環境や道路、上下水道、公園、情報通信などといった基盤の整備を推進します。

### 基本目標5

**安全・安心に暮らせる  
まちづくり**  
—環境衛生・防災対策の推進—

安心して暮らせるまちを目指し、廃棄物処理対策や消防・救急体制、防災・減災、交通安全及び防犯対策に取り組みます。

### 基本目標6

**活気あふれる  
チャレンジのまちづくり**  
—産業の振興—

農林畜産業、水産業及び商工業の振興を図るとともに、観光振興や雇用対策についても取組を推進します。

### 基本目標7

**協力と信頼で築く  
持続可能なまちづくり**  
—行財政の推進—

町民の意見をまちづくりに反映できる体制を確立し、効率・効果的で良質な行政サービスの提供を目指します。

【つながる輪  
夢を支える  
金武のまち】  
を目指して



### 3. まちづくりの目標年度と人口目標

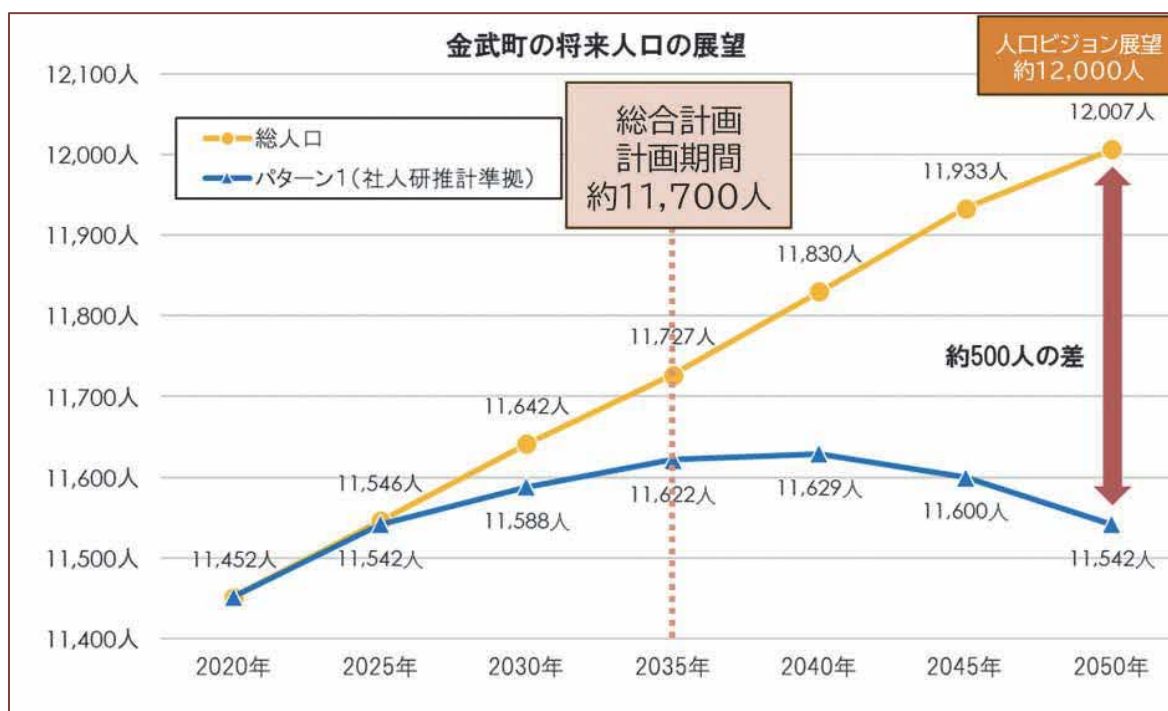
#### (1) 目標年度

この基本構想は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和17(2035)年度までの10年間を計画期間とします。

#### (2) 将来人口目標

この基本構想では、計画の目標年度である令和17(2035)年度の将来人口目標を、11,700人と設定します。

本町では、中長期的な人口展望を示した金武町人口ビジョン(令和6年時点見直し)を策定しました。人口ビジョンでは、令和32(2050)年に人口12,000人程度を目指すことを位置づけており、本構想の目標年度である令和17(2035)年には11,700人の人口を維持することとなっています。これを踏まえて、第6次金武町総合計画【基本構想】における将来人口目標を11,700人と設定します。



#### (3) 計画の弾力的運用

この基本構想の施行にあたっては、社会経済情勢の変動に柔軟に対応できるよう弾力的な運用を図り、実効性の確保に努めながら、随時必要な見直しの検討を行い、基本計画及び実施計画との調整を図ることとします。

## 第3章 土地利用の基本的な考え方

### 1. 地域類型別の町土地利用の基本方針

#### (1) 市街地<sup>(※1)</sup>

市街地については、今後も世帯数が増加することが想定され、市街地拡大が見込まれる中で、社会経済を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要です。このため、町民にとって利便性に富んだ快適な空間の形成と居住環境の確保を図るとともに、周辺地区との連携の強化と、商業・業務施設、公共・公益施設等の都市機能がより一層集積した中心拠点の形成及び商業、観光等の産業振興拠点や町民の生活を支える地域生活拠点としての市街地づくりを行います。また、人口構造と社会経済状況の変化や国道329号金武バイパスの供用に対応し、計画的な土地利用を図ります。

#### (2) 農山漁村<sup>(※2)</sup>

農山漁村は、食料等の安定的供給のための生産や地域の生活の場であるだけでなく、自然環境や田園環境、歴史文化などの地域資源は、町民が共有する財産です。そのため、地域特性を踏まえて、生産基盤の整備や良好な生活環境の整備を推進するとともに、多様なニーズに対応した農水産業の展開や豊かな自然環境、原風景を生かした美しい景観形成、地域文化を活用した地域住民の交流の促進などにより魅力ある農山漁村を形成します。併せて、効率的で安定的な農業経営の育成を進めることにより、優良な農地の確保及び保全に努めます。

#### (3) 自然維持地域<sup>(※3)</sup>

本町は、マングローブ等の貴重な動植物が生息する億首川をはじめ、優れた自然環境を有しており、その自然環境の保全を旨として維持すべき地域は積極的に保全していきます。また、森林については、水源かん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の観点からも、積極的に維持・増進を図っていきます。さらに、恵まれた自然環境を次世代に引き継いでいくため、その自然特性を踏まえ、自然体験学習など自然とのふれあいの場として利用を図ります。

(※1)市街地…「国勢調査」の定義による人口集中地区(DID)をいう。

(※2)農山漁村…自然的地域のうち、人為的な影響が強く、また恒常的であるため、自然の循環システムがやや変形して機能している地域をいう。この場合、住宅が密集している集落等も農山漁村に含まれる。

(※3)自然維持地域…人為的な影響が弱い、または非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつその自然が優れた属性を有しており、今後ともその優れた自然環境の維持を図るべき地域をいう。

## 2. 利用区分別の町土利用の基本方向

### (1) 農地

農地は、町土面積の約11.7%(442.9ha、令和2年時点)で、サトウキビをはじめ花卉栽培などの畑地が中心であるほか、本町の豊富な水資源を生かした県内有数の田芋畑も形成しています。農業は本町の基幹産業の一つであり、農地については農作物生産の基盤であることから、都市的な生活環境と農業の生産環境の整合性を図り、都市機能<sup>(※1)</sup>を提供するエリアと農村部の調和の取れた発展を図るため、その保全及び確保に努めます。

また、近年では農業従事者の高齢化や後継者不足などにより農業を取り巻く経営環境は一般的に厳しく、また、耕作放棄地の解消が課題となっています。このため、地域計画を随時更新しながら、意欲ある担い手への農地の利用集積などによる耕作放棄地の有効活用を進めながら、金武町農業振興地域整備計画に基づき、適切に運用・管理し、生産性の高い優良農地の保全及び確保に努めます。

### (2) 森林

森林は、町土面積の約53.4%(2,021ha、令和元年時点)で、本町の土地利用上、大きな割合を占めています。森林は、貴重な動植物の生息地、二酸化炭素吸収、水源かん養、保健・休養、土砂災害防止などの公益的機能、木材生産などの経済的機能を併せ持っており、これらの多面的な機能の発揮に必要な森林の確保と保全を図ります。

市街地や集落地及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、開発と安全性を考慮しながら保全に努めます。また、森林の多面的機能を生かしつつ、保健・休養、レクリエーションの場、景観の創出等の多目的な有効活用を図ります。

### (3) 原野等

原野等のうち、湿原や水辺植生・野生動植物の生息地など、優れた自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持などの観点から保全を図ります。また、農山漁村周辺の原野は、地域のニーズや周辺環境等に配慮して、周辺土地利用との一体的な利活用を図ります。

### (4) 水面・河川・水路

水面については、自然環境の保全及び農業用水等の確保のため保全を図ります。また、平成26(2014)年4月には金武ダムが運用開始されており、その周辺では億首川の豊かな自然環境を含めた総合的レクリエーション拠点として有効活用を図ります。

河川については、計画的な治水対策を促進し、河川氾濫地域における安全性の確保に努めます。また、自然環境の保全に努め、レクリエーションの場を提供し、豊かで潤いある水辺空間の創造を図るために、水質の保全及び改善を図ります。

水路については、環境保全や衛生面などの生活環境の向上を図るため、生活排水路の整備を推進し、適正な維持・管理に努めます。また、自然環境の保全に配慮しつつ、農業振興に資する農業用排水路などの計画的な整備や適正な維持・管理に努めます。

(※1)都市機能…居住、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のこと。

## (5)道路

道路については、町土の均衡ある発展を図り、交通体系の骨格となる国道329号や県道における主要幹線道路の維持・管理及び渋滞対策を国や県と連携して行います。また、国道329号の4車線化を含む道路整備について関係機関に対し要請を行います。

更に主要幹線道路と連結し、地域生活や活性化等を支援する道路などの必要な用地確保と整備については、道路ネットワークの構築を考慮しながら推進します。その整備にあたっては、全ての利用者に優しいユニバーサルデザインの構築を図るとともに、防災機能、公共・公益施設の収容機能などの発揮に配慮します。また、自然環境との調和、地域住民の生活環境の保全・改善、良好な都市景観の形成などに十分配慮します。

町道及び農道については、適切な整備と維持・管理に努めます。その整備にあたっては、農業の生産性の向上及び生産基盤の適正な管理、自然環境との調和や文化的景観の保全に十分配慮します。

## (6)宅地

### ①住宅地

住宅地については、人口及び世帯数の動向、地域特性や開発行為の動向などに対応しつつ、望ましい居住水準と良好な居住環境の実現に向け、生活関連施設の整備に努めます。また、若者の定住化を促進し、受け皿となる住宅地確保や既存住宅地域内における残地の有効活用を計画的に進めるとともに、新たな住宅地の形成にあたっては、供用開始されている国道329号金武バイパス沿道地域や農用地区域から除外された既存集落周辺など計画的・効率的な配置に努めます。さらに、自然環境の保全と調和に十分配慮した整備に努め、災害に関する地域の自然的特性を踏まえた適切な土地利用を推進します。

### ②工業用地

工業用地については、平成20年3月から沖縄県振興特別措置法を受け、情報通信産業振興地域や産業高度化地域に位置づけられている中で、雇用の場の創出・地域経済の活性化と、自然環境や住環境との共生の両立に配慮します。

### ③その他の宅地

その他の宅地については、主に商業・事業所用地であるが、市街地の良好な環境の形成に配慮し、本町の地域特性を踏まえた商業の活性化を図ります。また、主要幹線道路の沿道については、周辺環境との調和を図りつつ、市街地との共生に配慮した計画的な沿道型の土地利用を図ります。特に本町では、平成31(2019)年4月に発足された環金武湾振興協議会に加入し、区域の持続的な発展と産業活性化を図っており、ギンバル訓練場跡地利用にあわせ、観光施設等の誘致を図ります。なお、事業の具体化にあたっては、事業の特性を踏まえ、施設等の位置・規模等の検討段階における環境的側面の検討や事業の実施段階における環境調査を実施することなどにより、適切な環境配慮に努めます。

## (7)その他

### ①公用・公共施設用地

本町の公用・公共施設用地は、金武区・並里区を中心に立地し地域住民にとって生活上重要な機能を果たすものです。そのため、今後は地域住民のニーズに配慮した適切な配置と用地確保を図ります。また、施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用についても配慮します。

また、墓地については、本県の歴史的・文化的背景から個人墓地が設置され散在化している現状を踏まえ、新たに設置される墓地については、土地の有効利用の観点から周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り集約化を図ります。

### ②レクリエーション用地

本町では、山、海、川といった豊かな自然環境に恵まれており、近年ではこれら自然環境を活用した自然体験学習などの活発的な取組も行われています。ネイチャーみらい館や億首川プロムナードなどのレクリエーション施設や平成26年4月に運用開始されている金武ダムをの周辺を含め、豊かな自然環境を生かした総合的なレクリエーション拠点として有効利用を図ります。

## (8)低・未利用地

農地として利用すべき土地である農用地区域内などにある耕作放棄地については、意欲ある担い手への農地の利用集積によるその有効利用を推進します。

また、市街地や集落内における空き地については、今後、人口増加や核家族化の進行による世帯数増加、単身・夫婦のみ高齢者世帯などの増加が想定されるため、既存住宅地域内において残地の有効活用などを図りつつ、住環境基盤の充実を図ります。

## (9)沿岸域

本町は金武湾に面しており、エーグ岩周辺からKIN サンライズビーチ沖にかけてサンゴ礁が発達するなど、豊かな自然環境を形成し、ダイビングスポットやフィッシングポイントとしても知られています。また、内湾域は海藻養殖業等の好漁場となっています。

金武湾の沿岸域については、優れた自然環境や景観の保全を図ります。また、KIN サンライズビーチや屋嘉海岸、伊芸海浜公園が整備されるなど、レクリエーション、漁業、海上交通等への多様な活用が期待できることから、自然環境への影響や社会的動向を踏まえ、海域と陸域の一体性に配慮しつつ、長期的な視点に立った総合的利用を図ります。

## (10)米軍施設・区域

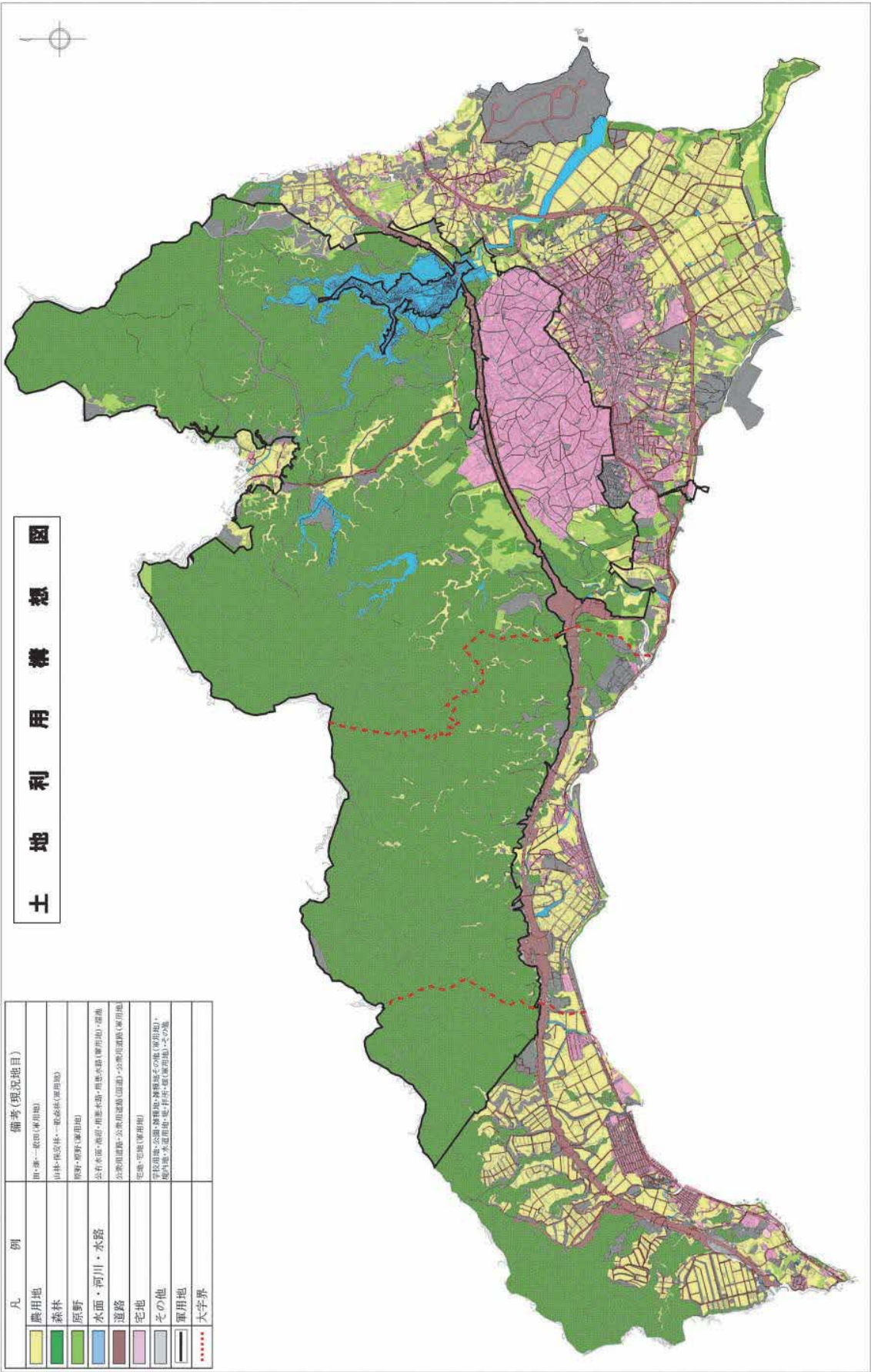
町土の約56%(令和2年3月末時点)は米軍施設用地となっており、その大半を占める山間部では実弾射撃訓練が行われ、山火事等の被害が発生しています。特に山間部は本町の水源地として重要な資源であることや雄大な森林と貴重な動植物が存在しているため、今後も森林環境の適切な維持・管理及び育成を継続して要請します。

## 利用区分の定義

農地	耕地の目的に供される土地	
森林	国有林と民有林の合計	
原野等	森林以外の草生地と採草放牧地の合計	
水面・河川・水路	水面、河川及び水路の面積の合計	
	1)水面	湖沼(人造湖及び天然湖沼)並びにため池の満水時の水面
	2)河川	一級河川、二級河川、準用河川における河川区域
	3)水路	農業用排水路
道路	一般道路、農道及び林道の合計	
宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地	
	住宅地	住宅として機能する建物が存在している用地
	工業用地	従業員4人以上の事業所の敷地
	その他の宅地	「宅地」から「住宅地」と「工業用地」を除いた土地
その他	上記のいずれにも該当しない土地	

資料:「第4次金武町国土利用計画(更新版)」

平成24年8月時点



資料:「第4次金武町国土利用計画(更新版)」

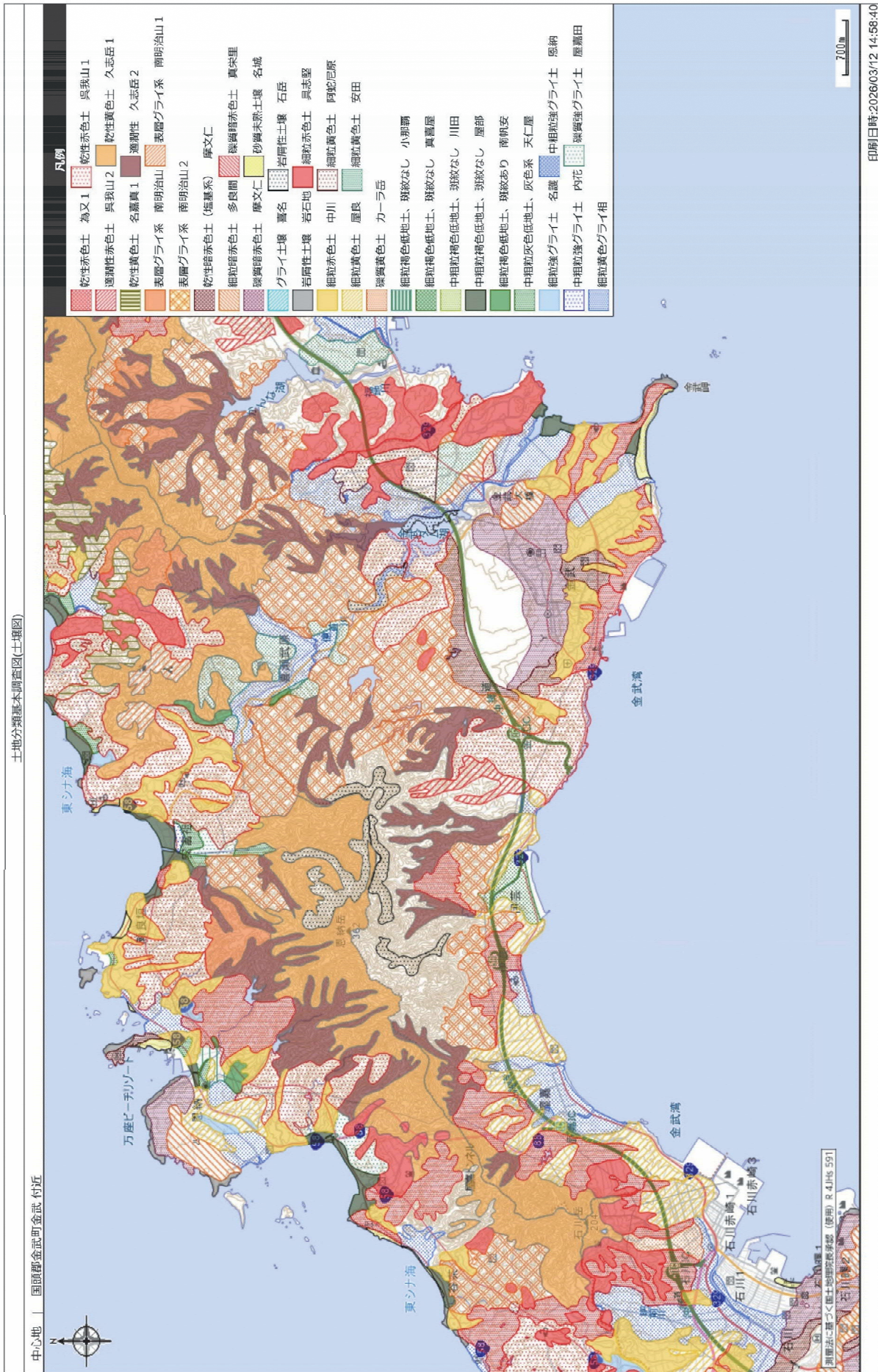
### 3. 地質・土壌の情報

本町の地質は、東西で分布状況が異なっており、金武と伊芸を境に、東部は、嘉陽層と呼ばれる古第三系の砂岩や第四系の琉球石灰岩・石灰岩質砂岩の礫岩からなります。伊芸及び屋嘉の西部は、名護層と呼ばれる中生代の千枚岩(粘板岩質)が多く見られ、その他新生代第四紀の石灰岩質砂岩・礫岩、砂礫堆積物が台地面に分布しています。また、億首川流域や海岸低地には、泥がち・砂がちの堆積物が全域にわたって分布しています。

土壌の分布をみると、山間部や一部の海岸台地には、国頭マージと呼ばれる赤色や黄色の酸性土壌、そして、金武・並里の台地には琉球石灰岩を母材とする島尻マージ(暗赤色土壌)が広く分布しています。また、屋嘉や伊芸集落付近には褐色を呈する沖積土壌、そして、億首川流域や伊芸には水田に利用されているグライ層からなる沖積土壌が分布しています。

# 土壌分布図

土地分類基本調査図(土壌図)



【基本構想】



**第6次**  
**金武町総合計画**  
**[前期基本計画]**



## 前期基本計画について

### 1. 計画の役割・期間

#### (1) 計画の役割

本〔前期基本計画〕は、第6次金武町総合計画〔基本構想〕を実現するためのより具体的な計画であり、〔基本構想〕の内容を行政の施策として明らかにし体系化したものです。

したがって、〔前期基本計画〕は本町の行政運営の基本として、町民と行政が心をひとつにし、“つながる輪 夢を支える 金武のまち”を実現していくためのより具体的な方向性を示す役割を担っています。

#### (2) 計画期間

第6次金武町総合計画の期間10年間のうち、前期5か年である令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とします。

### 2. SDGsの考え方

SDGs(Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際目標です。「社会」「経済」「環境」の3テーマから捉えることのできる17のゴール、169個のターゲットが定められています。

国連に加盟するすべての国が取り組むものとされ、日本においては、国がとりまとめた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版(令和5年12月19日一部改定)」に基づき、取組を推進しています。指針では、各ステークホルダーに期待される役割として、地方自治体は「SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されている」と位置付けられています。

金武町は、SDGsに共感し、将来像である“つながる輪 夢を支える 金武のまち”実現のため、「社会」「経済」「環境」のバランスを図りながら、持続可能なまちづくりを進めていきます。

SDGsの基本的な考え方は、環境対策だけでなく経済も同時に発展させ、暮らしやひとの尊厳を守ることなど社会問題も含めて総合的に取り組むことで、よりよい世界を実現するというものです。本町においては、総合計画がその役割を果たす計画であるため、総合計画のなかにSDGs

の取り組みを織り込むこととします。具体的には、前期基本計画の各施策の取り組みがSDGsの取り組みに対応するものとします。どの政策がどのSDGsゴールに対応するかは、施策の名称の下にアイコンを表示することで示しています。

本町のまちづくりを推進することでSDGsを推進していきます。



**金武町のまちづくりの推進**  
(地域課題の解決＝地方創生)

**SDGs の推進**  
(社会・経済・環境の総合的推進)

【基本計画】

SDGsのゴール一覧

 <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>
 <p>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	

※ゴール名は「JAPAN SDGs Action Platform」より引用(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>)

### 3. 「施策の展開」の見方

本計画書では、施策ごとに担当する所管課を示しています。原則として、1施策につき1つの所管課を記載し、関連課がある場合は主所管の下に括弧書きで示しています。

また、総合戦略に位置付けている施策には、施策名の横に【戦略】マークを示しています。

<p>(2) 防犯施設整備等の充実 <b>【戦略】</b></p> <p>① 犯罪抑止と夜間における歩行者の安全確保及び道路や公園等の町民生活に不可欠な場所における防犯性向上のため、通学路や生活道路へのLED防犯灯、街灯、防犯カメラの整備・更新を推進していく。</p>	<p>(例)</p> <p><b>【所管】</b> 総務課 (建設課)</p>
--	---

# 基本目標1

## 健やかに 自分らしく いきいきまちづくり

—保健・福祉の充実—

---

**施策1 健康増進・各福祉施策の推進**

**施策2 国民健康保険**

# 1 健康増進・各福祉施策の推進



## 目的

地域の子ども、障がい者(児)、高齢者などが安心して地域で暮らせるよう住民同士が互いに支え合い、見守ることのできる地域づくりを目指す。

## 基本方針

- 住み慣れた地域で、町民、行政が相互に支え合う、自助・共助・公助の考え方に基づく地域課題解決のためのコミュニティづくり、地域活動の充実を図る。
- 町民の誰もが生きがいをもってのびのびと暮らせるまちづくりを実現する。
- 各年代の健康の保持増進、交流や活動の場づくりを推進する。
- 各年代の健康課題に応じた健康づくりの情報発信及び環境整備などを行い、いきいきと元気に暮らせるまちづくりを推進する。
- 成年後見制度の利用を必要とする人が早期に適切な利用につながるよう、成年後見制度利用の促進に向けた施策を推進する。

## 現状・課題

- 今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に加え、老々介護や介護の担い手不足などの課題も顕在化していくことが予測される。このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者への生活支援と介護予防の充実に取り組むことが求められる。
- 高齢化率(26.9%)(※1)の上昇とともに認知症高齢者等や身寄りのない高齢者等の増加が今後も見込まれることから、成年後見制度の利用促進を担う中核機関を設置し体制の構築を図る「金武町権利擁護支援中核機関サポートきん」を活用し、必要な方へ成年後見制度の利用を促進し、個人としての尊厳にふさわしい生活の保障を図ることが求められる。
- 高齢者の社会参加は、生きがいづくりだけでなく、介護予防や閉じこもり防止にも効果的であると言われていることから、高齢者一人ひとりの経験や能力、価値観やライフスタイル等に応じ、地域貢献ができる多様な機会を提供することが求められる。
- 障がい者や介護者である家族の高齢化に伴い、家族が亡くなった後の障がい者の生活についての不安が増大していることから、障がい者が一人でも安心して生活することができるよう、就労支援等の障がい者福祉サービスの充実が求められる。
- 障がいのある人や家族、関係機関の方など、地域の障がい者支援を統括・調整する中核機関「基幹相談支援センター」を設置し、障がい者やその家族が安心して生活ができるまちづくりを進めることが求められる。
- 沖縄県の「健康おきなわ21(第2次)最終評価報告書」では、平均寿命は延伸しているが、全国に比べて伸びが鈍い状況が続き、その誘因として特に働き盛り世代において年齢調整死亡率が高く、死亡数の多い生活習慣病の発症と重症化が課題である。KDB(国保データベースシステム)(※2)を活用し、健診結果・医療・介護等の情報から地域の健康課題を分析し、特定健診・特定保健指導実施計画及びデータヘルス計画等をPDCAサイクルで実施していくことが求められている。
- KDB(国保データベースシステム)の分析結果をみると、健診結果が有所見または治療が必要な段階でも医療受診しない状況や長期の未受診などによる病気の重症化が考えられ、町民の早世予防と健康寿命延伸への取組は急務である。そのためには、町民の健康意識の向上を図り、生活習慣病予防、重症化予防を推進する必要がある、関係機関との連携強化が課題である。

(※1)高齢化率…総人口に占める65歳以上人口の割合。令和7(2025)年9月30日現在の住民基本台帳人口より算出。

(※2)KDB(国保データベースシステム)…統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

■ 基本データ



介護予防教室



世代間交流

施策の展開

(1) 支え合う地域づくり

①生活支援コーディネーター(※3)を中心に、各区やボランティア団体などと協力しながら、地域のさまざまな活動をつなぎ、支え合いの地域づくりを推進する。

また、日常生活の困りごとや支援が必要な方を地域全体で支えるため、各区に住民同士が気軽に集まれる「通いの場」の設置に取り組む。

【所管】  
保健福祉課

(2) 障がい者福祉の充実

①障がいの種類にかかわらず、障がい者が自立し、生きがいをもって暮らしていくことができるよう、障がい者の就労を促進する就労支援等の障がい福祉サービスの充実を図る。

②障がい者やその家族が身近な地域で気軽に相談支援を受けることができるよう、障がい者等の相談に総合的に対応する基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を構築する。

③重度障害や障害の特性から支援が複雑な方等の障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域の基盤を整え、緊急時や災害時に支援が必要な方へ対応することを目的に地域生活支援拠点事業を推進する。

【所管】  
保健福祉課

(3) 高齢者福祉の充実

①認知症等により判断能力が十分ではない方が、成年後見制度(※4)を利用することで、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活の保障が図られることを目的とした、成年後見制度の利用促進を担う中核機関「金武町権利擁護支援中核機関サポートきん」により、権利擁護支援を要する方が適切に制度に結びつくように、地域連携ネットワークを構築する。

②認知症の知識や対応の仕方の普及啓発、認知症の早期発見・早期対応のための認知症地域支援推進員(※5)を中心とした専門的な支援体制、地域での見守り体制の構築などにより、認知症高齢者やその家族が地域で孤立しないための支援体制の推進を図る。

【所管】  
保健福祉課

#### (4) 健康づくりの充実

- ① 町民の早世予防と健康寿命延伸への取組については、健康意識の向上を図り、生活習慣病予防、重症化予防を推進する必要がある。そのためには、乳児期からの健康づくりを意識した生活習慣が確立できるよう、各年代にあわせた食事や運動などの健康情報を発信し、健康増進を図る。
- ② 感染症対策として、関係機関と連携し、予防接種を気軽に行えるような体制構築を図る。
- ③ 町民の健康づくりを推進するため、町が定めた運動施設を利用した際の利用料の一部を助成することにより、利用者が運動習慣を獲得し生活習慣の改善につなげる。
- ④ 65歳未満死亡率の改善と健康寿命の延伸を図る目的で、とりわけ健診受診率の低い働き盛り世代の健康づくりの推進に向け、金武町商工会、全国健康保険協会(沖縄支部)と健康づくりにおける協定を結び、組織的に健康づくりの気運を高める取組を行っていく。

【所管】  
保健福祉課

(※3)生活支援コーディネーター・・・社会資源を適切に把握し、地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成、地域における新しい福祉ネットワークの構築、地域における支援に関するニーズと取組のマッチング等の役割を担う専門職員のこと。

(※4)成年後見制度・・・認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、社会で不利益や被害を受けることがないようにするための制度。

(※5)認知症地域支援推進員・・・認知症の方の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるよう、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援、認知症の方やその家族を対象とした相談業務などに特化した専門職員のこと。

## 2 国民健康保険



**目的**  
安定的な国民健康保険制度の運営を推進し、町民の健康の保持増進を図る。

**基本方針**

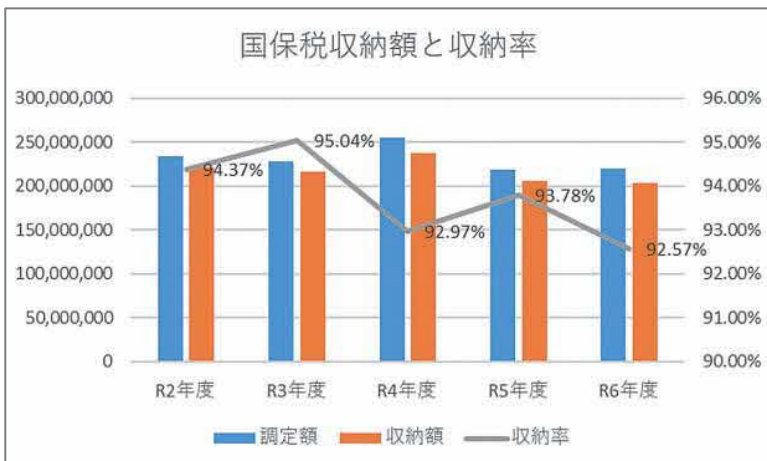
- 沖縄県国民健康保険運営方針に基づき、本町国民健康保険制度の安定的な運営、負担の公平化、医療費の適正化を図り、あわせて市町村が行う事務の標準化等に努める。
- 特定健診及び特定保健指導等の保健事業と介護予防の一体的事業を推進し、疾病の未然防止と早期発見にむけた被保険者への啓発や医療費通知の周知徹底を図り、国民健康保険事業に対する町民意識の高揚を図る。

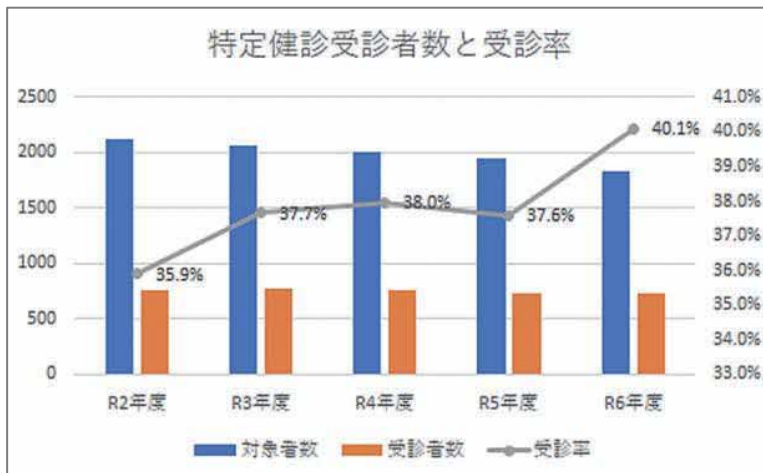
【基本計画】  
基本目標1

**現状・課題**

- 保険税収納率については、引き続き保険税の納付相談の充実、口座振替の案内及び納期内納税の推進などをホームページなどで周知し、納税意識を高め、収納率の向上に努める必要がある。
- 医療費の適正化については、特定健診、特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進が課題であるため、引き続き町民の健康づくり活動の普及促進、医療費抑制に努める。
- 被用者保険の適用拡大により、比較的収入のある方が国民健康保険から被用者保険へ移行することで、年々、被保険者数が減少しており、保険税の収入も減少していくことが想定される。持続可能な国民健康保険制度を構築するためにも、適正な保険税率の改正に取り組むとともに、一般会計からの赤字補填の繰り入れを解消する必要がある。
- 国の法改正に対応するため、令和3(2021)年度から保健事業と介護予防の一体的な事業の取組が実施されることに伴い、統一した役場内組織の体制構築が必要である。
- 特定健診の受診率向上を図るため、町の広報媒体(広報誌、公式SNS等)を使った周知を行っている。また、これまでの取組に加え、令和元(2019)年度からAIを活用し、過去データを基に健診未受診者の特性を推測し、特性にあった勧奨パンフレットを送付することで特定健診の受診に結びつけるための取組を行っている。

**基本データ**





## 施策の展開

### (1) 国民健康保険財政の健全化

- ①国民健康保険財政の健全化を図るため、滞納者の実態把握に努め、相談体制の充実を図るとともに、口座振替等を促進し保険税収納率の向上を図る。また、沖縄県国民健康保険運営方針等に基づく保険料(税)水準の統一化を見据え、適正な保険税率の改正に取り組む。

【所管】  
住民生活課

### (2) 医療費の適正化促進

- ①保険医療費の適正化と節減を図るため、適正受診対策とレセプト(診療報酬明細書)点検の強化やジェネリック医薬品の使用促進及び医療費通知の実施を推進するとともに、国民健康保険制度への理解と意識の高揚を図る。

【所管】  
住民生活課

### (3) 保健事業の推進

- ①国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険制度の長期的安定化を図る観点から、保健事業と介護予防の一体的な取組を実施し、町民の健康づくりを推進するとともに、あわせて特定健診・保健指導の受診率向上を図るため、健診受診者へ特典を付与するインセンティブ事業(※1)を継続して実施する。

【所管】  
住民生活課

(※1)インセンティブ事業…健診受診者に対し、町内事業所で使用できる特典チケットを付与する。

## 基本目標2

# 笑顔と未来を育むまちづくり

—子育て支援・教育の推進—

- 施策1 子育て支援の推進
- 施策2 幼児教育の振興
- 施策3 義務教育の振興
- 施策4 青少年健全育成の推進
- 施策5 育英事業の推進

# 1 子育て支援の推進



## 目的

子どもを産み育てやすいまちづくりを目指す。

## 基本方針

- 子どもを産み育てやすいまちづくりを推進するため、子育て環境の整備と、子育て家庭への支援を充実させる。
- 質の高い幼児教育を実践するため、小学校就学にむけ、福祉部局と教育部局のさらなる連携を図る。

## 現状・課題

- 待機児童の解消と就学前の一貫した保育教育を図るため、認可外の認可化や公立園の民営化及び幼稚園との統合を推進してきた。こども園については公立1施設と私立5施設(公私連携1施設を含む)のほか、私立保育園1施設、小規模保育施設3施設の計10施設が整備されている。今後は、就学前の一貫した保育、幼児教育の充実を図る必要がある。
- 地域における子育て支援の充実を図るため、保育所等の小学校就学前施設と地域子育て支援センター(歩っ歩)の整備と運営に取り組んできた。また、就学児童の午後の保育においても、各地域の協力を得ながら、放課後児童健全育成事業(※1)を実施し各年齢に対応した育児などのサポートを図ってきた。今後も児童福祉の充実を図るため、保護者などの育児に関するニーズ等を把握し、町に適したサービスを提供していく必要がある。
- こども及び保護者を取り巻く環境により、こどもの育つ環境や育児方法等も多岐にわたる。その背景には、核家族等による子育ての孤立、経済的困窮(こどもの貧困)、家族の世話や過重な手伝い(ヤングケアラー)など様々な状況がみられる。町では、貧困や児童虐待等の育つ環境によってこどもの主体性が損なわれることのないよう、個別の相談や支援などサポートの充実を図る必要がある。
- 複数年幼児教育や就学前の一貫した保育の実施、就学前の集団生活など保護者ニーズに対応するため認定こども園化を推進してきた。また、小学校への接続がスムーズに行えるよう町内全ての就学前保育施設、小学校1年生担任の参加のもと、架け橋期カリキュラムを作成し実践してきた。今後も質の高い幼児教育を具体的に実践するために、金武町保育者育成指標モデルに沿った人材育成について、関係機関との連携を強化する。
- 障害がある子どもたちや保護者への子育て支援の充実を図るため、加配保育士と障害児保育支援員の配置を推進しているが、人材の確保が課題となっている。

(※1)放課後児童健全育成事業…小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後等に各地区公民館や専用施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るもの。

■ 基本データ



認定こども園



児童虐待防止推進月間講演会

施策の展開

(1) 保育・幼児教育の充実

- ① 就学前の一貫した保育、幼児教育を実施する中で町内のどの就学前教育や保育施設を利用しても就学までに一定の育ちとなるよう、町の幼児教育センターや学びの基礎力育成支援事業推進協議会と連携し接続期プレカリキュラム、就学接続プログラム、金武町保育者育成指標モデル等を基に町内幼児教育者、保育者の資質向上に取り組み、就学へのスムーズな移行を図る。

【所管】  
こども支援課

(2) 保育環境の充実【戦略】

- ① 保育人材確保等のため、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育補助者雇上げ強化事業など国・県の各種保育人材確保事業については、町内事業所が実施を希望する場合には積極的に支援する。  
また、町独自の人材確保事業として保育士等就労支援金を実施することにより、就学前施設において保育士等が働きやすい環境を整備し、就業継続及び離職防止を図ることで、安定的な児童受入体制の構築に取り組む。
- ② 保護者などの育児に関するニーズ等に対応するため年度途中待機児童の解消、誰でも通園や預かり保育、病後児保育等の実施に取り組み、保護者が安心して子育てができる保育環境の充実を図る。
- ③ 学童環境の質の向上及び整備のため、就学児童の午後の保育においても各地区と協力の上、引き続き放課後児童健全育成事業等に取り組む。
- ④ 障害児の支援については、町独自の障害児保育支援事業を継続することで、町内私立の就学前施設においても必要に応じ適切な加配保育が行える体制を構築する。  
また、金武町保育施設等巡回相談支援事業を実施することで、担当保育士等の保育者や障害児の保護者に対し保育上必要な技術的支援並びに助言等を行い、障害児の処遇の向上に取り組む。

【所管】  
こども支援課

(3) 子育て家庭への支援

- ①こどもの健康の保持増進及び健全な発達並びに保護者の経済的な支援として、18歳までの子ども医療費助成及び就学前施設の3歳児、4歳児の給食費の一部と5歳児の給食費の全額助成を継続実施することに加え、低所得世帯に対しては、就学前施設や放課後児童健全育成事業の保育料等の減免及び就学前施設の給食費について3歳、4歳児の給食費も全額補助するなど各種助成事業を実施することで、子育てしやすい環境づくりに取り組む。
- ②こどもの貧困対策として、引き続き貧困対策支援員を配置し対象者の把握に努めるとともに、町内小学校、中学校、教育委員会、社会福祉協議会など各関係機関との連携を強化し、個々の生活状況に応じてフードバンク、就学援助、無料学習塾、生活保護、放課後こどもの居場所事業など必要な各種支援につなげることで、こどもが将来に自立した生活を送れるよう支援に取り組む。
- ③既存の児童福祉機能である子ども家庭総合支援拠点事業(※2)と母子保健機能である子育て世代包括支援センター(※3)をこども家庭センター(令和9年度設置予定)として統合し、全てのこどもとその家庭及び妊産婦などの子育て世帯等の相談・支援窓口を集約することで子育てにおいて地域で孤立することがないよう、専門的、継続的な支援に取り組む。

【所管】  
こども支援課

(4) 小学校への接続

- ①質の高い幼児教育を具体的実践するため、架け橋期カリキュラム(※4)を実施するとともに、公開保育・授業、保幼小中(※5)合同研修会を開催し連携を図る。また、金武町保育者育成指標モデルに沿った人材育成を行う。

【所管】  
学校教育課

(※2)子ども家庭総合支援拠点事業…子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行う、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る事業。

(※3)子育て世代包括支援センター…主に妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランを策定する業務を行う。

(※4)架け橋期カリキュラム…子供に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指すもの。

(※5)保幼小中…保育園(保)、幼稚園(幼)、認定こども園(こ)、小学校(小)、中学校(中)をまとめた呼び方。

地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
保育士不足による定員割れの人数	9人	0人

## 2 幼児教育の振興



### 目的

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、町内の全ての子どもに等しく機会を与えて育成していくことを目指す。

### 基本方針

- 令和5(2023)年度に設置した幼児教育センターの幼児教育主事、幼小中接続アドバイザーを中心に保育者の質の向上、幼児教育の充実、保幼小中の円滑な接続に努める。

### 現状・課題

- 平成30(2018)年度から0歳から、就学前の教育、保育の総合的な支援を行うため、こども園に移行。現在、公立幼稚園1施設、公立認定こども園1施設、公私連携こども園1施設、私立認定こども園4施設、保育園1施設、小規模保育3施設の教育・保育施設がある。
- 今後は、就学前の一貫した保育、幼児教育の充実を図る必要がある。
- 中川幼稚園については、令和6(2024)年度休園、令和7(2025)年度利用者4名(内1名は区域外)、令和8(2026)年度は休園となっている。近隣に私立のこども園があり園児が分散していることやすでに入園しているこども園を継続利用する保護者が増加している。
- 3歳児から5歳児の幼児教育として、就学前保育施設等と幼児教育センターに配置される幼児教育主事や幼小中接続アドバイザー(※1)との連携を密にしながら、学びの基礎力育成支援事業の実施や架け橋期プログラムに沿った幼児教育の充実に努めている。
- 第3期金武町子ども子育て支援事業計画(令和7(2025)年3月)に盛り込まれている「幼児教育政策プログラム」の推進を図る。

(※1)幼小中接続アドバイザー…幼児教育センターが目指す、切れ目のない質の高い教育の実践に向け、経験や専門性を生かし、助言を行う役割を担う。

### 基本データ



チャレンジ大会



保幼小連携検討会

## 施策の展開

### (1) 教育環境の整備【戦略】

- ① 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、多様な幼児教育活動の実施を推進する。
- ② 幼児教育を組織的に持続的に実施するため、幼児教育センターに幼児教育主事と幼小中接続アドバイザーを配置する。
- ③ 町内の公立・私立のどの就学前保育施設に入園しても、小学校に入学するまでに一定の学びの基礎力を育成するため、幼児教育主事や幼小中接続アドバイザーを中心に学びの基礎力育成支援事業を実施するとともに、架け橋期プログラムに沿った事業の展開、研修を行う。

【所 管】  
学校教育課

### (2) 教育内容の充実

- ① 幼稚園教諭や保育教諭等の資質向上及び教育課程の充実を図るため、金武町保育者育成指標モデルに沿った人材育成、金武町幼児教育センターや沖縄県の主催する研修等を活用する。また、幼児教育に係るリーフレットの配付や、ホームページを作成する等保護者や地域への啓発を図る。
- ② 町内の公立、私立すべての就学前保育施設に入園した子どもたちが、同水準で質の高い教育が受けられるよう、保幼小の検討会の開催、各種交流会、公開保育、幼児教育主事や幼小中接続アドバイザーによる就学前施設訪問による助言等を実施する。
- ③ 実態に即した架け橋期プログラムの見直しを随時実施する。

【所 管】  
学校教育課

### (3) 保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校の連携

- ① 金武町幼児教育センターの幼児教育主事、幼小中接続アドバイザーを中心に0歳から15歳までの連続性に配慮しつつ保幼小中の連携を構築する。
- ② 幼児期で培った力を小学校・中学校へとつないでいけるよう、保幼小中合同研修会や学びの基礎力育成支援事業を実施する等、各種校種間連携し円滑な接続を図る。

【所 管】  
学校教育課

## 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
年齢別クラス担任研修会(回/年)	1回	1回
保幼小連携検討会(回/年)	3回	3回

### 3 義務教育の振興



#### 目的

「自立した学習者」育成を目指し、子供にとって魅力ある学校、教職員にとって魅力ある学校づくりを目標に家庭、地域、学校、行政及び関係機関が連携した教育環境づくりを目指す。

#### 基本方針

- 沖縄県学力向上推進施策「自立した学習者」育成プロジェクトに基づき、自ら学びを進めることができる学習者を育成するため、本町として「育成を支える4つのポイント」(※1)の充実を図る。
- 児童生徒一人ひとりの「確かな学力」を向上させ、「生きる力」を育むため、金武町学力向上推進の取組として、学習支援部会、学力向上マネジメント部会、社会力育成部会がそれぞれの重点目標を設定し主体的に実施する。
- 今後も国際化・情報化に対応する人材育成を図るため、英語教育や情報教育の推進に努める。
- 学校給食については、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、給食内容の充実に努めるとともに、地元食材を活用し、食育の推進を図る。
- また、アレルギーを持つ児童生徒への対応や老朽化した建物の改善のため、新しい給食センターを建設する。
- 沖縄県の新たな働き方改革と連動しながら、学校における働き方改革と教職員のメンタルヘルス対策を推進する。

(※1) 育成を支える4つのポイント…①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成

#### 現状・課題

- 町には、令和7(2025)年4月現在で小学校が3校(中川、金武、嘉芸)、中学校が1校(金武中)あり、児童生徒数は小学校合計805人、中学校合計395人となっている。この児童生徒数を令和2(2020)年以降の推移で見ると、小学校、中学校とも微増している状況である。
- 平成29(2017)年度より、学校給食の完全無償化を実施しており、保護者への経済的支援を図っている。
- 学校教育においては、一人ひとりが自ら考え、行動していくことのできる自立した個人として、心豊かに、たくましく生き抜く力を育成する必要性が高まっている。変化の激しいこれからの社会を生き抜くための確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体をバランスよく育成し、児童生徒の「生きる力」をよりいっそう育む教育活動の展開が重要である。
- 金武町未来塾に特進コースとラストスパートコースを開設し、高い学力の修得と将来の可能性を持続的に支援している。
- 町の特色ある教育として、英語特例校(※2)として小学校1年生から英語の授業を実施し、小学生から実用英語検定に挑戦できるよう取り組んでいる。
- 小学校(3校)に外国人英語指導助手(ALT)3人、日本人英語指導員(JTE)1人、中学校に外国人英語指導助手(ALT)2人を配置している。児童の発達段階を考慮しながら、英語指導を行うほか、創意工夫を生かした英語活動を展開している。また、小中学校で連携し、継続性を確保した英

語学習が行えるよう英語コーディネーター1人を配置している。

- ICT教育については、GIGAスクール構想(※3)により整備した児童一人ひとりの学習用パソコンについて、令和6(2024)年度から計画的な更新を行い、故障等に対応する予備機の充実を図る必要がある。
- あわせて、各学校に整備している電子黒板についても、老朽化が進むプロジェクター型から、視認性や操作性に優れたテレビ型への計画的な更新を進めるとともに、学習用アプリケーションの活用を推進していく必要がある。
- 発達障害などのある児童生徒への教育的支援については、誰もが地域の学校で学べるよう特別支援教育支援員、言語指導員、通級指導員を配置している。また、作業療法士による巡回指導を実施している。
- 困り感のある児童生徒については、特別支援教育専門員、スクールソーシャルワーカー、教育相談員を配置して関係機関と連携しながら、児童生徒一人ひとりへ対応している。
- 学校へ登校できない児童生徒への対応については、不登校児童生徒支援ネットワーク会議で関係機関が連携しながら適切な支援に繋げている。また、教育委員会相談室登校、登校しても教室に入れない児童生徒への対応として金武小学校や金武中学校に自立支援室を設置している。
- 日本語を母国語としない児童生徒の町内学校への在籍が増加している。その対応については、外部事業所へ委託し、基本的な日本語教育を行って学力の定着を図っている。
- 学校給食においては、成長期にある児童生徒の健康の保持増進のため、栄養バランスのとれた食事を提供できるよう献立内容などの充実を図っているものの、アレルギー対応が課題となっている。また、給食センター内の労働環境、老朽化した建物を改善するため、給食センターの建設を検討している。
- 学校における働き方改革と教職員メンタルヘルス対策を推進するため、「金武町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(令和8年度版)」を作成した。

(※2)特例校・・・学校教育法施行規則第 55 条の2項に基づき、学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領などによらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校のこと。

(※3)GIGA スクール構想・・・GIGA とは「Global and Innovation Gateway for All」の略。学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実を図ることにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的とする。

## 基本データ



1人1台端末を活用した授業風景



電子黒板を活用した授業風景

## 施策の展開

### (1) 学校教育の充実

- ①小中学校の全体的な学力向上と心身ともに健全な人間性形成のため、各教科、道徳、特別活動などを推進する。
- ②部活動の地域連携・地域移転と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について、国の指針及び県の指針に基づいて計画的に推進する。
- ③特別支援教育については、特別支援学級、通級教室及び通常学級において必要とする支援を行う。
- ④地域との連携強化を図るとともに、児童生徒の積極的な地域行事などへの参加を促進する。
- ⑤就業意識の向上を目的に、金武町就活支援センター(※4)と連携しながら、小学校、中学校におけるキャリア教育を推進する。

【所管】  
学校教育課

### (2) 学習環境の整備【戦略】

- ①多様な学習活動を支援するため、学校施設、教材、備品の整備更新を推進する。
- ②ICT教育の推進として、児童・生徒一人一台の学習用パソコンの計画的な更新と予備機の充実を図るとともに、老朽化したプロジェクター型電子黒板についてはテレビ型への計画的な更新を進め、学習用アプリケーションの活用や最先端の研修を取り入れながら、より効果的な教育環境の充実を図る。
- ③特別支援教育を推進するため、特別支援教育支援員や通級指導員、言語指導員を配置する。作業療法士による巡回指導を活用し、児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援を行う。
- ④子どもの貧困対策や経済的理由による就学困難な児童生徒への支援として、学用品費などを補助する就学援助を実施するほか、スクールソーシャルワーカー(※5)を配置し、支援が必要な児童生徒を把握し対応していく。
- ⑤複式学級が予想される場合は、児童の学習保障の観点から、町費負担の教員を配置するなど、複式学級の回避に取り組む。

【所管】  
学校教育課

### (3) 学校給食の充実

- ①各家庭との連携を強化しつつ、学校において十分な食育がなされるよう適切な取組を行う上で、学校給食における衛生管理の徹底、栄養及び食事マナーなど、望ましい食育のあり方の指導の充実を図る。
- ②地元食材の積極的な活用にむけ、関係機関などとの連携・協議に努める。
- ③アレルギー対応の充実として、毎年、保護者・養護教諭・担任・給食センター職員との面談を実施し、アレルギーとなる食品を使わずにつくる除去食を提供する。
- ④給食センターの老朽化へ対応するため、給食センターを建設する。

【所管】  
学校教育課

### (4) 学校教員の働き方改革

- ①「金武町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(令和8年度版)」に基づき、学校における働き方改革と教職員メンタルヘルス対策を推進する。今後、令和9年度から令和11年度の3年間における本計画の取組内容を再検討する。

【所管】  
学校教育課

(※4)金武町就活支援センター…主に就活支援、雇用対策及びキャリア教育の3つの分野に焦点をあて、地域社会と連携を図りながら体系的に支援していくことを活動目標とする行政機関のこと。

(※5)スクールソーシャルワーカー…問題を抱える子どもとその置かれた環境の改善にむけて、関係機関と連携調整を図るなど、多様な支援方法により課題解決への対応を行う福祉の専門家のこと。

### 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
児童生徒1人1台端末更新(台/年)	448台	450台
電子黒板更新(台/年)	10台	10台
学校体育館へ空調設備を設置した学校数(累計)	0校	4校

## 4 青少年健全育成の推進



### 目的

「子どもたちは地域の宝」「地域みんなで守り育てる」意識を共有・体現する地域社会の構築を目指す。

### 基本方針

- 核家族化や共働き世帯・ひとり親世帯など家族形態の変容や社会の複雑化を背景に、生活環境や地域コミュニティなど、子どもたちを取り巻く環境変化に起因するさまざまな問題が表面化してきており、その対応策を求める声が高まっている。青少年健全育成には学校教育とあわせて家庭教育環境の健全化や地域全体で守り育てる教育意識の醸成・共有がきわめて重要である。家庭教育の重要性を保護者が再認識するための学習機会の提供、多様で複雑な問題を抱える保護者の相談支援体制の充実化に努める。
- 家庭・学校・地域との連携・協働をより密にしながら、青少年の深夜はいかい・非行防止のための諸活動を推進し、有害環境の浄化と改善に努めるとともに、子どもたち一人ひとりが地域に見守られながら成長している実感が得られる環境の構築を目指す。

### 現状・課題

- 核家族化や少子高齢化などの家族形態の変化、就業形態の多様化による生活スタイルの変化、インターネット普及による情報化社会の進行により、青少年を取り巻く環境も大きく変化している。
- 家庭の社会的孤立化、インターネット端末・SNSの普及によるコミュニケーション手段の変化は、青少年の問題行動の複雑化にも影響しており、従前の対応では困難なケースも増えてきている。
- 地域コミュニティの希薄化も懸念される現状にあって、本町では平成29(2017)年度からコミュニティ拠点である地区公民館を活用し、放課後の子どもたちに安全・安心な活動場所(居場所)と様々な遊び・体験機会、地域の大人たちとの交流機会を提供している。コロナ禍以降、地域住民の参加が減少しており、持続的運営の方策検討が必要となっている。
- 金武町青少年健全育成連絡協議会(事務局及び各区支部)が中心となり、関係団体・機関と連携して、毎月第3金曜の「少年を守る日」や町まつりなど催事における青少年深夜はいかいや未成年者飲酒防止などの非行防止活動を継続している。
- 7月第1水曜に「青少年の非行防止」町民大会を開催し、地域連帯で子どもたちを守り育てる意識の高揚を図るとともに、青少年非行防止に関する作文・図画ポスターコンクールを実施するなど、啓発普及に努めている。
- 青少年や保護者・周囲の非行防止意識の醸成に関しては、青少年をとりまく社会の変化や環境の把握に努めながら、学校現場やPTA・子ども会などの関係団体と連携した持続的な普及・啓発活動を展開していく必要がある。学校外での様々な体験学習や世代を超えた交流の機会を与えるなどの「家庭」・「学校」・「地域」が一体となった青少年の健全育成と環境づくりに努める必要がある。

基本データ



町まつりパトロール集合



「青少年の非行防止」町民大会

施策の展開

(1) 青少年健全育成のための環境づくり【戦略】

- ①学校・家庭・地域が連携して、「地域が一体で子どもたちを守り育てる」地域社会の実現に向けた意識醸成を図るため、町民大会や作文・図画ポスターコンクールによる啓発普及活動を持続的に展開する。
- ②家庭教育における保護者等の意識啓発及び支援を図り、青少年非行防止につなげるため、青少年問題に関するテーマについて有識者を招聘する「家庭教育講座」の継続的な実施とその充実化を図る。
- ③金武町放課後子ども教室において、様々な学び・体験活動や交流機会を通じて地域の子どもたちと大人を結び、地域コミュニティを紐帯(ちゅうたい)とした青少年健全育成の推進を図る。また、遊びや体験活動を通じて「非認知能力(※1)」を高め、次世代を担う青少年の健全育成につなげる。

【所管】  
社会教育課

(2) 非行防止活動の推進【戦略】

- ①金武町青少年健全育成連絡協議会を中心に、関係団体・機関等と連携した非行防止活動を持続的に取り組んでいく。
- ②青色回転灯車両によるパトロール従事者講習等の機会を充実し、地域における非行防止活動の体制強化を図る。
- ③懸案事案や事件等の発生時における対応・連携体制について点検・協議し、体制の充実化を図る。

【所管】  
社会教育課

(※1)非認知能力…テストなどで数値化できない、意欲や協調性・自己肯定感・コミュニケーション力など、人生を豊かにするために必要な心の力や能力。

地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
青少年健全育成に関する講座(家庭教育講座など)の参加人数(延べ参加人数/年)	1,625人	1,625人
地域と連携した非行防止活動体制(パトロール実施回数/年)	87回	100回

## 5 育英事業の推進



### 目的

向学心を持ちながら、経済的理由により修学困難な者に対し、必要な学資の貸し付けを行い、社会的に有用な人材育成を目指す。

### 基本方針

- 大学などに進学する向学心旺盛な学生に対し、その可能性を最大限に伸ばし、将来を担う人材育成の観点から、奨学金を貸し付け、修学支援の充実を図る。
- 本事業の継続的实施のため償還金の効率的な回収に努める。

### 現状・課題

- 町では、「財団法人金武町育英会」から財産と事業を受け継ぎ、平成26(2014)年度から「金武町育英資金貸付事業」を実施している。貸付対象は、専門学校、短大、大学などに在籍・進学する学生であり、奨学金の貸し付けを実施し、経済的支援を行うことで修学の促進を図っている。
- 現在は、在学中に必要な経費の支援として月単位の貸し付けを実施しており、育英事業の財源となっている育英資金基金確保のための対策を講ずる必要があるほか、償還金を確実にかつ効率的に回収するため、徴収対策の充実を図り徴収率を高めていくことが求められる。

### 施策の展開

#### (1) 育英資金貸付事業の充実【戦略】

- ① 将来を担う人材育成のため、修学困難者に対する育英資金貸付事業を継続実施する。

【所管】  
学校教育課

#### (2) 育英事業の健全運営

- ① 育英資金の財源を確保するため、償還金を効率的に回収できるよう、口座振替やコンビニ収納などの利用促進に努める。

【所管】  
学校教育課

### 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
育英資金貸与生人数(新規/年)	16人	16人



## 基本目標3

### 文化が薫り 絆がひろがるまちづくり

—文化・スポーツの振興—

施策1 生涯学習の振興

施策2 地域文化の振興

施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

施策4 国際交流の推進

# 1 生涯学習の振興



## 目的

町民のあらゆる世代が個々の望む「学び」を通じて、心豊かな暮らしを実現できる薫り高い教育文化のまちづくりを目指す。

## 基本方針

- 生涯学習をめぐる社会や地域・住民のニーズの複雑化・高度化にも配慮しながら、各種生涯学習プログラムの更新や効果的展開を図り、引き続き生涯学習の振興に努める。そのため、多様な学習の場を創出できる環境の整備・拡充と人材の育成・確保に努めるとともに、社会教育関係団体の育成強化を推進する。

## 現状・課題

- 生涯学習の分野においては、ますます町民の学習意欲が高まるなか、その内容も多様化・高度化しており、町民一人ひとりが学びたいときにいつでも学ぶことのできる環境整備や多様な学習機会の提供を行っている。
- 町では、中央公民館及び各地区公民館、町立図書館などを拠点に町民の教養の向上や自己実現の機会を提供するため、様々な生涯学習プログラムや事業を展開している。
- 中央公民館では、令和6(2024)年度は「趣味・教養」「体育・レク」「生活・健康」の諸分野に関する公民館講座計27講座を実施した。あわせて中央公民館公演事業の企画実施を通じて、町内外の優れた芸術文化に町民が接する機会の提供にも努めている。
- 中央公民館は、多くのサークル団体や社会教育関係団体の活動拠点となっており、生涯学習フェスタの位置づけで毎年12月第1日曜に開催している「中央公民館まつり」は、公民館講座・サークル活動及び地区公民館との合同事業の成果を発表する場として定着している。
- 町立図書館においては、町民の読書活動推進を目的に、図書館講座、読み聞かせ講演会、ワークショップ、映写会、展示会、関連図書の定期紹介、絵本に登場する料理を給食で再現提供する「絵本de給食」や乳幼児健診と連携したブックスタート事業など、多くの事業を企画・展開しているほか、開館時間の制約を受けず電子媒体図書を利用できる電子図書館サービスを令和3(2021)年12月から開始している。
- 町立図書館では、町に伝わる民話や偉人を題材とした絵本、金武くとうばで本町の歴史・文化・自然などを学べる金武町かるたを制作しており、図書館講座等でこれらを活用して町民向けに本町の魅力を伝える取組を行っている。
- 生涯学習は、自らの自発的意志により、町民一人ひとりがいつでもどこでも生きがいを感じながら潤いある人生を過ごすための学習の機会である。このため、幼児期から高齢期にいたるまでのあらゆる世代が、それぞれのライフステージに応じた多様な学習ができるよう今後もその機会の提供と活動環境の維持に努める必要がある。
- 生涯学習振興策及び社会教育施設の効果的な運用を進めていくために、各施設の維持管理や修繕に関する中長期的な視点での計画の策定も必要である。
- 町民の教育に対する意識と関心を高めるとともに、家庭・地域・学校・行政・関係機関が互いに連携して、地域全体で子どもたちを守り育てる環境づくりへの取組を町民全体で推進することが重要である。
- 平成26(2014)年、本町における教育の充実と発展を図ることを目的に、11月1日を「金武町教育の日」に制定、11月を金武町教育月間とし、生涯学習や文化振興についても重点的に事業を展開している。

■ 基本データ



中央公民館講座（田芋菓子講座）



ブックスタート事業

施策の展開

（1）社会教育施設の機能充実

- ① 町民の様々なニーズに応じた生涯学習の機会と場の提供を図るため、中央公民館及び地区公民館、町立図書館など社会教育施設の機能充実化、老朽化した施設の改修・機能強化など効果的・効率的な運用及び事業展開を促進する。
- ② 開館時間内に来館することなくインターネット端末から電子媒体書籍を閲覧できる電子図書館サービスについて、利用者ニーズに応じながらサービスの充実化を図る。

【所管】  
社会教育課

（2）生涯学習内容の充実

- ① 町民のそれぞれのライフステージに応じた多様な生涯学習ニーズに対応するため、学習メニューの充実、地域文化の掘り起こしや地域文化活動の充実及び世代間交流の推進を図る。
- ② 公民館においては SNS を活用した広報活動（公民館事業の案内や活動紹介など）にも取り組み、従前まで低調であった男性や若年層の利用促進もあわせて公民館活動の活性化を図っていく。

【所管】  
社会教育課

（3）生涯学習環境の充実

- ① 地域に根ざした潤いある生涯学習環境の充実を図るため、幅広く各分野の指導者などの育成確保に努め、各種団体・サークルなどの育成支援、生涯学習に関する相談・指導體制の充実を図る。
- ② 「金武町教育の日」において、町の教育の振興に寄与した町民に対して教育委員会表彰を行うことにより教育への関心を高めるとともに、町民が優れた芸術文化に触れる機会を提供することで、薫り高い教育文化のまちづくりの実現に繋げる。また、「金武町教育月間」において金武町文化祭や子ども議会の開催、民俗芸能祭や読書フェスティバルなどの教育振興を図るための事業を推進する。

【所管】  
社会教育課

## 2

## 地域文化の振興



## 目的

文化財の保護と活用、地域文化の再認識と継承を通じて、郷土を愛する心と誇りを醸成し、歴史的・文化的資源を生かした魅力あふれるまちづくりを推進する。

## 基本方針

- 本町特有の風土と長い歴史のなかで形づくられた文化財の保護と活用、金武町が歩んできた歴史と個性溢れる郷土文化を正しく認識することを通じて、町民の郷土を愛する心と地域の一体感を醸成し、歴史的・文化的な資源を地域発展に生かしながら、時代を経ても変わらぬ魅力ある地域文化を継承していく。

## 現状・課題

- 文化財は、特色ある風土と歴史のなかで形成され今日まで受け継がれてきた町民共有の貴重な財産であり、「郷土を愛する心や誇りを育み、地域の歴史的・文化的な資源として地域発展に生かしつつ、後世に正しく継承する責務を持つ」との基本認識に立ち、保護・活用に取り組んできた。
- 町指定文化財は、令和3(2021)年1月に「旧億首橋」「旧金武村の忠魂碑」の2件を新規指定し、計16件となった。また、国登録有形文化財(※1)として「當山記念館」の有形文化財(建造物)での登録につき、令和8(2026)年2月に「金武鍾乳洞(日秀洞)」が記念物(名勝)で登録された。
- 町指定文化財のほか、教育委員会では地域や町民からの寄託寄贈及び調査収集してきた民具・文書など3,000点余の資料を保管している。経年劣化で常時公開が困難な資料も含まれる。適切な資料保存に努めながら、社会や地域のニーズに応じた活用を図るため、効果的な展示・公開方法の検討、総合的な調査研究の推進、保管・展示施設の整備が必要である。その拠点施設となる資料館の整備は、課題解決に大きく寄与することが期待される。
- 移民・民俗資料館整備構想については、役場機能移転後の本庁舎跡を活用する計画案がある。海外雄飛の里・金武町を象徴する沖縄海外移民の父「當山久三銅像」と「當山記念館」が立つ雄飛の森に立地し、将来において地域文化振興の拠点となることが期待される。資料館整備にあたっては、「文化財の保護・活用」と「地域文化の再認識・継承」を基本とし、教育や観光分野とも連携しながら利活用できる整備計画が必要である。
- 土地に埋もれた遺跡(埋蔵文化財)は、土地掘削などで意図せずに滅失される懸念もあることから、その保護必要性の普及啓発に努めながら、町内における分布状況や遺跡の性格などを把握していく必要がある。
- 町内各地において、先人たちの努力により今日まで受け継がれた民俗芸能についても、続く世代に正しく継承し、時代を経ても変わらぬ地域の個性・魅力とするための保存継承支援が求められている。
- 地域文化の再認識と継承も、文化的施策の基本的な柱である。「沖縄海外移民発祥の地」「海外雄飛の里」としての誇りや、「進取の気象」といった本町独特の精神風土とその歴史的背景を理解することは、新たな地域文化の創造及び地域発展の源となるものである。
- 町史編さん事業では、これまでに「移民編」「戦争編」を刊行し、現在は「民俗編」について、衣食住や生業、風俗慣習など多岐にわたる事象について丁寧に調査・記録を進めている。史誌編さん事業は地域文化の再認識と継承において重要であり、今後も町民や地域の要望に応えながら着実に進めていく。

(※1) 国登録有形文化財・・・保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録を行う。

■ 基本データ



「金武観音寺」町指定文化財 有形文化財（建造物）



「當山記念館」町内初 国登録有形文化財（建造物）

施策の展開

(1) 文化財の保護・活用

- ①町指定文化財を後世に正しく継承するため、中長期的な修繕管理・防災計画の策定など、適切な保護・管理を図るために必要な調査研究を推進していく。あわせて新規指定などによる保護対象の拡大を図る。
- ②埋蔵文化財については、分布状況や範囲・性格などの実態的把握に努めるとともに、公共・民間の開発行為に際しての事前照会や確認調査を着実に実施し、保護意識の普及啓発を含む保護体制の整備を進めていく。
- ③町内の文化財や本町の歴史・文化に関する調査研究を継続し、文化財保護の普及啓発とともに、時代や地域のニーズに応じた保護・活用策の検討と実施に取り組んでいく。

【所 管】  
社会教育課

(2) 移民・民俗資料館の建設

- ①文化財保護施策の推進、調査研究、保存・活用及び情報発信のための拠点施設の整備が必要であることから、資料館の建設実現に向けて取り組んでいく。

【所 管】  
社会教育課

(3) 地域文化の再認識と継承【戦略】

- ①本町の歴史・文化に関する調査研究及びその成果の公開を通じて、町民が郷土文化の魅力を再認識し、次世代への継承につなげていけるよう取り組んでいく。
- ②町内各地の民俗芸能の保存継承を支援するため民俗芸能祭の開催や映像記録作成を行うなど、町民が郷土文化の魅力に触れる機会の充実に努め、地域文化の振興と地域発展への寄与を目指す。
- ③町史編さん事業では「民俗編」の刊行に向けた調査・記録を進めていく。あわせて、「民俗編」につづいて計画する「芸能編」「言語編」「文献資料編」「通史編」などの編さんに向けた体制を準備し、持続的な地域文化の調査記録と継承を推進する。

【所 管】  
社会教育課

基本目標3  
【基本計画】

地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
講座・企画展・見学会等への参加人数 (人/年)	90人	100人

## 3

# スポーツ・レクリエーションの振興



### 目的

すべての町民が体力・年齢・障がいの有無にとらわれずにスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の整備・充実を図り、健康的で活力あるまちづくりを推進する。関係団体と連携して各種大会やスポーツキャンプ・合宿を受け入れ、町民のスポーツに対する意識高揚、スポーツを通じた交流及び地域活性化を図る。

### 基本方針

- 本町における持続的なスポーツ・レクリエーションの振興のため、体育施設の改修(機能高度化)や設備の計画的更新を図る。
- 生涯スポーツの推進・普及と町民ニーズに応じた体育施設の管理運営に努める。
- 競技力向上や生涯スポーツの推進・普及を図るため、関係団体と連携しながら各種スポーツ教室の開催、町内のスポーツ指導者や各種競技審判員等の育成・支援に取り組む。

### 現状・課題

- ライフスタイルの変化による余暇時間の拡大、健康・スポーツに関する情報の増加と関心の高まりに伴い、スポーツ・レクリエーションに対する町民ニーズも増加かつ多様化してきている。
- 町体育施設として、体育館、武道館、庭球場、プール、陸上競技場、ベースボールスタジアム、フットボールセンター、屋内運動場があり、屋外・室内の各種スポーツに親しめる環境と施設は充実している。
- 町内におけるスポーツ・レクリエーション団体としては、学校の部活動のほか少年野球チーム、少年サッカーチーム、少年バスケットボールチーム、陸上競技クラブをはじめ、町体育協会の各部会、専門学校や職域のクラブ、老人会のゲートボール、グラウンドゴルフのクラブなどがあり、それぞれの目的に応じてスポーツ・レクリエーションに親しんでいる。
- 競技力の向上とスポーツ・レクリエーション活動の推進・普及のために、地域で活動を担う指導者や各種競技の審判員等の育成・確保、活動支援が必要である。資質向上のためのライセンス取得・更新を支援することも求められてきている。
- 今後はスポーツ・レクリエーション施設の活用を通じて、競技力の向上と健康の保持増進を推進していくため、幅広くスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、スポーツキャンプや合宿などの受入の推進に努める必要がある。
- ベースボールスタジアム・フットボールセンター・屋内運動場の供用後、大規模な大会やプロスポーツキャンプ時における観客の駐車場不足が課題であったが、KINサンライズビーチ海浜公園など周辺施設の整備に伴い駐車場問題も解消されつつある。今後も周辺施設とあわせた一体的な誘客環境の整備を図り、施設利用促進に努めていく。
- 近年の気候変化の影響もあり、屋内外を問わず暑熱環境下でのスポーツ・レクリエーション時の熱中症対策が必須となってきている。町民や利用団体が安全・安心にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう施設機能・設備等を計画的に更新していく必要がある。
- 金武町社会福祉協議会など関係団体と連携して、障がい者スポーツの普及にも取り組んでいく必要がある。

■ 基本データ



金武町屋内運動場



金武町フットボールセンター

施策の展開

(1) 社会体育施設の改修・機能高度化

- ① 町体育施設には供用開始から数十年経過している施設もあり、安全・安心にスポーツを楽しむために必要な修繕・改修及び設備の更新を計画的に実施していく。
- ② 屋外・室内を問わず熱中症リスクを避けて安全・安心にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の整備を検討していく。
- ③ スポーツ大会・キャンプ・合宿等に伴う施設管理及び利用者・観覧者のニーズに関して必要な施設の改修・機能高度化や設備の計画的な更新を図る。

【所管】  
社会教育課

(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ① スポーツ・レクリエーション活動の内容充実を図るため、各種スポーツ大会の開催、スポーツ団体の育成・強化を推進する。
- ② 競技力の向上、安全かつ有意義にスポーツ・レクリエーションが楽しめるようにするため、スポーツ指導者及び各種競技審判員などの養成・確保を図るとともに、各種スポーツ教室の充実、世代間によるスポーツ交流の推進を図る。
- ③ 町民のスポーツ大会開催や町民のスポーツ活動の推進のためプロスポーツの受入等を誘致し、町内外の人材交流の活性化に努める。

【所管】  
社会教育課

(3) 生涯スポーツの推進

- ① 町民の健康の保持増進や体力向上を推進するため、スポーツ施設や周辺環境の整備に努める。
- ② 町民一人ひとりが自己の健康や体力に関心を持ち、運動に親しむ中で日々の生活を豊かにしようとする意識の高揚を促すために講演、スポーツ教室などを開催し、ライフステージに適した生涯スポーツの普及を推進する。
- ③ 子どもから高齢者まで幅広い世代がスポーツ・レクリエーションを通じて交流できる環境及び機会の拡充を図る。
- ④ 健康者・障がい者の枠組みを超えてともにスポーツ・レクリエーションに親しみ交流が図れるよう環境整備に取り組んでいく。

【所管】  
社会教育課

## 4 国際交流の推進



### 目的

移民発祥の地として、国際感覚豊かな次代を担う青少年を育成するとともに、金武町と世界各地の移住国との絆を深めることを目的とする。

### 基本方針

- 移民発祥の地として制定した「金武町移民の日を定める条例」に基づき、町出身海外移住者らとの絆を深めるため、各種記念事業などの充実を図るとともに、「海外移住者子弟等研修生受入事業」や「青年海外派遣事業」を継続して実施する。
- 本町に住所を有する中学2・3年生、高校生を対象に夏休み期間中にハワイへの短期留学派遣事業を実施し、ハワイの文化や移民の学習、現地講師による英語の授業、社会見学、体験活動、町人会との交流を通して、幅広い視野と国際感覚を養い、国際性豊かな人材の育成並びにハワイと金武町とのネットワークの構築を図るため、「ハワイ短期留学派遣事業」を今後も継続する。

### 現状・課題

- 金武町は當山久三が初めての移民団をハワイへ送りだしたことから移民発祥の地として知られ、世界各地に数多くの町出身者が移住し、現地で活躍している。こうした特徴を生かし、学校教育においては、外国人英語指導助手などを配置するなど英語教育にも力を入れている。また、中高生を対象としたハワイ短期留学派遣事業を図っている。
- 「海外移住者子弟等研修生受入事業」「青年海外派遣事業」を実施し、各移住地と金武町において意欲的に活動できる青年の育成を図るとともに、各国町人会との交流も行っている。
- 平成27(2015)年度には12月5日を「金武町移民の日」として制定し、移民に関するイベントや展示会等を開催している。
- 移住国とのさらなる国際交流と相互関係の維持・構築にむけて、事業内容の検討が必要であり、沖縄県が5年に1回開催している「世界のウチナーンチュ大会」と足並みを揃えて、町独自の「世界のシマヌチュ大会」を開催している。
- 令和2(2020)年2月10日には、協同関係の発展とさらなる相互交流を図るため、米国ハワイ州ホノルル市と友好都市協定を締結した。
- 金武町ハワイ短期留学を今後も安定的に事業実施するため、ハワイ金武町人会などの現地関係機関との連携を密に行う。

■ 基本データ



金武町移民の日 當山久三顕彰式



ハワイ短期留学派遣事業

施策の展開

(1) 国際交流推進体制の充実

- ①世界各地の移住国との絆を深めるため、国際交流関連の記念事業や派遣事業等を展開し、国際感覚・意識の高揚を促進するとともに、国際交流受入体制の充実に努める。
- ②各国町人会の周年祭等への参加を通して友好親善関係を促進し、シマチュネネットワークを継承する。

【所管】  
企画課

(2) 国際交流事業の推進【戦略】

- ①「海外移住者子弟等研修生受入事業」「青年海外派遣事業」などを引き続き実施し、移住地との双方向の人材交流を図る。
- ②毎年12月5日の「金武町移民の日」を記念し、當山久三顕彰式や展示等の移民に関連する各種イベントの充実に努める。
- ③移住国との交流事業として、沖縄県が5年に1回開催している「世界のウチナーンチュ大会」と足並みを揃えて、町独自の「世界のシマヌチュ大会」を開催する。
- ④ふるさと創生事業を活用し、海外留学を志す学生を支援する。
- ⑤中高生を対象としたハワイ短期留学派遣事業を引き続き充実していく。

【所管】  
企画課

【所管】  
学校教育課

地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
海外移住者子弟等研修生受入事業(累計)	94人	109人
青年海外派遣研修生派遣人数(累計)	26人	36人
金武町ハワイ短期留学派遣人数(人/年)	10人	10人

## 基本目標4

### みんなで支える 住みよいまちづくり

—生活環境・基盤の整備—

施策1 生活環境の整備

施策2 道路の整備

施策3 上水道の整備

施策4 下水道の整備

施策5 河川・海岸周辺の整備

施策6 公園緑地の整備

施策7 地球温暖化対策の推進

施策8 情報・通信の推進

# 1 生活環境の整備



## 目的

生活環境の向上と地域定住化を図る。

## 基本方針

- 不法投棄の未然防止、早期発見、厳正な対応に取り組み、廃棄物の適正処理に関する意識の高揚と排出者責任の徹底を推進する。
- 自然環境や生活環境に影響を及ぼす動物等への対策強化と併せて、動物愛護の理念に基づく適正な管理と共生への意識向上を図る。
- 金武火葬場における老朽化解消を図ると共に、住環境や世帯構成の変化に対応可能な施設への更新の検討を進める。
- 老朽化した町営住宅の施設更新を計画的に進める。

## 現状・課題

- 空き家や空き地の存在は、防犯・景観・環境衛生(害虫、雑草、不法投棄等)の課題を生じさせ、地域の魅力を損なう要因となるが、実態の把握に取り組めていない。
- 昭和56(1981)年に建築された金武火葬場は、築40年以上が経過し老朽化が著しい。また建設当時とは大きく変化した住民の住環境(賃貸住宅や2階以上の住宅への居住の増加)や世帯構成(核家族や独居世帯の増加)の影響で、ご遺体の安置に関する相談が寄せられている。
- 令和4(2022)年度に改訂された金武町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅8団地(185室)のうち、屋嘉団地(12室)については令和6(2024)年度に建替事業を開始している。(令和8(2026)年度完成予定)。計画の中で他の7団地についても、長寿命化や修繕の必要性が示されている。

## 基本データ



町営住宅中川団地



金武火葬場

## 施策の展開

### (1) 環境衛生の推進

- ①パトロールやカメラを活用した監視体制の強化、関係機関や警察との情報共有・連携を密にして、不法投棄の早期発見、対応に取り組む。
- ②各区等の地域団体や事業者と連携した環境美化活動を強化する。
- ③住民の安全を第一とし、野生動物や野犬の出没情報の収集・共有体制の強化、必要に応じた捕獲や追い払い活動を実施する。
- ④放し飼いや多頭飼育など、動物の不適切管理に対して迅速な助言や指導を行い、飼い主の責務の意識付けを図る。
- ⑤生活環境及び公衆衛生の確保を図るため、管理不全な空き家等による衛生上の問題の防止に向け、所有者への適切な管理の促進や関係機関と連携した指導・啓発を行う。

【所管】  
住民生活課

### (2) 金武火葬場の施設更新

- ①老朽化を解消し、住民が安心して使用できる施設更新の検討を進める。また、火葬機能だけでなく、安置室や休憩室の設置など、高齢化の進行並びに住民の住環境及び家族構成の変化を踏まえた施設の整備を進める。

【所管】  
住民生活課

### (3) 町営住宅の施設更新【戦略】

- ①町営住宅の長寿命化を図るため、それぞれの建物の状態や地域の実状、社会情勢を考慮した施設更新を行う。

【所管】  
住民生活課

## 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
町営住宅の施設更新実施数(累計)	0団地	3団地

## 2 道路の整備



### 目的

安全な道路環境の整備を行う。

### 基本方針

- 幹線道路及び集落間のネットワーク化にむけた道路整備について検討する。
- 観光拠点化による交通量の増加を見越して、歩行者や交通弱者、運転者の安全確保を図るための改良道路整備について検討する。
- 町道の舗装・改良などについてはほぼ完了しているものの、一部に行き止まり道路、狭隘道路が残されている。今後はその改良とともに舗装維持管理を行い、住宅地の整備を促進するための道路整備に努める。
- 町道における道路橋については、ほとんどが建設されて約40年以上が経っており、老朽化が進んでいることから、予防保全、老朽化対策の強化に努める。

### 現状・課題

- 道路の整備状況については令和7(2025)年現在、国道、県道(主要地方道)については舗装率が100%で、町道についても99%の舗装率となっている。未舗装の町道については、今後、整備を実施していく必要がある。
- 町道については、行き止まり道路や狭隘道路の解消、雨水排水の適切な処理を図ることが求められている。
- 集落周辺部などでは、住宅地整備のための道路を整備促進することが課題である。
- 道路の整備については、金武町複合庁舎の整備により現金武町総合保健福祉センター周辺道路の道路環境が大きく変化すると思われるため、既存道路の改良について検討していく必要がある。
- 近年、台風や集中豪雨での冠水被害が増加傾向にあるため、排水施設の整備が必要である。
- 町民の安全・安心な生活環境を支える基盤として、道路の適正な維持管理を今後も継続的に行っていくことが重要である。

### 基本データ



町道金武 251 号線



町道中川 36 号線

## 施策の展開

### (1) 道路ネットワークの形成

- ①国道、県道(主要地方道)へアクセスするための町道及び新庁舎整備予定地周辺道路の改良を推進する。

【所管】  
建設課

### (2) 町道の整備

- ①町道については、行き止まり道路や狭隘道路の解消、集落内雨水排水路の整備を図るとともに、住宅地整備を促進するための道路整備に努める。

【所管】  
建設課

### (3) 道路環境の改善

- ①町道を利用する全ての人が安全に通行できるよう、街灯や防護柵等の道路施設の点検を行うほか、当該道路施設に不具合が生じた場合は改善し、その維持については地域住民の参画を促す。

【所管】  
建設課

### (4) 橋梁の保全【戦略】

- ①町道における道路橋については、法定点検を実施し、判定結果に基づいて改修や架け替え等を行い橋梁の保全を図る。

【所管】  
建設課

## 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
橋梁の保全(健全化)(累計)	19橋	22橋

## 3 上水道の整備



### 目的

安全・安心な水の安定供給を目指す。

### 基本方針

- 安定的な水道水の供給を行う施設の整備充実に努める。
- 水道事業の安定経営のため、事務の効率化や経費節減に努め、料金の適正化について検討する。

### 現状・課題

- 水道事業の給水区域は、令和6(2024)年度に伊芸地区簡易水道事業が金武町水道事業に統合したことに伴い金武町全域となっており、令和6(2024)年度の給水人口は11,478人である。
- 町の水道事業は普及率100%を達成しており安定供給は維持されている状況となっている。今後は、給水人口の増加やギンバル訓練場跡地の利用による水道使用量の増加が見込まれることから、さらに水道水の安定供給に努める必要がある。また、重点的に漏水調査や老朽化した水道管の布設替えを実施し、耐震化の促進や有収率(※1)の向上に努めることが求められている。
- 管理体制としては、各水道施設への監視カメラや水質、水量を確認できる集中監視システムを整備したことにより、水道水の安定供給が図られている。今後は自然災害等における危機管理対策として、リスクの把握・評価を計画的に実施し、緊急時に備える必要がある。
- 水質について、金武地区、並里地区、中川地区は沖縄県企業局水を全量受水したことで、硬度低減化が図られ、適正な水質が保持されている。今後はさらに伊芸浄水場・屋嘉浄水場の整備を行い良質な水質を保持していく必要がある。
- 経営面では近年の社会情勢による燃料費等の物価高騰や沖縄県企業局の水道料金の改定による受水費の増加により、今後の安定的な水道事業の運営、安全・安心な水道水を供給するために適正な水道料金体系を構築するための中長期的な財政計画に努めることが必要である。
- 有収率の向上を図るため、地上監視衛星システムを活用した漏水探知の技術などの活用を検討する。(沖縄県と調整しながら実施を検討する。)

(※1) 有収率…年間配水量と年間給水量との比率であり、漏水対策の推進が求められる。

■ 基本データ



今後更新予定の伊芸地区配水池



水道管耐震化（配管状況）

施策の展開

（1）水道施設の整備【戦略】

- ①町が計画している沖縄県企業局水を増量するための送水管布設工事を実施するほか、水道管の計画的な耐震化更新工事を実施する。また、伊芸地区水道施設の機能強化や、老朽化した屋嘉地区水道施設の改修工事を実施していく。

【所 管】  
上下水道課

（2）環境衛生の推進

- ①令和6(2024)年度に統合した伊芸地区水道施設を含めた管理体制を構築し、金武町水道事業として金武町全域を一元管理する。また、集中監視システムによる水源水質の管理強化を図るとともに、緊急時の対応として、「危機管理マニュアル」の見直しを行う。

【所 管】  
上下水道課

（3）水道事業の健全運営

- ①水道ビジョンや金武町水道事業経営戦略に基づき、水道施設の整備等を計画的に実行するとともに、持続可能な水道事業の健全運営に資する。今後も費用増が見込まれるため、中長期的なシミュレーションを行い適正な料金改定を検討する。
- ②金武町全域で老朽化により漏水している水道管を把握するために地上監視衛星システム等を活用した漏水探査の実施を検討し、水道管の耐震化や有収率の向上に努める。

【所 管】  
上下水道課

【基本計画】  
基本目標4

地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
有収率の向上(%/年)	86.88%	90%

## 4 下水道の整備



### 目的

集落内の排水溝から発生する悪臭の抑制など快適な生活環境の向上、河川や海の自然環境保全、また発生する処理水、汚泥の再利用など、循環型社会の形成を図る。

### 基本方針

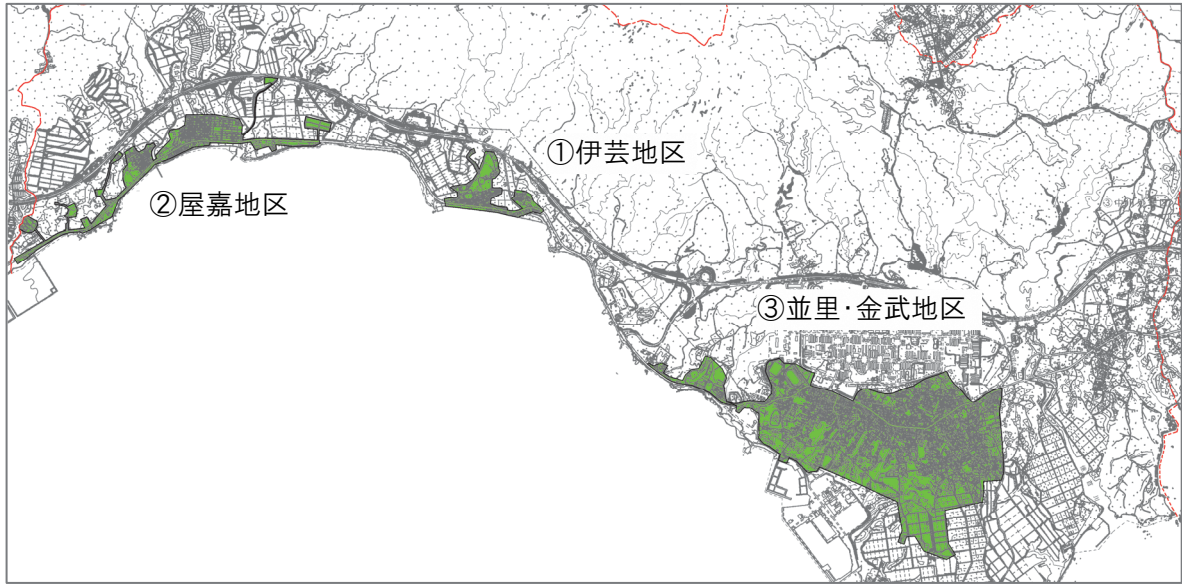
- 生活環境の基盤整備と環境衛生の向上を図るため、下水道への接続促進に努め、その維持管理の充実を図る。
- 農業集落排水処理施設の運用にあたっては、処理後の汚泥から製造される堆肥の活用について、農家や関係機関などとの連携を図る。
- 下水道事業の安定経営のため、事務の効率化や経費節減に努め、施設運営の適正化について検討し、持続可能な下水道事業の健全運営を図る。

### 現状・課題

- 農業集落排水事業(※1)について、町では平成6(1994)年度から取組を行っている。
- 伊芸地区については、平成11(1999)年度に供用開始し、人口増加や施設の老朽化により、平成30(2018)年度から機能強化事業として改修工事や設備の更新等を実施、令和3(2021)年度に完了した。
- 屋嘉地区については、平成24(2012)年度供用開始後10年余り経過しており、施設の経年や腐食による劣化が見られるようになった。また、近年の屋嘉地区の開発に伴い、人口の増加が当初の計画を超えるものとなっていることから、これらに対応できるように、施設設備の機能強化を図ることが必要である。
- 並里・金武地区については、平成20(2008)年度から工事を実施しており、平成28(2016)年度に一部地域の供用開始がなされ、令和2(2020)年度にすべての地域が供用開始となった。供用開始以降、一部地域については、住宅浄化槽からの下水道接続率が低い状況が課題となっていることから、今後も接続推進を図る必要がある。
- 中川地区については、地域の意向を踏まえ、同事業の導入について検討していく必要がある。
- 集中的な豪雨、施設の経年劣化などにより、雨水等が下水道管路へ侵入し、排水処理機能への負担増や汚水がマンホールから流出するといった影響をおよぼすことから、継続的な不明水対策を図る必要がある。
- 農業集落排水事業計画区域内は下水道管路が概ね整備されているが、地理的、地形的要件により下水道接続が困難な地域、箇所については、引き続き合併処理浄化槽による排水処理が必要となる。
- 資源循環施設については、平成30(2018)年度に完成し、令和元(2019)年度から供用開始しており、同施設にて製造された堆肥は、無償にて提供しており、農家や一般家庭の家庭菜園、公的施設に利用されている。
- 令和6(2024)年度下水道事業の公営企業会計移行に伴い、将来にわたり安定的な事業運営が行えるよう、金武町下水道事業経営戦略の改定に取り組む。
- 町内の一部の住宅や事業所から排出されたし尿汚泥は、うるま市にある石川終末処理場で処理を行っている。老朽化により当該施設が令和6(2024)年度をもって閉鎖予定であったが、金武町、うるま市、嘉手納町、読谷村、恩納村の5市町村共同の新たな施設が整備されるまで、暫定的な使用が可能となった。

(※1) 農業集落排水事業・・・農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を目的とした事業。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献することも目指す。

■ 基本データ



金武町農業集落排水区域図

施策の展開

(1) 下水道施設の整備

- ① 農業集落排水事業の整備が図られた地域については、経年や腐食による劣化が想定される施設の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理の充実に努める。

【所管】  
上下水道課

(2) 下水道事業の健全運営【戦略】

- ① 令和6(2024)年度から下水道事業が公営企業会計へ移行したことに伴い、計画的な経営基盤や資産等を正確に把握し、持続可能な下水道事業の健全運営に資する。
- ② 平成 29(2017)年度より、浄化槽を廃し下水道設備へ接続する際の費用の一部を補助する金武町農業集落排水効果促進事業(※2)を行っており、これにより接続率を高め、使用料収入の増加をとおり、下水道事業の財政基盤強化を図る。
- ③ 汚泥から製造される堆肥の活用促進については、農家等による堆肥需要が促進されるよう、関係機関と連携を図る。

【所管】  
上下水道課

(3) し尿処理の適正化促進

- ① 金武町、うるま市、嘉手納町、読谷村、恩納村の5市町村共同による新たなし尿処理施設の令和 14(2032)年度供用開始に向けて取り組む。

【所管】  
住民生活課

(※2) 金武町農業集落排水効果促進事業・・・平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度の 5 か年は沖縄県の補助事業を活用し助成していたが、令和 4 (2022) 年度以降は町単独での助成となっている。

地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
農業集落排水事業への接続率	73.12%	80%

## 5 河川・海岸周辺の整備



### 目的

河川基盤の整備充実と水質保全対策の推進を行う。

### 基本方針

- 町域を流れる河川については、自然環境の保全を図る観点から、生活雑排水、赤土流出などの防止対策、河口浚渫の実施などにより水質保全対策を推進する。
- 億首川については、金武ダム建設によって治水安全度が向上し、周辺にはネイチャーみらい館を中心に干潟・野鳥観察施設などが整備されていることから、さまざまな体験・活動の場として活用する。
- 町の豊かな海岸線と金武湾海域の特性をいかした海洋性レクリエーションの拠点となる海浜公園の活用などについて検討していく。

### 現状・課題

- 町には県管理の二級河川である億首川をはじめ、町管理の名古川、石川川、加武川、美徳川、山田川、渡久比那川及び前田川の8河川がある。これらの河川はティーツ岳、ブートウ岳、ジャフム岳などの国頭山系を水源として金武湾へと流れている。
- 億首川の上流では、金武ダムが整備され、億首川にはマングローブが自生し、干潟の小動物や野鳥の生息地となっていることから、県内外からエコツーリズムや自然環境学習の一環として修学旅行団や観光客が訪れる県内でも有数の自然観察地となっている。
- 町内の河川においては、これまで河口閉塞による水質汚濁や住宅地からの排水、米軍施設などからの赤土流出の問題が発生した例があることから、浚渫工事や護岸整備などによる河川整備と、開発行為における事前協議や米軍への赤土流出防止の申し入れなどの対策に努めている。
- 依然として河川においては、水質汚濁の問題が残されているため、今後ともこうした問題の解決や河川環境の整備に引き続き努めていく必要がある。また、喜瀬武原地域の億首川では豪雨時などにおける河川氾濫により、周辺道路などの冠水被害が発生しており、その対策として二級河川管理者である沖縄県において河川改修事業を実施している。
- 億首川のマングローブ林は、生態系の保全、農業への塩害被害の低減、防風・防潮効果、波浪減衰効果、観光資源としての活用など、多様な機能を有する重要なグリーンインフラである。しかし、近年は土砂の堆積、硬化、浸食等の影響による衰退がみられ、改善対策として水路工事等が必要であることから、二級河川管理者である沖縄県等の関係機関との協議が必要である。
- 町の海岸線は全域が金武湾に面し、国の重要港湾であり港湾区域に指定されている。こうしたなか、西は屋嘉の海岸から伊芸、金武、並里、ブルービーチ訓練場及びKINサンライズビーチの海岸へと町の海岸線は良好な海浜が連続的につながっている。
- 町の港湾施設には屋嘉地区、伊芸地区、金武地区（沖縄電力火力発電所含む）及び並里地区が立地している。

■ 基本データ



KIN サンライズビーチ



億首川

施策の展開

(1) 河川基盤の整備・維持管理の充実【戦略】

- ① 河口の閉塞による冠水被害や水質汚濁等が発生しないよう、河川の基盤整備の一環として河口の浚渫や河川内の土砂除去などの事業を推進し、河川基盤の充実を図る。

【所管】  
建設課

(2) 水質保全対策の推進

- ① 町内農地からの赤土流出防止対策を推進し、ベチバー等の普及促進に取り組む。
- ② 公共水域の保全を図るため、合併処理浄化槽への切替を推進する。また、河川等へ流出しているPFAS等のモニタリング調査の継続を行うほか、関係機関と協議を行い原因究明を図る。

【所管】  
農林水産課

住民生活課

(3) 河川環境の保全再生・活用

- ① 河川環境整備の一環として河川周辺の緑化推進及び親水機能の向上を図り、多自然型川づくりを図る。特に、各種体験型施設が整備された億首川については、グリーンインフラとしてのマングローブ林の再生・活用促進にむけ、令和4(2022)年に策定した「億首川周辺マングローブ保全再生・活用基本計画」をもとに、マングローブ林などの保全再生・活用を促進する。取組を進めるにあたり、国の補助事業を活用し、土砂の堆積や侵食等の課題への継続的な対応を図る。

【所管】  
企画課

(4) 海岸周辺整備事業の検討

- ① 沖縄県と連携し、港湾関係事業(浚渫工事等)促進を図る。

【所管】  
農林水産課

地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
河口閉塞の浚渫工事(件/年)	3件	3件

## 6 公園緑地の整備



### 目的

公園・緑地の整備充実を図り、住みよいまちづくりを推進する。

### 基本方針

- 町内の公園における遊具等適正な維持管理に努め、町内外からの来訪者の多い一部の公園については、関係機関と調整しながら機能強化を検討する。
- 公共施設や集落などの緑化を推進する。

### 現状・課題

- 公園・緑地は町民が健康で快適な生活を営む上で重要なものであり、特に、公共の空間として町民の憩いの場、健康の保持増進のためのスポーツ・レクリエーションの場かつ災害時における避難場所としても機能するものである。
- 昨今、夏場の熱中症警戒アラートが発令された事例が多くなっている。特に1歳児から3歳児は、頭の位置が低く、大人よりも地熱の影響を受けやすい状況であるため、熱中症や低温火傷の対策が必要であり、施設の対策強化が求められる。
- 今後の維持管理について、公園の廃止や統合も視野に入れ、各区・関係機関と今後の利活用等について検討していく必要がある。

### 基本データ



中川地区公園



金武地区公園（タムランド）

## 施策の展開

### (1) 公園施設の整備充実【戦略】

- ① 既存の公園において、団体が日陰で休憩できる施設の整備や遊具やゴムチップマット等が熱を持つことによる火傷対策を行いながら、計画的に遊具のインクルーシブ化(※1)や付帯施設など再整備を推進する。

【所管】  
建設課

### (2) 維持管理体制の確立

- ① 公園の維持管理を円滑に推進するため、指定管理者制度による管理体制の確立を図り、地域住民の協力体制を確立していく。

【所管】  
建設課

### (3) 緑化の推進

- ① 町内緑化の一環として集落及び公共施設などの緑化を推進する。

【所管】  
農林水産課

(※1) インクルーシブ化…障がいの有無、性別、国籍、年齢などに関わらず、あらゆる人々が社会や組織の中で孤立せず、排除されずに「包み込まれ（包括され）、支え合いながら、共に参加し、能力を発揮できる状態」を目指す考え方や取組のこと。

## 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
既設公園の改修等整備(町内公園の全数)	19箇所	19箇所

# 7 地球温暖化対策の推進



**目的**  
脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量の削減対策を推進する。

**基本方針**

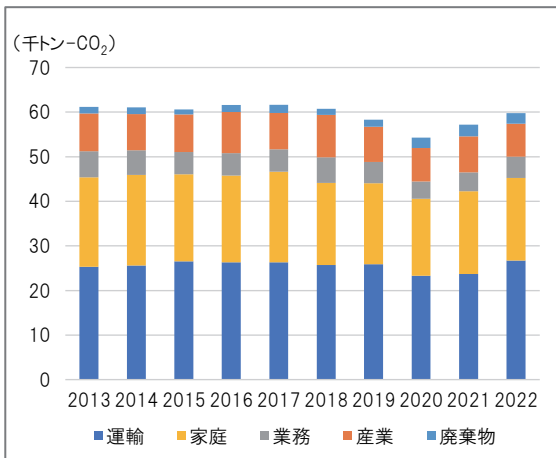
- 金武町地球温暖化対策実行計画に基づき、町民・町内事業者と連携し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- 脱炭素化の取組により、各分野における地域課題の解決や町民の暮らしの質の向上を図る。

**現状・課題**

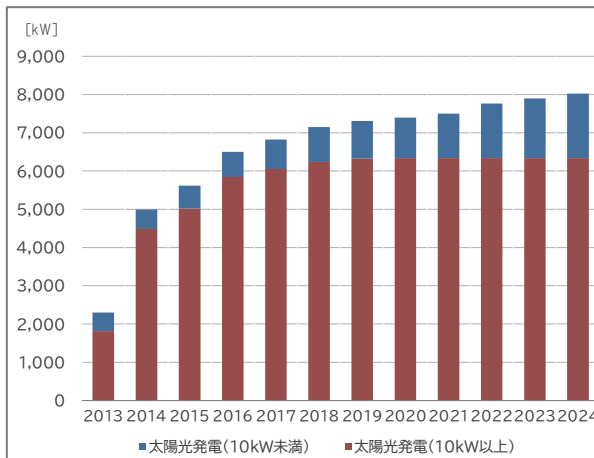
- 令和4(2022)年度における温室効果ガス排出量は基準年度である平成25(2013)年度比2.4%減と削減が進んでいない。
- 分野別では、運輸部門(※1)が排出量全体の45%と最も多く、次いで、家庭部門が31%、産業部門が12%、業務部門が8%となっている。
- 車依存度の高い本町において、運輸部門(※1)は排出量の割合が高く、かつ基準年度比5.5%と増加傾向にあることから、対策の強化が必要である。
- 令和5(2023)年度末時点における町内の再生可能エネルギーの導入量は、平成25(2013)年度比で3.5倍に増加しているが、近年は増加幅が鈍化しており、また太陽光発電に偏重していることが課題として挙げられる。
- 令和7(2025)年8～9月に実施した町民向けアンケート調査では、「多少の負担であれば」地球温暖化対策に取り組みたいという回答が54%と意欲的な回答を得ている。

(※1) 運輸部門・・・船舶、鉄道、貨物車/トラック、バス・タクシー、社用車、マイカーが含まれる。

**基本データ**



町内における温室効果ガス排出量の推移  
引用データ：環境省／自治体排出量カルテ



町内の再生可能エネルギーの導入量の推移  
引用データ：環境省／自治体カルテ及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（情報公表用ウェブサイト）を基に本町にて作成

【基本計画】  
基本目標4

## 施策の展開

### (1)再生可能エネルギーの導入拡大

- ①公共施設・住宅・事業所において、災害時のエネルギー源としても利用可能な自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入を推進する。
- ②太陽光発電のほか、バイオマス資源や地中熱等の地域資源を活用した多様な再生可能エネルギーの導入拡大を推進する。

【所管】  
住民生活課

### (2)省エネルギー対策の推進

- ①「地球温暖化対策」の一環として、省エネルギー対策の推進を図るため、公共施設における高効率設備(照明・空調等)の導入や公用車の電動化について、関係課と連携し、計画的な導入・更新が進められるよう調整及び支援を行う。
- ②町民に対して、住宅の脱炭素化(省エネリフォームや高効率設備の導入)や、環境に配慮した暮らし(節電等)の推進を図る。
- ③事業者に対して、地域金融機関等と連携の上、脱炭素経営の推進を図る(認証・宣言制度)。

【所管】  
住民生活課

### (3)環境に配慮したまちづくり

- ①電気自動車の充電設備の導入拡大や、ごみの減量・リサイクルの取組の推進など、環境に配慮したまちづくりを推進する。

【所管】  
住民生活課

### (4)次世代を担う子どもたちの育成

- ①金武町の次世代を担う子どもたちに対して、体験型の環境教育の機会の提供や地域・事業者と連携した人づくり(環境教育の担い手育成)を推進する。

【所管】  
住民生活課

## 8 情報・通信の推進



### 目的

情報へアクセスしやすい環境づくり及び各種手続きのオンライン化を推進し、町民生活の利便性向上を図る。

### 基本方針

- デジタルを活用し、個人の属性やニーズを踏まえたきめ細やかな情報発信を行う。防災情報については、屋外放送、各家庭の戸別受信機等により迅速に情報発信し、安全・安心なまちづくりを推進する。
- 国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(※1)に基づき、本町におけるDX推進方針を策定し、行政手続きのオンライン化等を推進する。

(※1) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画…デジタル・トランスフォーメーション(DX)とは、ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。国では、令和2(2020)年12月に、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を「自治体DX推進計画」としてとりまとめた。

### 現状・課題

- 令和4(2022)年度に戸別受信機が町内各世帯に設置され、行政情報、防災情報の配信に活用されている。町公式ホームページやSNSの活用などインターネットを介した情報配信を導入し屋外においても情報収集ができるよう、屋外スピーカーなど防災情報システムを整備している。
- 一部行政手続きのオンライン化を開始しているが、利用者が少ない。

### 基本データ



町公式 LINE



町公式ホームページ

## 施策の展開

### (1) 情報配信システムの機能強化

- ①情報配信に係るオンラインサービス等の機能拡充を図るほか、防災情報設備については計画的に更新し機能維持を行う。

【所管】  
総務課

### (2) 配信情報の充実

- ①町公式ホームページや SNS などを効率的に活用し、町民の属性やニーズにあった情報配信を行う。

【所管】  
総務課

### (3) 電子申請の推進【戦略】

- ①現在紙で行っている申請等を見直し、町公式LINE等を活用した町民が利用しやすい電子申請の仕組みを作り、行政のデジタル化を推進する。

【所管】  
総務課

## 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
オンライン申請手続き数	27種類	35種類

## 基本目標5

### 安全・安心に暮らせるまちづくり

—環境衛生・防災対策の推進—

**施策1 消防・救急体制**

**施策2 防災・減災対策及び危機管理**

**施策3 防犯・交通安全対策**

# 1 消防・救急体制



## 目的

町民の安全・安心を守るため、火災予防の強化、消防・救急体制の充実を図る。

## 基本方針

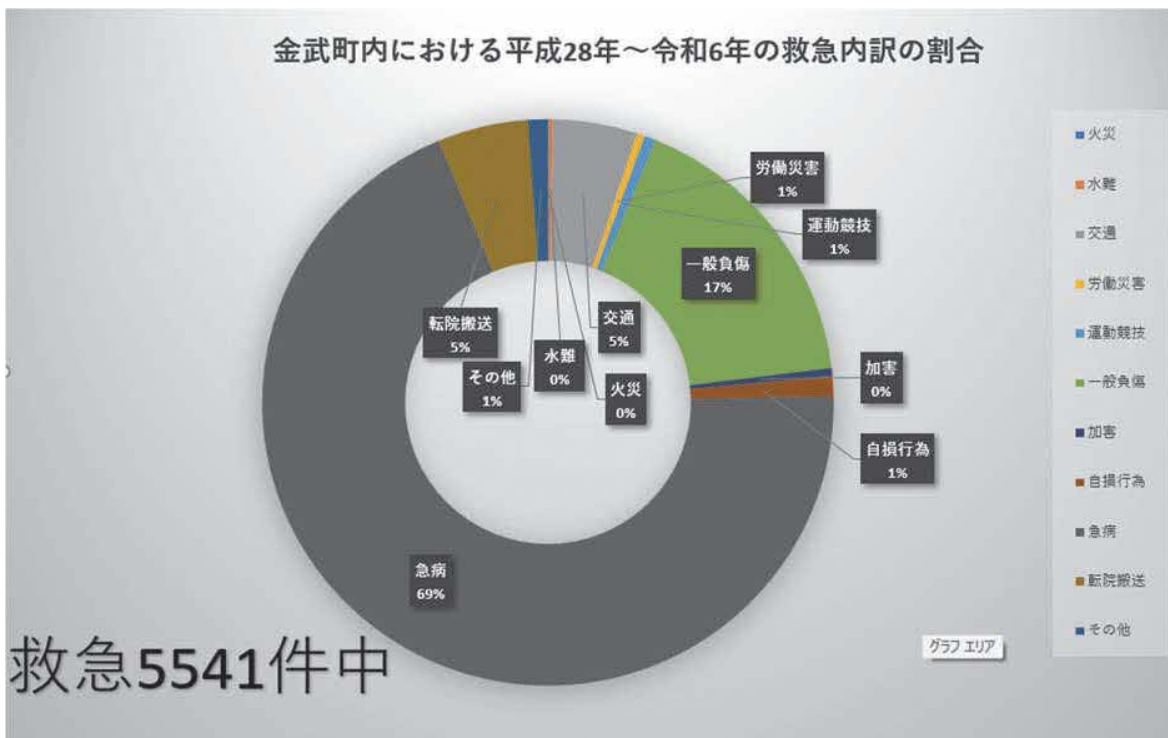
- 火災予防については、火災予防対策の充実強化と町民の日常生活における防火意識の普及を図り、消防活動の妨げとなる恐れのある道路の整備などの環境づくりに努める。
- 消防本部については、消防車両、機材、消防装備の整備拡充と消防水利の適正配置を促進し、情報通信機器の充実を図るとともに消防団との連携強化に努める。
- 救急・救助活動については、迅速な搬送と救命率の向上を図るため、救急救命士による高度な「プレホスピタルケア(※1)体制」の強化に努めるとともに、町民に対する応急手当知識の普及に努める。また、救急車適正利用についての周知・啓発を促進する。

(※1) プレホスピタルケア…病院前救護。病院に到着する前に救急隊員や救急救命士が現場で行う応急処置や医療行為。

## 現状・課題

- 町の消防・救急行政は、金武町、宜野座村並びに恩納村の3町村による広域圏一部事務組合である「金武地区消防本部」が担っている。
- 現在、金武地区消防本部は、消防長以下64人の職員、消防団長以下60人の団員により構成されている。
- 町における令和6(2024)年の火災発生状況は4件である。令和2(2020)年から5年間の火災発生状況は、林野火災7件、車両火災5件、建物火災5件、その他31件となっている。
- 出火原因として「火入れからの延焼」が、林野火災及び田畑などの火災で9割以上を占めている。
- 町民の日常生活における防災意識の啓発を図り、火災防止対策については、地域において火入れによる延焼防止などの予防施策の推進に努める必要がある。
- 町における令和6(2024)年救急出動件数は1,017件で、年々増加している。平成28(2016)年～令和6(2024)年の救急出動件数は5,541件。その内訳をみると「急病」が最も多く3,830件(69.1%)、次いで「一般負傷」938件(16.9%)、「転院搬送」284件(5.1%)の順となっており、高齢化の進展状況が伺われる。
- 救急活動においては、急病者及び負傷者に対する適切な救急処置と迅速な搬送が強く求められている。救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも2人配置される体制を目標に救急救命士の養成と運用体制の整備を推進する必要がある。

■ 基本データ



施策の展開

(1) 火災予防の充実

- ①火災予防対策の充実強化を図るとともに、住宅火災警報機の設置などを促進し、町民の防火意識の普及を図る。
- ②消火訓練の定期的実施を充実させ、消火活動の妨げとなる恐れのある道路の整備を促進する。

【所管】  
金武地区消防本部

(2) 消防力の強化

- ①人員の確保、消防車両・機材・消防装備の整備拡充を図り、消防水利(消火栓含む)の適正配置を促進する。
- ②情報通信機器の充実を図るとともに、消防団との連携を強化する。
- ③農地で火災が発生した際の迅速な初動対応を図るため、119番通報時において、固定電話の契約者情報や携帯電話の位置情報(GPS)を活用し、沖縄県消防指令センターと連携した的確な通報受理・指令体制の確保に努める。あわせて、農地周辺では消火栓等の消防水利が少なく、火災発生時に大規模な延焼につながるおそれがあることから、自治体や一定規模以上の建築物を整備する事業者に対し、関係法令に基づき消防水利(防火水槽等)の確保について指導・助言を行うとともに、地域の実情に応じた消防水利の充実が図られるよう関係機関との連携を推進する。
- ④入域観光客の増加に伴い、水難事故の発生が増加傾向にあることから、関係機関と連携し、既存施設や設備の適切な活用、監視・救助体制の強化、注意喚起や安全啓発の充実など、ソフト面を中心とした水辺の安全対策に係る環境整備の一層の充実を図る。

【所管】  
金武地区消防本部

### (3) 救急・救助体制の充実

- ① 救急救命士の養成・確保を図り、プレホスピタルケアの技能向上を促進する。
- ② 応急手当知識の普及促進を図り、救急資器材の整備拡充を促進する。
- ③ 高齢化の進行や感染症などの緊急事態に備えて救急体制の強化及び資機材の充実を図るとともに、救急車の適正利用についての周知・啓発を行う。

【所 管】  
金武地区消防本部

## 2

# 防災・減災対策及び危機管理



### 目的

町民の防災意識・危機管理意識を高め、「自助」「共助」「公助」の理念に基づく安全・安心なまちづくりを推進する。  
また、地震・台風等の自然災害のみならず、感染症や武力攻撃事態など多様化する危機事象に対応できる総合的な危機管理体制を確立し、町民の生命と財産を守ることを目的とする。

### 基本方針

- 近年、台湾地震や沖縄北部豪雨など、町周辺においても災害の脅威が増大している。さらに、自然災害に加え、新型感染症、武力攻撃、テロ等、多様化・複雑化する危機事象への備えが不可欠となっている。
- 本町はこれらの状況を踏まえ、「地域防災力の根本的な強化」を基本方針として掲げ、町民の生命・財産を守り、地域社会の安全と安心を確保する体制の構築を推進する。
- 具体的には、町民の「自助・共助」意識の醸成、行政の危機対応能力の強化、防災インフラ・情報伝達基盤の充実を三本柱として、平時・災害時の双方において持続的に町が機能する強靱な地域づくりを進める。

### 現状・課題

- 「金武町防災マップ」の更新や防災訓練の実施により、避難場所や危険区域の周知は一定程度進んでいるが、要配慮者への避難支援やルート確保など、より細やかな対応が必要である。
- 防災訓練には毎年約2,000人(町人口の約20%)が参加しており、今後は参加率の維持と内容の充実が求められる。
- 防災無線・SNS等による情報伝達体制を整備してきたが、より確実に全世帯へ情報を届けるため、防災情報戸別受信システムの加入設置を進め、更に老朽化した防災無線システム等の更新を進めていく。
- 感染症や武力攻撃などの危機対応は未整備部分もあり、総合的な危機管理体制の強化が課題である。

### 基本データ



伊芸地区避難訓練の風景



戸別受信機

## 施策の展開

### (1) 防災意識・危機意識の醸成【戦略】

- ① 国・県計画及び法改正の趣旨に沿って金武町地域防災計画及び金武町国民保護計画を定期的に更新し、地域の実情に応じた施策を反映させる。また、同計画を公共・民間施設、自主防災組織と共有し、町全体での意識統一を図る。
- ② 最新の災害想定を踏まえ、避難経路等を見直し、水防法等に対応した金武町防災マップに更新する。
- ③ 防災訓練については、現在の参加者数(約 2,000 人)を維持しつつ、感染症・津波・停電など多様な想定に対応できる訓練を実施する。
- ④ 町民・団体に対して「自助」「共助」の理念を広め、日常生活からの備えを促進する。また、学校・地域・職域での防災教育も推進する。
- ⑤ 令和7(2025)年度に養成した 47 名の防災士を地域の防災リーダーとして、活動できる体制を推進する。
- ⑥ 町民の「自助・共助」の意識向上にむけ、防災訓練や地域ワークショップ、防災教育を充実させ、町民一人ひとりが主体的に命を守る能力を高める。また、地域コミュニティにおける支え合いの仕組みを強化し、「地域は地域で守る」体制を育み、高齢者、障がい者、外国人住民など多様な町民に配慮した防災啓発活動を展開する。
- ⑦ 専門的人材の育成と地域防災力の底上げとして、防災士等の資格取得を促進し、地域で活躍できる防災リーダーを育成する。町民・自治会・消防団・行政が協働して行動できる実践型の防災活動を推進する。若い世代や子どもたちへ防災教育を強化し、持続的な地域防災力の向上を図る。

【所 管】  
総務課

### (2) 防災・減災対策の整備・充実【戦略】

- ① 大規模災害時に対応できる免震構造、防災対策本部室、避難所、災害支援物資集積、ライフラインの維持及び町民の安全確保が図られるよう、防災対策拠点となる複合庁舎の整備を推進する。
- ② 各世帯における防災情報戸別受信システムの加入設置及び、老朽化した防災無線機器・屋外スピーカー等の更新を進めていく。
- ③ 高齢者・乳幼児・食物アレルギーを有する者など要配慮者にも対応可能な食料・飲料水を量的・質的に更新整備する。
- ④ 避難所等に給電機能を持つ電気自動車を計画的に配備し、災害時の電力供給等を確保する。
- ⑤ 災害時要支援者名簿を定期的に更新し、防災士や関係機関と共有、社会福祉施設等との受入協定を拡充する。

【所 管】  
複合庁舎  
整備推進課

総務課

保健福祉課

### (3) 危機管理体制の確立

- ① 自然災害・感染症・武力攻撃等の緊急時にも行政機能を維持できるよう、業務継続計画(BCP)を全職員に周知する。
- ② 防災情報、感染症情報、国民保護情報などを一元的に管理し、迅速に発信できる体制を確立する。
- ③ 自衛隊・消防・警察・医療機関・防災士等との情報共有・協力体制の連携を強化し、危機時の即応体制を確立する。

【所 管】  
総務課

- ④ 平時から多様な危機を想定した訓練・マニュアル整備を行い、行政職員の実践的な対応力を強化する。災害や新興感染症など非常時においても、行政機能を継続できる体制(業務継続計画=BCP)の充実を図る。町内外の関係機関との連携体制を強化し、共通認識に基づく迅速な協働対応を可能とする等、危機対応能力の高い行政運営体制を構築する。
- ⑤ 避難所、避難路、河川・道路等の防災インフラの整備・適正管理を進め、災害被害を最小限に抑える。防災行政無線、SNS、防災アプリなど多様な媒体を活用し、迅速・確実に情報が届く情報伝達体制を構築する。ICT・デジタル技術の活用により、災害時の情報収集・状況把握の高度化を図る。
- ⑥ 感染症の対応として、金武町新型インフルエンザ等対策本部会議の下、全庁体制で対応することとし、感染予防・感染拡大防止に必要な施策の実施と周知に取り組む。

【所管】  
総務課

保健福祉課

### 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
防災訓練の参加人数	約 2,000 人	約 2,000 人
防災訓練の訓練内容数	2種類	4種類
戸別受信機の普及率	65%	70%

## 3 防犯・交通安全対策



### 目的

すべての町民が安全で安心に暮らせるまちの実現のため、行政と地域・住民が一体となり、防犯対策の充実と防犯意識の高揚、交通事故の防止・減少のための環境整備と交通安全意識の普及に努め、安全・安心なまちづくりを進めていく。

### 基本方針

- 地域の防犯体制の充実及び地域住民の防犯意識の高揚を図り、地域における自主防犯活動を強化するとともに、関係機関との連携による防犯対策の拡充を図る。
- 交通安全対策活動を継続的に実施し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに交通安全施設の整備拡充を推進し、全ての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに努める。
- また、観光拠点化等により交通環境が変化する地区については、地域住民の生活環境に配慮し、関係機関と連携しながら、走行速度の抑制や安全確保に向けた交通安全対策を検討する。

### 現状・課題

- 近年、地域社会においては、家庭環境の多様化、情報の氾濫などの影響により犯罪の低年齢化が進んでおり、身近な日常生活における安全の確保が課題となっている。なかでも、児童が巻き込まれる犯罪が増加しており、学校や保護者、関係機関と連携して対策を講じる必要がある。また、「国際電話詐欺」「振り込み詐欺」「架空請求詐欺」等の多種多様な犯罪で、お年寄りなどをターゲットにした事案が増えつつあり、その手口も巧妙かつ悪質になってきているため、さらに関係機関と連携して対策や犯罪被害者等支援として、条例制定等の取組を講じる必要がある。
- 沖縄県石川警察署を始め、石川地区防犯協会、防犯協会金武町支部、金武町青少年健全育成連絡協議会及びその他関係機関と連携強化を図り、継続して防犯活動及び活動団体の育成に取り組む必要がある。
- 防犯対策として、道路や公園、駐車場等の町民の生活に不可欠な場所や学校周辺等の防犯に配慮した、街灯や防犯カメラ等の施設整備が行われてきた。引き続き、防犯を踏まえた施設や設備などの環境整備が促進されるよう努める必要がある。
- 交通事故を防止し、町民が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進のため、沖縄県石川警察署を始め、石川地区交通安全推進協議会、金武町交通安全推進協議会会員等の関係機関と連携して、交通安全の普及啓発活動を実施している。今後も交通安全運動等の活動を継続的に推進していくために、交通安全推進員等の地域の協力者の確保が課題である。
- これまで、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を実施してきた。引き続き、各区の危険箇所の把握と不安解消のための交通安全対策が必要である。
- 観光拠点化や各種イベントの開催等により、特定の地区において来訪者や車両の通行が増加し、生活道路における走行速度の上昇や通過交通の増加が見られるなど、地域住民の安全確保が課題となっている。

■ 基本データ



町内公園等に整備した防犯カメラ



交通安全運動

施策の展開

(1) 防犯意識の高揚

- ① 沖縄県石川警察署を始め、石川地区防犯協会及び金武町青少年健全育成連絡協議会等の関係機関との連携を強化し、防犯体制の充実に図り地域防犯運動を推進する。
- ② 町広報や戸別受信機、SNS 等の多様な広報媒体を通して、防犯に関する情報を提供し、防犯意識の啓発を行う。
- ③ 児童生徒の健全育成及び多様な問題行動等の予防や解決のための、学校や地域、関係機関の連携の強化を図るとともに、各校区内における家庭・商店などの「こども 110 番の家」の周知徹底を図る。
- ④ 通学路等の防犯に配慮した施設整備及び施設改善に努めるとともに、通学路等の危険箇所等の把握に努める。
- ⑤ 近年、多発している不審者から、児童生徒等の安全を守るための活動を展開していく。

【所 管】  
総務課  
(学校教育課)  
(社会教育課)

(2) 防犯施設整備等の充実【戦略】

- ① 犯罪抑止と夜間における歩行者の安全確保及び道路や公園等の町民生活に不可欠な場所における防犯性向上のため、通学路や生活道路への LED 防犯灯、街灯、防犯カメラの整備・更新を推進していく。
- ② 犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援や支援体制構築のため、条例を制定し取り組んでいく。

【所 管】  
総務課  
(建設課)

総務課

(3) 交通安全意識の高揚

- ① 沖縄県石川警察署を始め、石川地区交通安全推進協議会、金武町交通安全推進協議会等と連携し、春・夏・秋・年末年始の交通安全運動や各種イベント等を通して、交通安全の啓発活動を充実させるとともに、交通安全に対する意識の高揚を図る。
- ② 戸別受信機やデジタルサイネージ、SNS を活用した交通安全に関する周知を引き続き行っていく。

【所 管】  
総務課

**(4) 交通安全環境の整備**

- ① 町民の安全を確保するため、危険箇所へのカーブミラーの設置や経年劣化等で損傷した交通安全施設の更新、路上駐車などを含めた交通ルール・マナーの周知啓発等を行う。
- ② 児童・生徒の登下校時の安全確保のため、スクールゾーンの設定及び通学路表示の改善に努める。
- ③ 観光拠点化等に伴い交通量が増加する地区においては、地域住民の通行安全や生活環境に配慮し、道路表示や注意喚起、交通誘導等を含めた、走行速度の抑制や通過交通の低減に向けた交通安全対策を検討する。

【所管】  
総務課  
(学校教育課)

総務課  
(建設課)

**(5) 交通安全対策の充実**

- ① 関係機関との連携を強化し、交通安全運動実施期間中の街頭指導の充実を図る。

【所管】  
総務課

**地方創生の視点からの取組(総合戦略)**

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
LED型街灯の新設・改修(新設・改修が必要な箇所のうち対応済みの割合)	92%	95%

## 基本目標6

### 活気あふれる チャレンジのまちづくり

—産業の振興—

---

**施策1 農林・畜産業の振興**

**施策2 水産業の振興**

**施策3 商工業の振興**

**施策4 観光業の振興**

**施策5 雇用対策の推進**

# 1 農林・畜産業の振興



## 目的

基幹産業としての生産基盤や農村環境の整備を進めるとともに、地域の特色を生かした豊かな活力ある振興を図る。

## 基本方針

- 農林・畜産業の生産向上や経営の安定化を推進するため、生産基盤の整備を図るとともに、施設の長寿命化に努める。また、AI や ICT を活用したスマート農業の推進と農家指導を行い、地元特産品の開発促進などを進め、強い農林・畜産業の振興に努める。また、「地域計画」による地域の話し合いに基づく担い手への農地の集積を図り、有効活用に努める。
- 森林などの資源の保全や家畜排せつ物などを活用した有機肥料を地域へ還元する循環型農業を着実に実施し、環境にやさしい農林・畜産業の振興を図る。
- 農村環境の整備の充実を図るとともに、関係機関との連携により、担い手の育成や経営指導の充実を努め、活力ある農林・畜産業の振興を図る。

## 現状・課題

- 町の主な作物は、田芋やサトウキビ、キクなどの花卉類、マンゴーやパインなどの果樹類があり、重要な基幹産業の一つとなっている。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などに伴い、農家数や農業生産額は年々減少傾向にあり、農業生産意欲のある高齢農業者への支援が必要な現状となっている。また、補助事業による新規就農者への支援及び農地の集積や、ハウス導入を行い、生産拡大を図っている。「金武町特産品加工施設」は町の特産品加工施設として農家所得向上に必要な施設であるが、設置から15年余りが経過し施設等の経年劣化が目立つ。施設の機能強化を図り、安定生産、安定供給、販路拡大に努める必要がある。
- 農業用施設の基盤整備がおおむね完了したことから、老朽化した農業用施設の更新をはじめ、園芸施設の導入・品質向上、生産・販路拡大とあわせて、認定農業者及び担い手農家の育成を通して、安定的な農業経営を推進する必要がある。
- 多様な消費者ニーズに対応するため、新規の高収益作物の生産拡大と農家育成を進め、地元特産品の充実を図る必要がある。
- 町内農林水産物の販路拡大と6次産業化を推進するため、農林水産物直売所の設置について検討する必要がある。
- 林業については、木育や木材利用、木材普及に努めるとともに、林業従事者の安定した経済活動を促進する必要がある。平成19(2007)年度から稼働している「金武町特用林産物等生産出荷施設」については、老朽化が見られる施設の更新を図り、安定生産、安定供給、販路拡大に努める必要がある。
- 畜産業については、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度に実施した優良繁殖雌牛導入事業において和牛の優良畜種を導入できたが、今後は、乳用牛や豚などの優良畜種導入を図るとともに、環境に配慮した畜舎の改善促進や経年劣化している家畜ふん尿処理施設の改修が必要である。
- 農業関連施設の維持管理を適正に行い、経過年数が進んでいる施設においては安定的な運営を行うための改修や、時代のニーズに沿った機能強化に取り組む。
- 町の特産品である田芋、マンゴー、パイン、花卉については、産地協議会を立ち上げ、生産拡大・品質向上のため、講習会や視察研修等を実施し、生産量の向上、安定出荷体制の構築に向け活

動を行っている。

- 有害鳥獣による農作物への被害があるため金武町鳥獣被害対策実施隊による駆除等により、被害の軽減に努めている。

## ■ 基本データ



金武町特産品「マンゴー」



金武町特産品「田芋」

## 施策の展開

### (1) 農林畜産業の生産振興・基盤整備の充実【戦略】

- ①各地区の農道やかんがい施設の整備は、おおむね完了している。今後は、初期に整備した施設が老朽化しているため、施設を更新し、施設の長寿命化を図り、生産性向上を維持する。あわせて農道、農道橋、排水路等の農業用施設の維持管理を充実させ、施設の延命化を図る。
- ②町の特産品である田芋、マンゴー、パイン、花卉については、産地協議会を中心に、引き続き物産展などのPR活動を行うとともに、農商工連携や6次産業化の強化に努める。
- ③畜産業については、優良畜種の導入を図るとともに、家畜伝染病予防法に基づく各種対策等を含めた畜産振興の支援及び環境に配慮した畜産経営改善を促進する。
- ④農林水産物や加工品などの販売機会を創出し、生産者の意欲向上と所得向上を目指すため、農林水産物直売所を整備するとともに、利便性向上のため、関係機関と連携を図る。
- ⑤既存施設の機能を強化することで、農産物等の6次産業化等に取り組み、農家の所得安定を図る。
- ⑥栽培技術の向上や農作業の効率化を図るため、AIやICTを活用したスマート農業の推進に努める。
- ⑦金武町鳥獣被害防止計画に基づき、侵入防止柵の設置や緩衝帯の設置等を行うことで、農作物の被害軽減を図る。

【所管】  
農林水産課

### (2) 環境保全の推進【戦略】

- ①家畜排せつ物などを活用した有機肥料を地域へ還元する資源循環型農業を推進し、環境にやさしい農林畜産業の振興に努める。
- ②沖縄型森林環境保全事業を活用し、町内の松くい虫による被害を抑制することで、景観向上に取り組む。

【所管】  
農林水産課

(3) 農村地域の振興【戦略】

- ①後継者及び新規就農者などの担い手の確保・育成を図るとともに、農地や草地などの集積を推進し、遊休地の解消に努める。
- ②沖縄県農業協同組合(JA おきなわ)や沖縄県、その他関係機関との連携を図り、生産者の技術向上や経営指導による経営の安定化に努める。

【所管】  
農林水産課

地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
農業用かんがい施設設備の更新(累計)	1箇所	3箇所
農道橋長寿命化計画に基づく調査・整備橋数(累計) ※町内農道橋(全13橋)	4橋	8橋
認定農業者数(累計)	21人	21人
認定新規就農者数(累計)	7人	12人
スマート化推進に向けた勉強会(回/年)	0回	1回
堆肥年間生産販売量(t/年)	2,300t	2,900t
遊休農地面積	14.6ha	10ha

## 2 水産業の振興



### 目的

漁獲量増加への取組や観光漁業の推進、水産物加工販売体制の確立など、漁家の経営安定にむけた水産振興に努める。

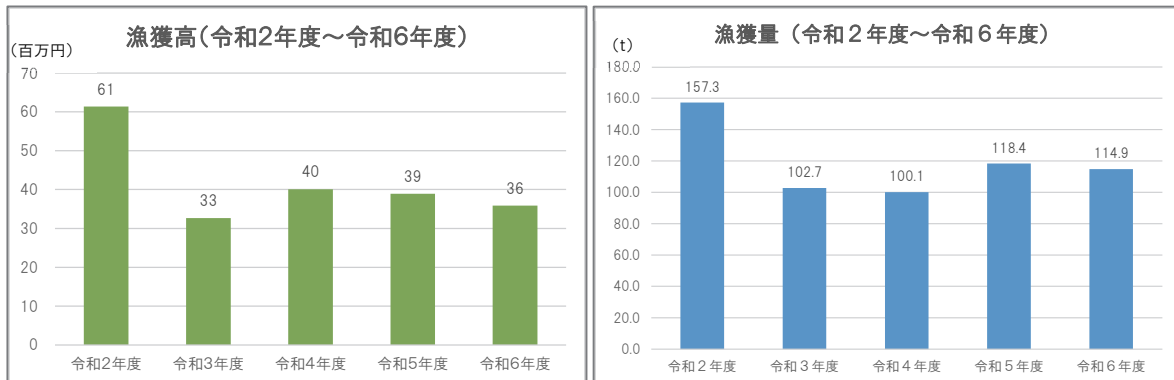
### 基本方針

- 沿岸漁業では、今後とも引き続き漁場環境を保全しつつ、周辺市町村とも連携しながら金武湾の蘇生(稚魚の放流等)に努める。また、設置された浮魚礁、大型定置網などを活用し、低迷している漁獲量が回復できるよう取り組む。
- 養殖業では、加工施設の整備を引き続き推進するとともに、魚類養殖についても積極的に導入を図る。
- 新規漁業者を含めた人材育成を図り、漁業活性化に努める。

### 現状・課題

- 町の水産業は沿岸漁業と海面養殖業が中心であり、近年は海面養殖の「もずく」「海ブドウ」が主な漁獲高となっている。
- 令和6(2024)年度の町の漁業経営体数は37体であり、年々減少傾向にある。海面漁業においては、漁獲量は115t、漁獲高は約3,500万円である。
- 漁獲量の増加と漁家及び金武漁業協同組合の経営安定にむけ、平成29(2017)年度から中層型浮魚礁や給油施設などの整備を行ってきており、今後とも施設整備、管理体制の充実強化及び操業支援などの施策を実施していく必要がある。また、金武湾の生育環境を改善するための対策が必要となっている。
- 町の養殖は、「もずく」「海ブドウ」が盛んなことから、生産拡充や安定供給のための生産施設(ハウスなど)の整備を促進するための支援が必要である。

### 基本データ



## 施策の展開

### (1) 漁業経営の近代化促進

- ①水産加工新事業の展開を図り、もずく、海ブドウなどの海藻養殖と魚介類養殖の新展開を促進するとともに、観光漁業の推進、水産物加工販売体制の確立を図る。

【所管】  
農林水産課

### (2) 漁業経営の安定化促進【戦略】

- ①漁業経営の規模拡大、漁船の近代化を促し、漁業の近代化と青年漁業士など後継者の育成強化を推進する。また、金武漁業協同組合については、組織の充実強化を促進するため、自ら作り育てる漁業経営の意識啓発に努める。
- ②漁獲量、漁獲高の向上を図るため金武漁業協同組合と連携し、設置された浮魚礁や定置網を活用し、生産力の向上や、セリの広域化による流通体制の構築に努める。
- ③水産物などの販売機会を創出し、生産者の意欲向上と所得向上を目指すため、農林水産物直売所の整備に向けて取り組む。
- ④ホテルなどの進出企業や農林水産物直売所に対応するための漁業経営の支援に努める。
- ⑤新規漁業者が各種補助制度を活用できるよう、金武漁業協同組合への加入促進に取り組む。

【所管】  
農林水産課

### (3) 漁業環境の保全整備

- ①金武湾港の安全を確保するため、港湾施設内の修繕を沖縄県と連携して促進する。また、地域住民との交流や観光の振興を通じた地域活性化のため、港湾における拠点機能の強化を推進する。
- ②海洋資源の保全・再生を図るべく、湾内利用者のマナー改善に向けた啓発活動等の取組を推進する。

【所管】  
農林水産課

## 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
藻類取扱量(t/年)	86t	100t
鮮魚・魚貝取扱量(t)	29t	37t

## 3 商工業の振興



### 目的

商工業者の育成、企業誘致などの支援を行い、地域経済の活性化、雇用の場の創出を図る。

### 基本方針

- 国道 329 号沿い、金武バイパス及び新開地地区など快適で魅力ある商業空間の創出に努める。
- 温泉宿泊施設等による滞在型観光による地域活性化を図るため、商業地域への誘客を促すイベントの開催や商工会との連携を一層強化する。
- 町の地域特性に適した企業誘致や地場産業の育成など支援制度の拡充に努める。
- 経営基盤の強化及び経営体質の改善のための相談窓口や各種融資など支援制度の充実を図り、商工業振興に努める。

### 現状・課題

- 町の商業は、地元購買需要と通過型の購買需要に対応する沿道型商業となっている。
- 町では金武町商工会と連携し、地域商品券事業や空き店舗対策を実施し、商業の活性化に取り組んでいる。
- 金武バイパス沿道店舗との連携を図りつつ、購買需要を促進していく必要がある。また、金武バイパスの沿道において郊外型の沿道店舗が立地する可能性が十分考えられる。
- 既存国道と金武バイパスのそれぞれの特色を生かし、相乗効果を高めるような店舗などの立地を促進することが課題である。
- 既存施設と連携しつつ、ギンバル地区や金武町観光交流物産センター(仮称)など拠点づくりについて検討していく必要がある。
- 町の工業は、金武火力発電所の大規模事業所が1社ある以外は全て小規模企業であり、製造業としての集積はほとんどみられないのが現状である。
- 町の地域特性や土地利用条件を踏まえ、既存工業の活性化と新規企業の誘致を図り、起業支援制度などの拡充に努めることが課題である。

### 基本データ



金武町わったーまちゴールデンプレミアム商品券

## 施策の展開

### (1) 商業環境の整備

- ① 金武バイパス沿線観光拠点地区の必要性について検討する。また、新開地や既存国道沿線などの空き店舗を活用し、商業環境の利便性の向上を図る。
- ② 利便性向上や感染症対策を目的に、e コマース(※1)等を活用した流通の展開や、キャッシュレス決済の普及促進に取り組む。

【所管】  
商工観光課

### (2) 商業経営の安定化【戦略】

- ① 商業経営者の意識の高揚を促進し、新規店舗などの開設支援を推進するとともに、各種融資制度の有効活用や地域商品券事業を促進する。

【所管】  
商工観光課

### (3) 商工会の支援体制整備・強化支援

- ① 小規模事業者、後継者及び新規創業・起業予定者への伴走型支援体制整備と強化支援を図る。

【所管】  
商工観光課

### (4) 新規企業誘致の推進【戦略】

- ① 沖縄振興特別措置法や企業立地促進法に基づく優遇措置を活用し、企業誘致を推進するとともに、支援制度の拡充に努める。

【所管】  
商工観光課

### (5) 既存地場産業の育成

- ① 経営基盤の強化、経営体質の改善及び経営相談の充実を図るとともに、各種融資制度の活用を促進する。また、ギンバル地区で進められるホテル建設等と連携し、既存商工業の振興や、新たな商品開発に取り組む。
- ② 町内に根付く既存地場産業の持続的な発展を図るため、町内外に向けた産業の魅力や強みを情報発信し、販路拡大や地域商品券事業など認知度向上につながる効果的な産業PRを推進する。

【所管】  
商工観光課

(※1) eコマース…ネットショッピングなど、インターネット上で行われる商品やサービスに関する取引決済を指す言葉。

## 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
商品券の販売額	240,000千円	240,000千円
企業誘致数(累計)	2企業	3企業

## 4 観光業の振興



### 目的

独自の文化や豊かな自然環境を生かした魅力ある観光地の形成を目指し、多様なニーズに対応した観光の振興を促進する。

### 基本方針

- 金武観音寺や金武大川などの文化遺産、新開地地区、金武ダム周辺施設、億首川のマングローブや干潟など、豊かな自然環境を生かした魅力ある観光地の形成を目指し、スポーツ・ウェルネス等の各種ツーリズムや体験型観光の振興を図る。
- 町独自の魅力ある観光地の形成にむけ、観光ルートの再編や観光案内媒体の整備、新開地などにおける賑わいの演出、各種イベントの開催などの取組や交流センターなどの各種観光関連施設の整備に努める。
- ホテル、宿泊施設の増加や稼働の動向から滞在型観光の増加が見込まれる。観光形態の変化と観光拠点の充実を考慮し、観光協会との連携強化を図るとともに、観光協会及び観光関連事業者を支援する。
- 人流データや観光関連人材不足解消等に向け観光DX(※1)の強化を図り課題解決を目指す。

(※1) 観光DX…観光分野において、ICTやデジタル技術を活用し、人の流れや観光行動に関するデータの把握・分析、情報発信や業務の効率化等を行う取組のこと。

### 現状・課題

- 自然環境を体験するエコツーリズムや体験学習型・参加型の観光が増加しており、町においても修学旅行団による億首川のマングローブや干潟、野鳥の観察及びカヌー体験などが盛んになっている。
- 億首川下流域では、億首川プロムナード(遊歩道)としてボードウォーク(木道)や野鳥観察施設などが一体的に整備されている。
- ギンバル地区では、医療施設、リハビリ施設、スポーツ施設、民間ホテル、KINサンライズビーチ、海浜公園の整備が完了している。今後は同地区に整備した施設を最大限に活用・連携しながら様々な取組を展開していく必要がある。
- 町の豊かな自然を生かした魅力ある観光リゾート拠点地区の形成をめざし、町内の様々な観光資源の発掘・充実及び施設のネットワークを形成し、観光産業の一層の振興を促進することが課題となっている。
- ギンバル訓練場返還跡地の未利用地については、既存のスポーツ及び医療施設等と連携したスポーツ・ウェルネスツーリズム等を踏まえて「ギンバル訓練場返還跡地及び周辺地域の整備計画に関するプロジェクトチーム」にて検討していく必要がある。
- 新開地地区においては、金武アクティブパークを活用した各種イベントの開催や異国情緒漂う街並みを活用し、映画やミュージックビデオの撮影が行われている。
- 北部12市町村が連携し組織化されたやんばるDMO(北部広域市町村圏事務組合)と連携し、本町を含め北部地域が一体となった観光施策を取り入れる必要がある。

■ 基本データ



新開地地区



KIN サンライズビーチ

施策の展開

(1) 観光資源の活用・開発・入域観光客の取り込み【戦略】

- ①自然環境の再生保全と活用を図り、地元特産品や観光資源の発掘・充実、温泉施設など、魅力ある観光施設の整備拡充及び各種観光イベントの開催、情報発信等に努める。
- ②新開地地区や億首川沿いのマングローブ林を活用した観光・体験メニューを推進し、観光客の増加及び満足度の向上に向け、関係機関等との連携を図る。

【所管】  
商工観光課

(2) 観光基盤の整備【戦略】

- ①「金武町観光交流物産センター(仮称)」などの各種観光拠点施設の整備に努める。
- ②観光案内サインなどの多言語表示を含む表示・案内板の設置、観光web サイトや無線 LAN(Wi-Fi)の整備を推進するとともに、観光案内媒体の整備充実を図る。
- ③宿泊施設の誘致、観光ルートの整備などを促進する。
- ④施設の老朽化に伴う修繕及びニーズに則した機能強化に努める。
- ⑤観光のデジタル化やワーケーションニーズへの対応、観光 DX の推進、キャッシュレス決済の導入等を見据え、ふさわしいデジタル環境の整備を検討する。

【所管】  
商工観光課

(3) 観光内容の充実【戦略】

- ①豊かな自然環境を生かしたエコ・スポーツ・ウェルネスツーリズムやアドベンチャーツーリズム(※2)、民泊事業などの体験型観光及び海洋レジャーを推進する。
- ②スポーツキャンプや合宿など、スポーツコンベンション(※3)の発展に向け、金武町スポーツコンベンション受入協会を中心に町全体で歓迎機運の醸成に取り組む。
- ③今後、ギンバル地区に整備された宿泊施設やKIN サンライズビーチ海浜公園などの周辺資源を生かし、新たな観光メニューの創出を目指

【所管】  
商工観光課  
(社会教育課)

す。また、民間企業や金武町ツーリズム推進協議会等によるツアー商品の開発についても取り組む。

- ④新開地地区における独特な雰囲気や魅力を存分に発揮できるよう、金武アクティブパークの機能強化に取り組むとともに、これらを生かした観光客誘客のためのメニューの開発や魅力あるイベントを開催する。

**(4) 受入体制の拡充**

- ①今後の町における観光施策については、一元的に推進する関係機関や観光協会との連携を強化していく。
- ②町民観光ガイドの育成を図り、外国人観光客を含む多様な観光客のニーズに対応した受入体制の構築を検討する。
- ③各種事業者や関係者間で緊急時の行動計画を共有し、安心して観光できる受入体制を構築するため、関係機関と連携しながら観光危機管理計画の見直しを行う。

【所管】  
商工観光課

(※2) アドベンチャーツーリズム…アクティビティ、自然、異文化体験の3つの要素のうち2つ以上で構成される付加価値の高い旅行形態である。

(※3) スポーツコンベンション…スポーツ大会、キャンプ、合宿、試合、自主トレーニング等を地域に誘致し、宿泊、飲食等の消費拡大を通じて観光振興及び地域活性化を図る取組のこと。

**地方創生の視点からの取組(総合戦略)**

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
町内観光客入域	545,000人	599,500人
キャンプ見学者数の増加	33,000人	36,300人
DX推進に向けた研修会	0回/年	1回/年

## 5 雇用対策の推進



### 目的

町民の雇用の場の創出、人材登録制度の導入、各種支援制度の充実、中小企業などと連携を図り、地域全体の就業意識の向上と雇用対策・人材育成を目指す。

### 基本方針

- 町民の雇用の場の創出に努めるとともに、「金武町就活支援センター」において、就職相談や就職に必要な技能・資格の取得、キャリアカウンセリング、中小企業などへの各種支援制度の斡旋、職業斡旋業務を行い、地域全体との連携を図りながら就業意識の向上を目的にキャリア教育(※1)を推進する。あわせて中長期的な雇用対策・人材育成を図るための体制の構築を図る。

(※1) キャリア教育…一人ひとりの社会的・職業的自立にむけ、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

### 現状・課題

- 令和2(2020)年の国勢調査における金武町の完全失業率は5.7%と県平均(5.5%)より上回るものの、改善傾向がみられる。
- 町内事業所などへの町民の雇用や、駐留軍労働者などの優先雇用が求められている。
- 町民ニーズに対応した雇用対策を強力に推進するとともに、ギンバル地区における事業に即応した雇用対策を推進することが大きな課題である。
- 金武町就活支援センターにおいては、資格等の取得のための各種講座、就職斡旋、合同企業説明会などを開催しているほか、沖縄市にあるハローワークに出向くことなく求職活動証明書の発行が可能であり、さまざまな面から町民の就職活動をサポートしている。

### 基本データ

利用目的(複数回答あり)	利用件数
就職相談	146
求人情報収集(検索)	153
紹介状発行(就活支援センター)	24
ハローワーク案内	1
失業認定	29
見学	3
応募書類作成・面接対策	4
各種申込(講座・キャリアコン)	72
その他(就職報告、他)	26
企業求人依頼(町内)	35
企業求人依頼(町外)	5
求職活動証明書発行	23
HWオンライン検索機利用	25
利用件数	546

令和6(2024)年度 金武町就活支援センター利用件数

## 施策の展開

### (1) 雇用の場の創出【戦略】

- ①町や関係機関の事業導入にあたっては、町民の雇用の場の創出に努める。また、関係機関や町内事業者などへの町民の優先雇用の促進を図る。

【所管】  
商工観光課

### (2) 技能・資格取得の促進

- ①就職に必要な資格取得のための各種講座を開催し、町民一人ひとりの技術や資格の取得を支援し、雇用機会の増大を図る。

【所管】  
商工観光課

### (3) 相談窓口の充実

- ①金武町就活支援センターにおいて、就職相談を実施し、求人情報の公開並びに職業斡旋を行うとともに、求職者と企業とのマッチングを図る求職者登録システムの構築や緊急的な失業者の雇用対策の連携など、相談窓口の充実を図る。

【所管】  
商工観光課

### (4) 中長期的な雇用対策【戦略】

- ①職業観教育の一環として小学校及び中学校でのキャリア教育を実施する。  
②就労に必要な意識啓発、知識・技能を習得するための一貫した体制の構築と支援に努める。  
③ギンバル地区周辺における新規事業機会の拡大や若者の雇用促進など、地域活性化の実現を図る。

【所管】  
商工観光課

## 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
就活支援センター利用者が雇用者(非正規含む)となった人数(累計)	255人	306人
就活支援センターの紹介状発行件数(件/年)	25件	30件
ギンバル地区の進出企業雇用者数(累計)	190人	228人



基本目標6  
【基本計画】

**基本目標7**  
**協力と信頼で築く 持続可能なまちづくり**  
**—行財政の推進—**

---

**施策1 町民と創るまちづくり**

**施策2 行政運営の確立**

**施策3 財政運営の確立**

# 1 町民と創るまちづくり



## 目的

積極的な情報公開に努めるとともに、町民と行政が一体となった「協働のまちづくり」を目指す。

## 基本方針

- 「金武町情報公開条例」に基づき、まちづくりを推進する上で必要な情報を積極的に公開する。また、町民とともに創る協働によるまちづくりを目指すとともに、地域コミュニティで活躍できるリーダー・担い手を育成する。

## 現状・課題

- 町には、5区(金武区、並里区、中川区、伊芸区、屋嘉区)それぞれの特性があり、その地域にあったまちづくりを各区主体で進めている。
- 本総合計画の策定にあたっては各区における区長ヒアリング、関係団体・各種団体ヒアリング及び町民アンケート調査などを行うとともに、審議委員については広く公募し積極的に登用してきた。
- 行政情報は、町公式ホームページ、SNS、町広報紙、戸別受信機など多様な媒体で発信してきたが、デジタル化の進展により、住民の意見や声を的確に把握し、施策に反映できる情報発信の在り方が求められている。
- 行政運営に関する意見や課題等を持続的に議論するため、各種会議体の設置や行政懇談会の開催を通じて、町民の意見を把握するとともに、地域の課題や要望等を速やかに施策に反映できるよう努めている。
- 社会情勢や生活様式の変化とともに、まちづくりに対する町民意識の変化やニーズの多様化が進んでおり、それを的確に把握し、いかにまちづくりに反映していくかが課題である。

## 基本データ



デジタルサイネージ (国道 329 号線金武バイパス南側)



行政懇談会

## 施策の展開

### (1) 町民参加によるまちづくり

- ①町民が町政を理解し参画しやすいよう、行政情報の分かりやすい公開を推進し、まちづくりへの意識向上を図る。
- ②町政運営に町民の意見を積極的に反映するため、各種計画やプロジェクトの立案段階から町民意見を取り入れるパブリックコメントやワークショップ等の参加型手法を充実させ、町民の町政への参画を促進する。

【所管】  
企画課

### (2) 広報活動の充実

- ①町広報紙、公式ホームページ、デジタルサイネージ、SNS など多様な媒体を活用し、行政情報やまちづくりの取組状況を分かりやすく効果的に発信する。
- ②デジタル情報発信力を強化し、動画や多言語対応など、誰もがアクセスしやすい広報体制を整備する。
- ③分野別に発信している情報について、町民に分かりやすい情報提供となるよう整理・連携を図り、発信内容の充実や更新頻度の向上に努める。

【所管】  
総務課

### (3) 広聴活動の充実【戦略】

- ①各種委員会や協議の場において、幅広い世代の町民の参画を促進するため、町民が意見を表明しやすい機会の充実や参加しやすい環境づくりを進め、まちづくりに関わりやすい仕組みづくりを推進するとともに、各区における行政懇談会を継続的に開催する。

【所管】  
企画課

## 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
区との行政懇談会開催数	5回	5回

## 2 行政運営の確立



### 目的

複合庁舎整備や行政 DX の成果を基盤として、「強靱で持続可能な行政経営」「高度化した行政サービスの提供」を実現する。

町民の安心と利便性を高め、長期的に安定した自治体運営を確立する。

### 基本方針

- レジリエンス経営(※1)の深化を目指し、災害・感染症・社会変化に強い行政の構築を行う。
- データ活用・業務最適化・住民サービス改善を継続して推進し、行政 DX を高度化させる。
- 持続可能な自治体経営を目指し、財政・施設・組織・人材の最適化を図る。

(※1) レジリエンス経営…自然災害や感染症、経済環境の変化などの不測の事態が発生した場合においても、事業活動を継続または早期に回復できるよう、平時から事業継続計画（BCP）の策定やリスク分散、体制強化等に取り組む経営の考え方。

### 現状・課題

- 現在の庁舎は建設から40年以上経過しているとともに、地方分権改革、国・県の事務移譲等による業務量の増加に伴い機能の分散があることから、ワンストップサービスによる町民サービスが充分に行えない状況となっている。また、昨今の甚大な被害を及ぼす災害を想定した対策等を効率的に行える拠点が必要となっている。そのため、分散された機能の集約と防災対策の拠点となる複合庁舎の整備が必要となっている。
- 複合庁舎整備後の運用として、防災機能、住民サービスの利便性、交流・福祉機能等の向上を進める必要がある。
- 少子高齢化が一段と進み、行政需要は多様化・専門化が加速するため、人材確保とデジタル化の高度化が不可欠である。
- 施設長寿命化への対応、財政負担の増大、国・県制度改正への適応など、長期的視点での行政経営の安定化が課題となっている。
- DX推進本部を立ち上げ、金武町・宜野座村・恩納村の3町村と連携しながらDXの推進に取り組んでいる。今後は、DX推進計画の策定に向けた検討を進めるとともに、住民のデジタルデバインド(※2)への対応、行政内部における業務最適化、データ分析・利活用の推進など、DXの取組については多くの分野で今後さらなる推進が求められる段階にある。

(※2) デジタルデバインド…年齢や障がいの有無、居住環境、情報通信機器の利用環境や経験の差などにより、デジタル技術や情報へのアクセス・活用に格差が生じること。行政サービスや情報提供のデジタル化に当たっては、この格差が拡大しないよう配慮や支援が求められる。

## ■ 基本データ



複合庁舎整備イメージ

## 施策の展開

### (1) 複合庁舎の整備

- ①令和9(2027)年度中の完成に向けて「駐車場が利用しやすくスペースも十分に確保された庁舎」、「手続きをワンストップで行うことができる庁舎」、「年齢や障がいの有無に関わらず誰もが訪れやすい庁舎」、「災害に強く防災拠点として機能する庁舎」整備に取り組む。

【所 管】  
複合庁舎  
整備推進課

### (2) DXの高度化

- ①国や県の先進的な取組を見据え、オンライン申請の拡充や、チャット型相談・キャッシュレス化の普及を図るとともに、内部事務DXの成熟化、業務プロセスの最適化(BPR)、庁内データの統合管理強化、AI活用の現実的推進、文書整理、スケジュール管理等といった庁内業務の効率化を中心に取組を推進する。また、デジタルデバйд対策として、住民向け講座等を実施する。

【所 管】  
総務課

### (3) 公共施設マネジメントの再構築

- ①施設ごとの利用状況・費用対効果を分析し、統廃合・複合化を検討する。施設の長寿命化計画の実行、指定管理者制度やPPP等の活用により、効率的運営とサービス向上を両立する。また、脱炭素型施設運営(省エネ化、再エネ導入)を進める。

【所 管】  
総務課

### (4) 公共交通の導入

- ①地域公共交通計画策定及び地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保や、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実状に即した輸送サービスの実現を図る。

【所 管】  
総務課

### (5) 業務改革と効率的な行政運営

- ①事務事業の定期的な見直しにより、重複や非効率な部分の改善を図るとともに、業務内容に応じた民間活力の活用を検討する。また、広域行政との連携強化や窓口一元化、予約システムの活用等により、効率的で利便性の高い行政運営を推進する。

【所 管】  
総務課

**(6) 定員管理及び給与の適正化**

- ① 事務事業の整理や民間委託等の推進、指定管理者制度や公共施設の整理等を通じて、職員の定員管理の適正化を図る。また、適正な人事評価を踏まえ、人事院勧告や近隣自治体との均衡を考慮しながら、住民の理解が得られるよう、給与制度の適切な運用に努める。

【所管】  
総務課

**(7) 人材育成と組織力向上**

- ① デジタル人材・防災人材の育成を強化し、計画的な研修、資格取得支援、外部機関との連携、若手・中堅の能力開発、女性職員の活躍推進、公正・納得性のある人事評価制度と適正な定員管理を行う。

【所管】  
総務課

**(8) 広域行政の連携**

- ① 各事務組合などとの連携を強化するとともに、事業内容や状況に応じて関係市町村が相互に協力しながら、広域事業の円滑な運営を図る。

【所管】  
企画課

### 3 財政運営の確立



#### 目的

歳入確保及び歳出削減を行い、持続可能な予算運営を目指す。

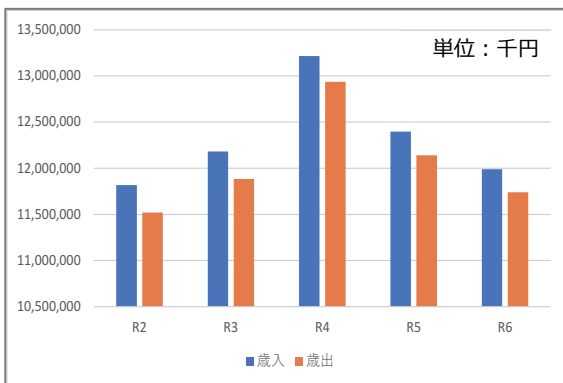
#### 基本方針

- 令和8(2026)年度以降、金武町複合庁舎整備事業の本格工事をはじめとした公共・公用施設の新設・更新などに伴う財政出動が想定されることから、今後も行財政改革に取り組む。
- 中長期的な財政計画を踏まえた財政運営の健全性の確保を図るとともに、経費の節減や事務事業の見直しなどによる歳出の削減を行い、持続可能な財政運営に取り組む。

#### 現状・課題

- 昨今の物価高騰、人事院勧告および沖縄県人事委員会勧告に伴い物件費・人件費等の増大が引き続き想定される。既存事業の見直し・効率化を行い、人件費および物件費をはじめとした一般財源の支出抑制を図り、経常収支比率の改善に取り組む必要がある。また、歳入予算については、行政サービスや各施設の維持管理等のコストを分析し、適切な受益者負担見直しを検討していく必要がある。
- 起債残高および返済について、これまで一般財源に過度な負担がないよう事業調整を行ってきた。引き続き地方債残高と実質公債費比率のバランスを考慮しつつ、金武町複合庁舎整備事業の完了後は、新規起債額が返済額を下回るよう取り組む必要がある。
- 公共施設等の老朽化が進行していることから、更新・改修費用を捻出するため、金武町公共公用施設等整備基金を計画的に積み立て、活用を図る。
- 平成28(2016)年度から、金武町ふるさと応援寄附金制度(ふるさと納税)の代行業務を導入し、自主財源の増額が図られてきた。今後は、寄附額の更なる増額にむけて、寄附希望者の多種多様なニーズへの対応を検討していく必要がある。

#### 基本データ



金武町一般会計決算額推移

## 施策の展開

### (1) 財源の確保【戦略】

- ① 普通建設事業については、国・県支出金の有効活用を前提に、公平な世代間負担等を鑑みて計画的な起債発行および既存基金を積み立てて活用する。
- ② 公共施設の使用料・手数料等、受益者負担の適正化を図る。
- ③ 町税の適正な課税と納税に向け、税金に対する相談体制の充実を図るほか、スマートフォン等による申告・納税しやすい電子システムの活用等を推進する。
- ④ 金武町ふるさと応援寄附金制度(ふるさと納税)において、寄附者データの分析に基づく返礼品の企画・改良や戦略的な情報発信を推進するとともに、生産者・事業者との連携による安定供給体制の強化と事務の効率化を図る。あわせて、寄附金の増減に左右されにくい財政運営を意識しながら、持続可能で安定的な自主財源の確保に努める。

【所管】  
企画課

税務課

企画課

### (2) 健全な財政運営の確立

- ① 金武町中長期財政計画および事業実施計画(ローリング方式)を踏まえた持続可能な財政運営及び財政健全性の確保を図るとともに、経費の節減や事務事業の見直しの徹底などによる歳出の削減を図る。
- ② 既存施設の建替えについては、人口減少時代を想定し、これまでの施設規模から縮小を検討するとともに、老朽化した施設においては廃止を含めた整理縮小または長寿命化計画に基づく改修を行う。
- ③ デジタル技術の活用を推進し、庁内事務および役場窓口手続きの電子申請等、町民サービスの向上や業務効率の改善を図り、固定費等の削減を行う。

【所管】  
企画課

## 地方創生の視点からの取組(総合戦略)

指標項目	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
町税の徴収率	96.16% ※2023年度実績	96.3%
ふるさと応援寄附金額	176,556千円	251,556千円

# 人口ビジョン

(令和6(2024)年時点見直し)



## 第3期金武町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略



# 人口ビジョン（令和6（2024）年時点見直し）

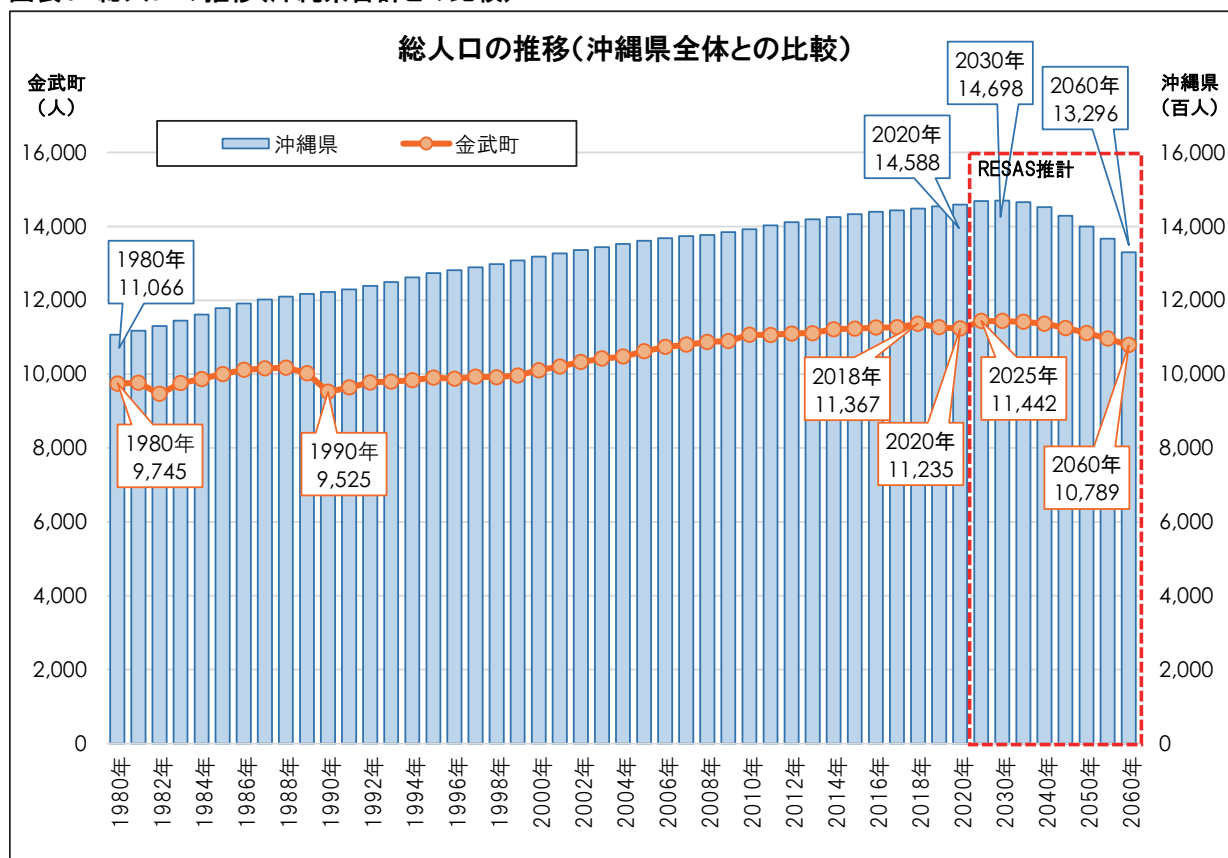
## 1. 人口動態の特徴

### （1）総人口の推移

本町の人口は、昭和55（1980）年からの推移をみると、平成2（1990）年に大きく減少していますが、それ以降は順当に増加傾向にありました。直近では、平成30（2018）年の11,367人から減少傾向にあります。

RESAS（地域経済分析システム）による将来人口推計では、本町の人口は令和7（2025）年の11,442人をピークに減少に転じ、令和42（2060）年には10,789人程度の人口になると予測されています。この人口減少の度合いは、沖縄県全体の人口減少度合いと比較すると、ゆるやかな見込みとなっており、本町においては人口減少社会の到来まで比較的余裕があると捉えることができます。余裕のある現在のうちに、本町における適切な人口の維持について施策を検討することが重要です。

図表1 総人口の推移（沖縄県合計との比較）



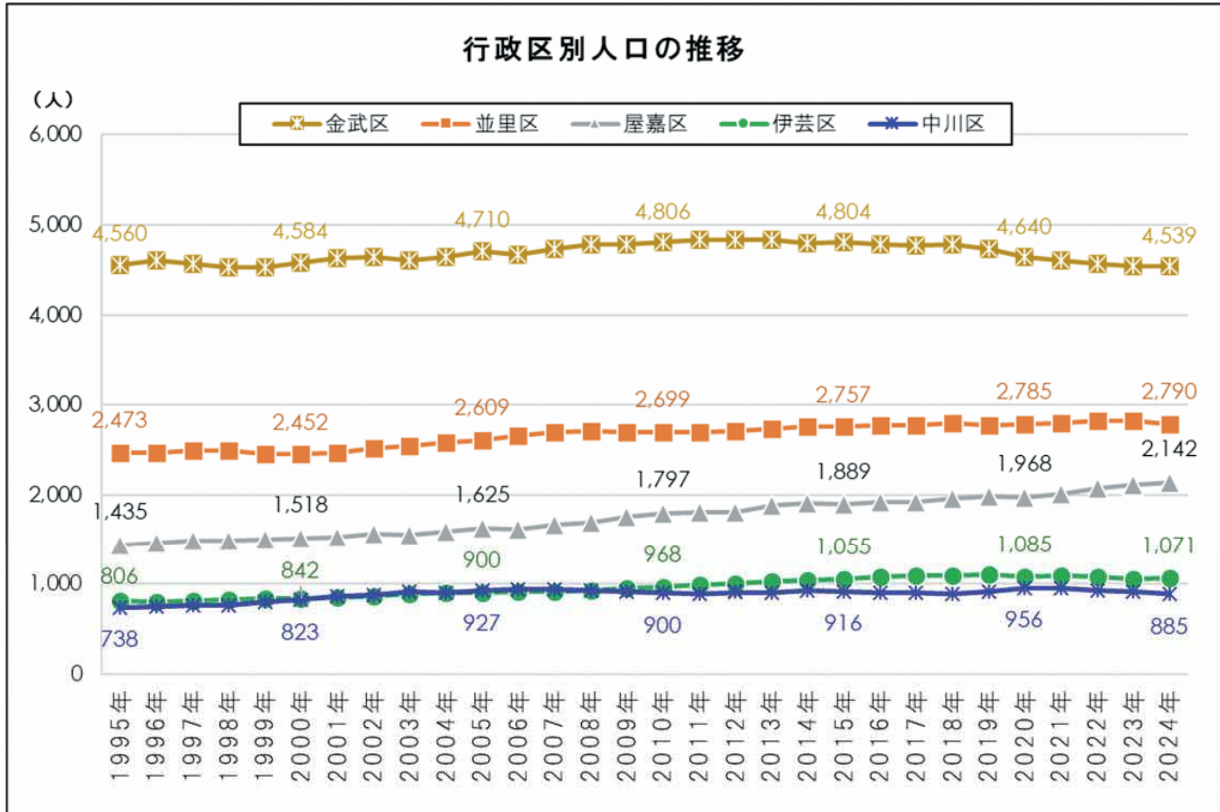
資料：沖縄県企画部統計課「沖縄県統計年鑑」「沖縄県推計人口」「長期時系列統計データ/市町村別推計人口」、2020年～2060年は、まち・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム（RESAS）」におけるパターン1（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成）

※RESASの将来推計値を除き、各年とも10月1日現在。

## (2)行政区別人口の推移

ここ5年間の行政区別人口の推移をみると、屋嘉区は人口が緩やかに増加しています。一方で、金武区は減少傾向にあります。総人口に占める割合をみてみると、こちらも金武区が10年前と比較して減少、屋嘉区の割合が上昇しています。人口増加が見られる行政区においては、市外や他区からの流入による増加が考えられます。人口及び地域活力を維持するためにも、すべての区で人口が増加するような対策をたてる必要があります。

図表2 行政区別人口の推移



資料: 金武町資料

※各年とも3月末現在。

図表3 平成31(2019)年から令和6(2024)年にかけての人口増減率

	金武区	並里区	屋嘉区	伊芸区	中川区
2019年→2024年の増減率	△4.1%	0.7%	7.9%	△2.9%	△3.7%

図表4 総人口に占める割合

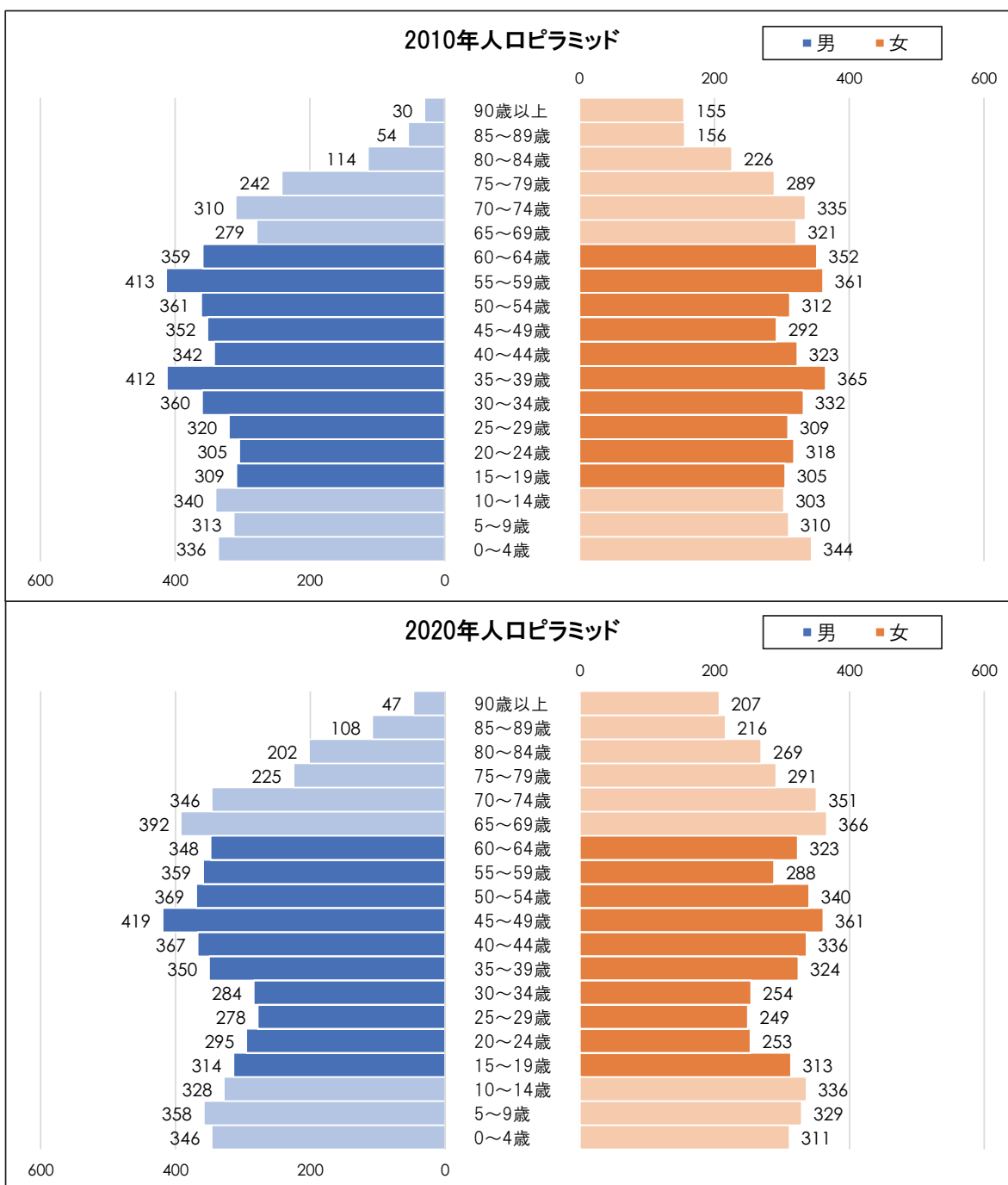
	金武区	並里区	屋嘉区	伊芸区	中川区
2004年(20年前)	43.7%	24.3%	15.0%	8.5%	8.5%
2014年(10年前)	41.9%	24.2%	16.6%	9.1%	8.1%
2024年	39.7%	24.4%	18.7%	9.4%	7.7%

※四捨五入表示のため、合計が100にならない場合がある。

### (3)人口ピラミッド

平成22(2010)年当時の本町の人口ピラミッドは、転出等により10代後半から20代にかけての人口が少なく、しかし出生数は多いため裾が広がった、いわゆる星型といわれる形をしていました。本町の特徴である高い出生数が人口ピラミッドにも表れていたといえます。一方、令和2(2020)年の人口ピラミッドは、裾がしぼんだひょうたん型になっています。子育て世代のなかでも特に20歳から34歳が少なく、さらには出生数も少なくなっており、本格的な人口減少が危惧されます。また、女性よりも男性の高齢者の数が少なく、男性の死亡率が高いことも課題のひとつです。

図表5 人口ピラミッド



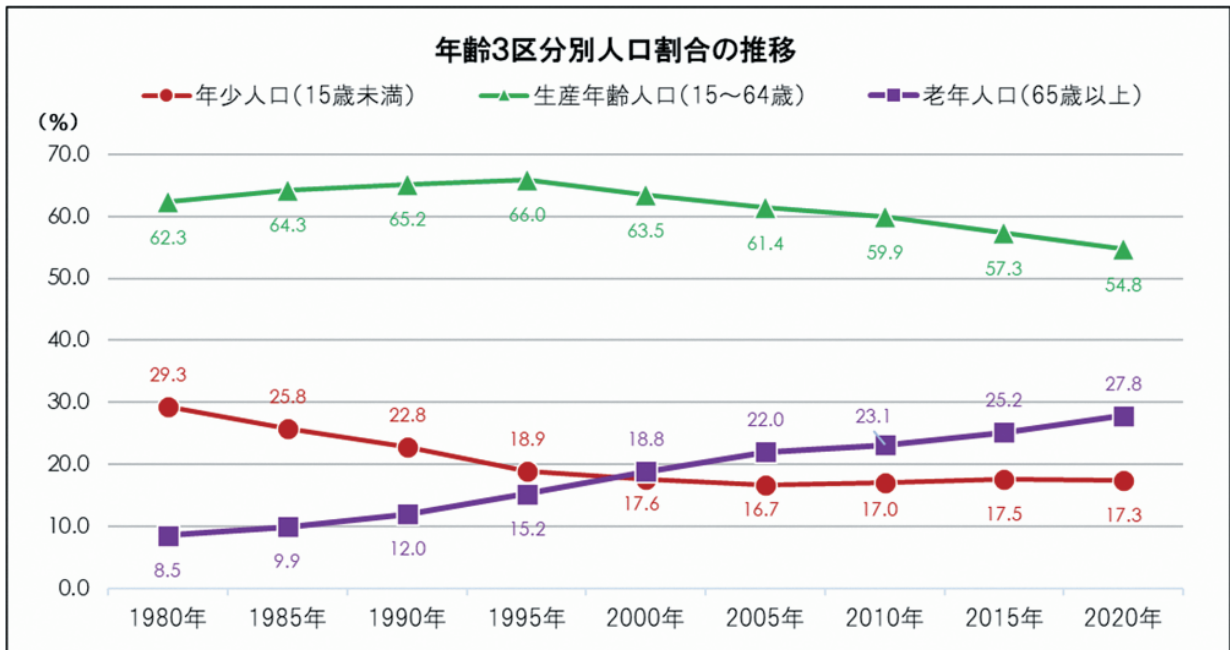
資料:金武町資料

#### (4)年齢3区分別人口割合の推移

年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分から本町の人口動向をみると、昭和55年(1980)時点では、生産年齢人口割合が62.3%、老年人口の割合は8.5%でした。生産年齢人口割合はその後増加していましたが、平成7(1995)年をピークに減少に転じています。また、徐々に年少人口割合の低下と老年人口割合の増加が進行し、平成12(2000)年からは老年人口割合が、年少人口割合を上回っています。

世界保健機関(WHO)の定義では、総人口に占める老年人口の割合を高齢化率といい、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」といいます。本町においては、平成17(2005)年に老年人口の割合が22.0%となり、超高齢社会に突入しています。具体的には、昭和55(1980)年には7.3人の生産年齢人口で1人の老年人口を支えていたのに対して、令和2(2020)年時点では2.0人の生産年齢人口で1人の老年人口を支える構造となっています。今後も老年人口割合は増加を続けるものと想定されるため、生産年齢人口の増加や、高齢者が生涯にわたって元気に過ごせる環境を整えることが重要となります。

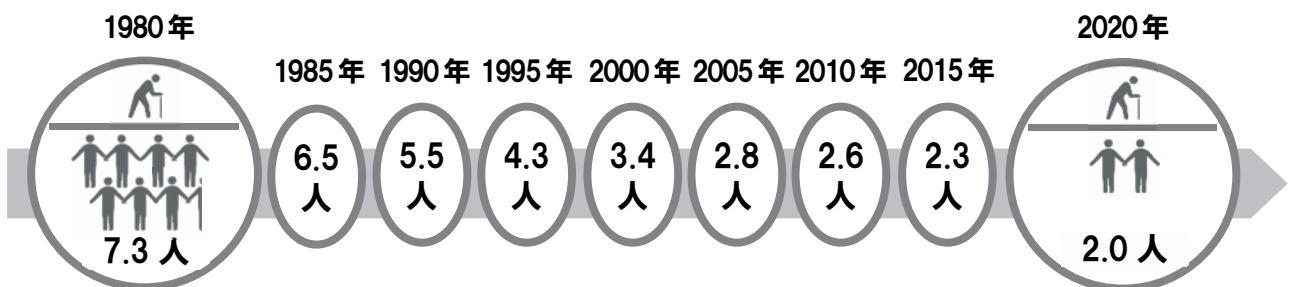
図表6 年齢3区分別人口割合の推移



資料:総務省統計局「国勢調査」

※総人口には年齢の「不詳」を含む。

図表7 老年人口1人を支える生産年齢人口の推移

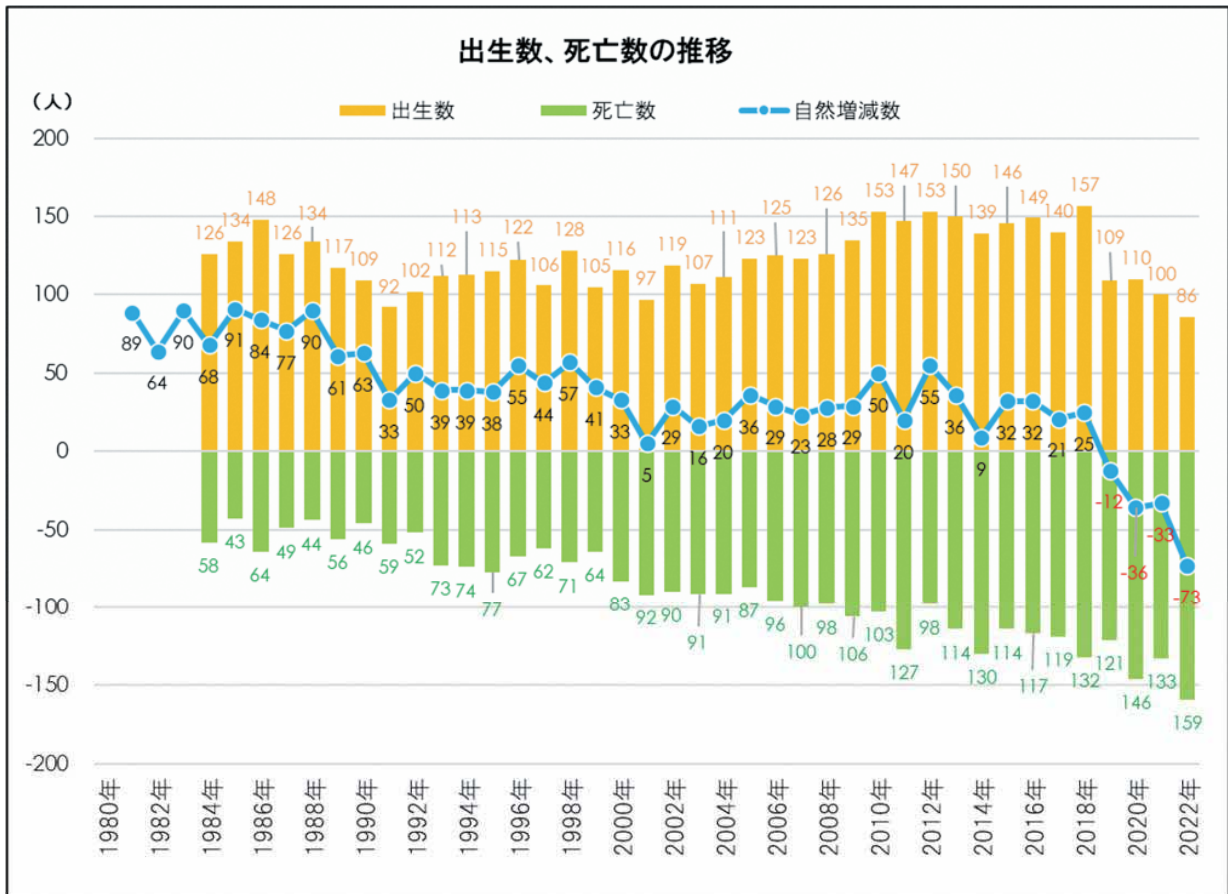


## (5) 出生・死亡数の推移

昭和59(1984)年からの出生数・死亡数の推移をみると、出生数は増加・減少を繰り返しながら平成30(2018)年頃までは概ね増加傾向にありましたが、直近の平成31(2019)年以降、大幅に減少しています。死亡数は増加・減少を繰り返しつつも、一貫して増加傾向にあるといえます。

自然増減数(出生数と死亡数の差)をみると、平成30(2018)年まではずっと「自然増(プラス)」が続いており、高い出生数が本町の人口増加を支えていました。しかし、出生数の減少により平成31(2019)年からは「自然減(マイナス)」に転じています。出生数減少の理由として、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいと考えられますが、子どもを産み育てる世代が減少していることなども懸念されます。今後も出生数が低い状態が続くと、金武町の人口維持に影響が大きいことから、町民の産み育てやすい環境づくりのための施策が重要になっています。

図表8 出生・死亡数の推移



資料：沖縄県企画部統計課「長期時系列統計データ/市町村別人口増減」「沖縄県推計人口」

※各年とも、10月1日現在(前年の10月～当年の9月)の出生数・死亡数。

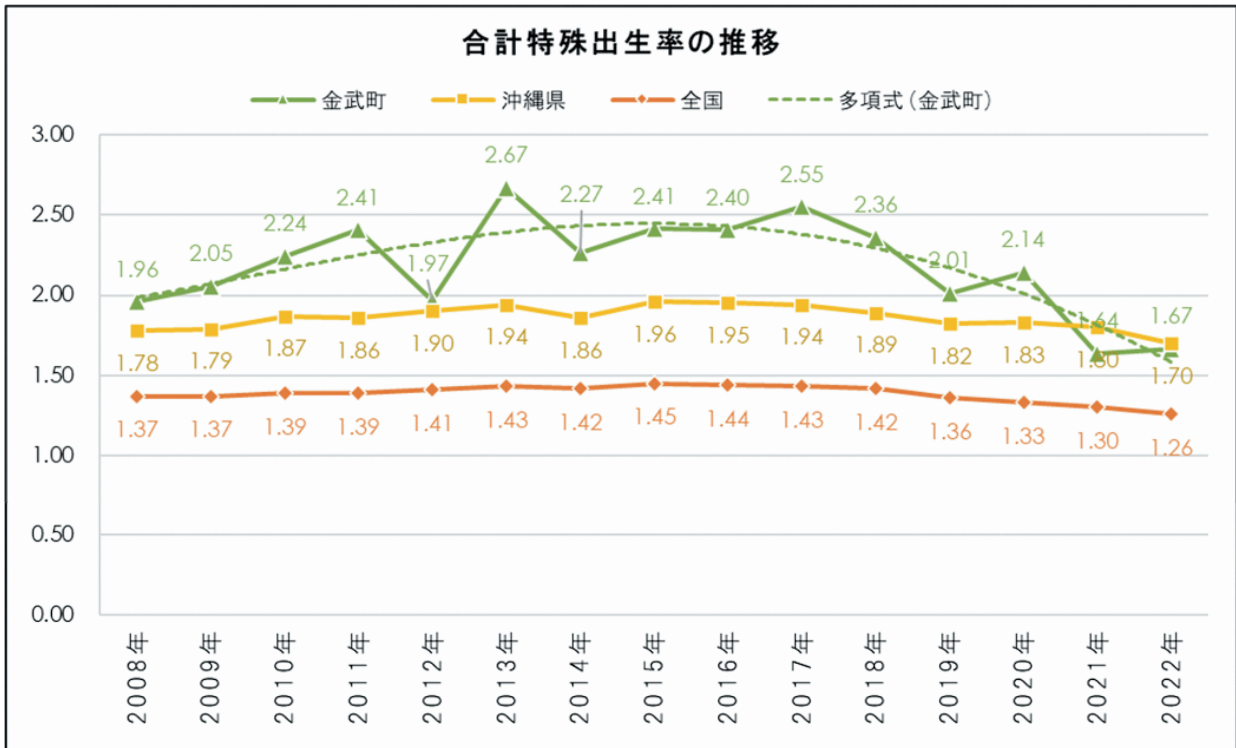
※昭和55(1980)年～昭和58(1984)年は詳細データなし。

### (6)合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を指数化したもので、現状と同程度の人口を維持するためには2.06～2.08(年によって変動する)が目安になると言われています。合計特殊出生率には、ある世代の出生状況に着目した「コーホート合計特殊出生率」と、ある期間(1年間)の出生状況別にみた「期間合計特殊出生率」の2つがあり、前者は対象世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして後者の「期間合計特殊出生率」が一般に用いられています。

令和6(2024)年4月に公表された厚生労働省「平成30年～令和4年人口動態保健所・市町村別統計」によれば、本町の合計特殊出生率は2.11で全国的にも高い値でした。しかし、住民基本台帳人口等をもとに独自に算出した年ごとの期間合計特殊出生率の推移をみると、平成30(2018)年以降、多少増減はあるものの減少傾向にあります。令和4(2022)年全国平均1.26、県平均1.70と比較すると、全国平均は上回っているものの県平均を下回っています。直近の期間合計特殊出生率については、新型コロナウイルス禍の影響も考えられますが、この傾向が続くのであれば町として対策を検討することが必要です。

図表9 期間合計特殊出生率の推移



資料:厚生労働省「人口動態調査/都道府県別にみた年次別合計特殊出生率」、  
 金武町の数値は、住民基本台帳人口及び「沖縄県衛生統計年報」の母の年齢階級別出生数をもとに算出  
 ※(期間)合計特殊出生率=(母の年齢階級別出生数÷年齢階級別女性人口)×5

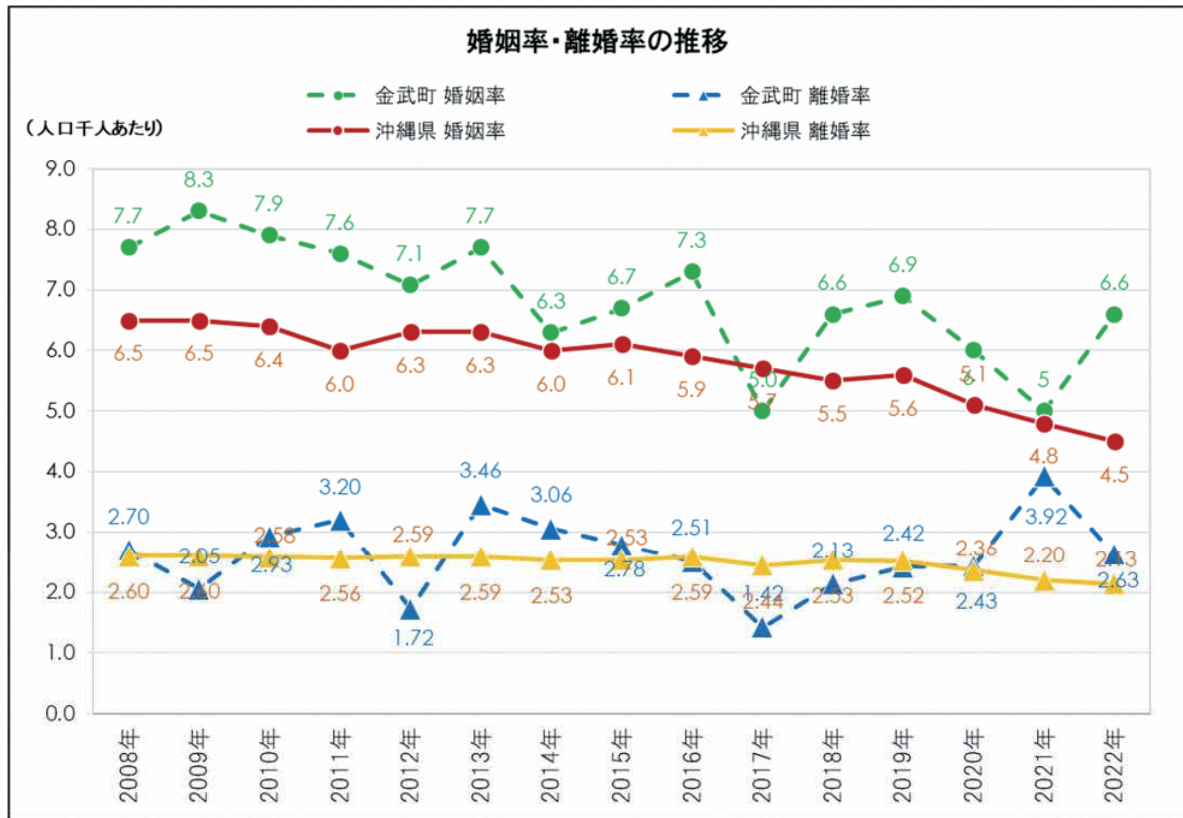
## (7) 婚姻率・離婚率の推移

令和4(2022)年における本町の婚姻率は6.6、離婚率は2.63となっています。

婚姻率は、平成20(2008)年以降、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。沖縄県全体の婚姻率よりも高いことが特徴です。

離婚率は、平成28(2016)年から県平均よりも低い数値で推移していましたが、ここ数年は県平均よりも高くなっています。離婚率の増加は将来人口に影響を与える要因になると考えられるため、町民が安心して産み育てることができる環境をつくることが重要です。

図表 10 婚姻率・離婚率の推移



資料：沖縄県企画部統計課「沖縄県人口動態統計」

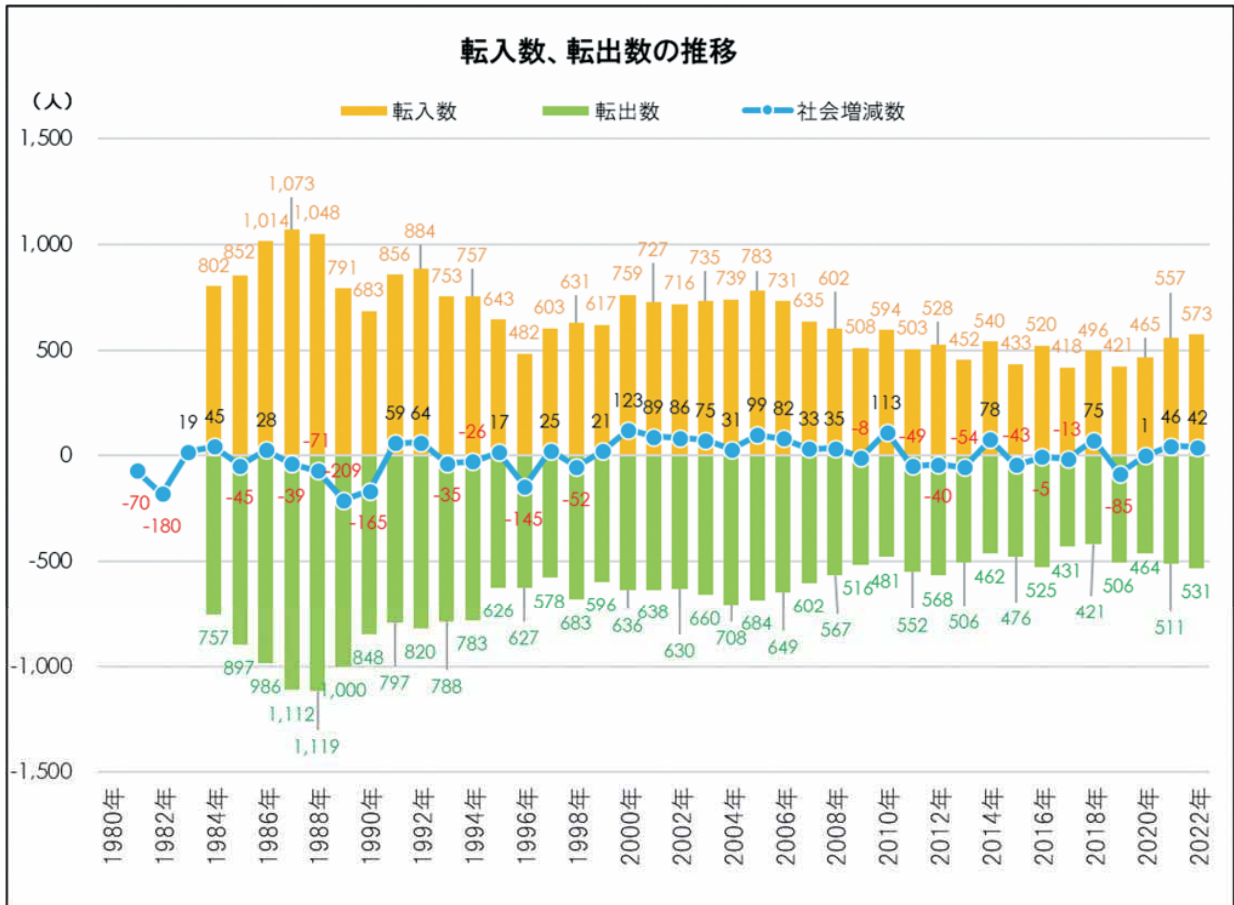
## (8) 転入数・転出数の推移

昭和59(1984)年からの転入数・転出数の推移をみると、昭和末期から平成初期には転入数を転出数が上回り、社会増減は「社会減(マイナス)」の傾向がありました。とくに平成2(1990)年の社会減は大きく、165人もマイナスとなっています。高度経済成長期による、出稼ぎの影響ではないかと考えられます。

その後しばらく転入超過傾向にありましたが、平成23(2011)年頃から転出超過傾向にあります。特に令和元(2019)年は85人のマイナスとなり、このまま社会減傾向が続けば、人口を維持するにあたって大きな問題となります。

一方、近年は民間事業者によるマンション建設などの動向がみられることから、今後しばらくは転入数の増加が可能と考えられます。今後も住みよいまち・選ばれるまちづくりを進め、社会増を増やす取組が重要です。

図表11 転入・転出数の推移



資料：沖縄県企画部統計課「長期時系列統計データ/市町村別人口増減」「沖縄県推計人口」

※各年とも、10月1日現在(前年の10月～当年の9月)の転入数・転出数。

※昭和55(1980)年～昭和58(1984)年は詳細データなし。

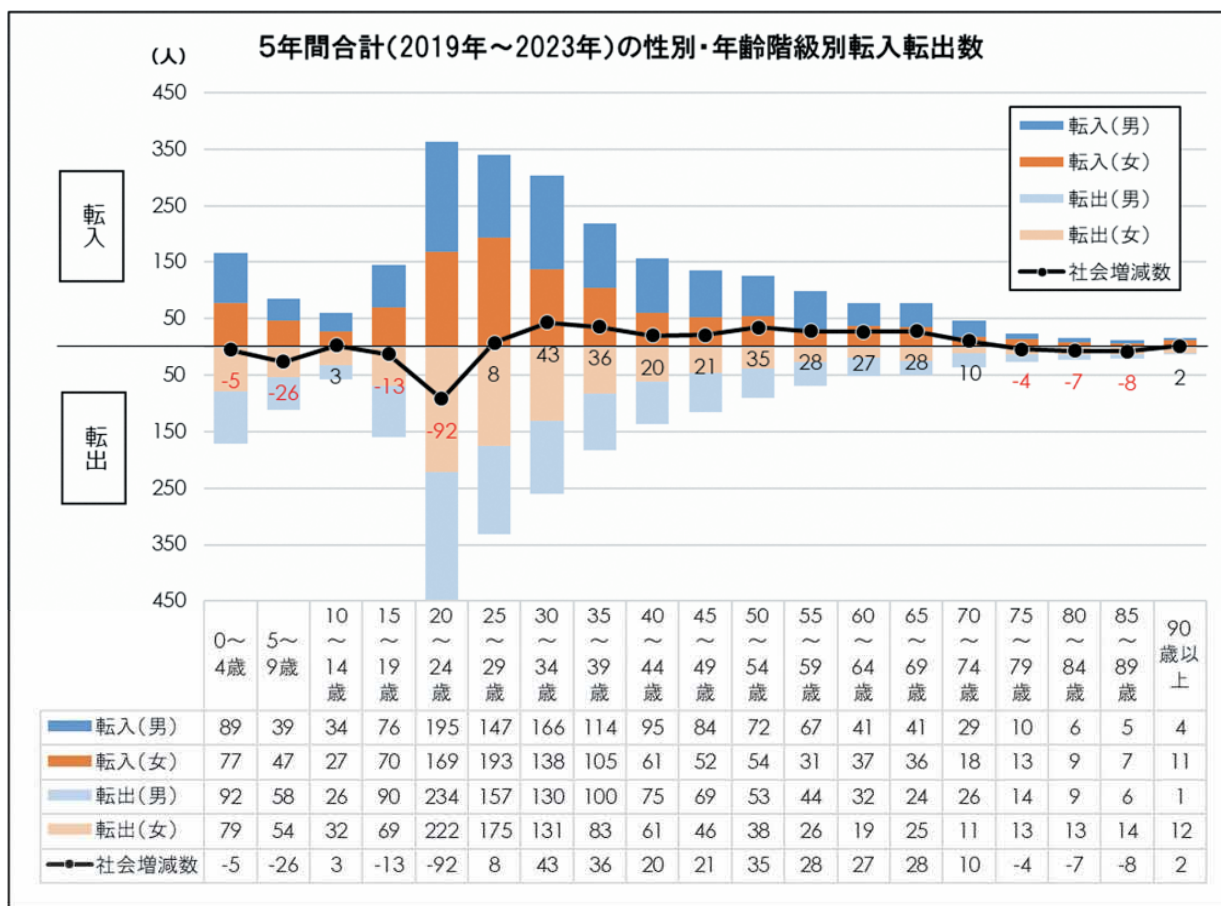
### (9)性別・年齢階級別の転入数・転出数の現状

平成31(2019)年から令和5(2023)年における性別・年齢階級別の転入数・転出数をみると、本町においては、移動する年齢について転入・転出ともに似た傾向があります。10代後半から40代にかけての移動が多く、特に20歳から34歳の移動は100人を超えています。また、0～4歳の転入・転出が多いことから、子どもを伴ったファミリー層の移動が多いことが伺えます。一方、60歳以上の高齢者の移動は少なくなっています。0歳から24歳においては転出超過傾向、それ以上は転入超過の傾向が伺えます。

男性の場合は、転入が最も多い年代は20～24歳、転出が最も多い年代も同様に、20～24歳となっています。進学や就職、結婚等を契機に本町から転出している可能性があります。

女性の場合は、転入が最も多い年代は25～29歳、転出が最も多い年代は20～24歳となっています。その要因として、大学への進学や就職、結婚等が考えられます。一方で、35歳以降は男性よりも女性の方が、移動が少なく安定しています。女性の場合は、結婚や就職により移動した後は、移動先に定着しているものと考えられます。

図表12 5年間合計の性別・年齢階級別の転入・転出数の状況



資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

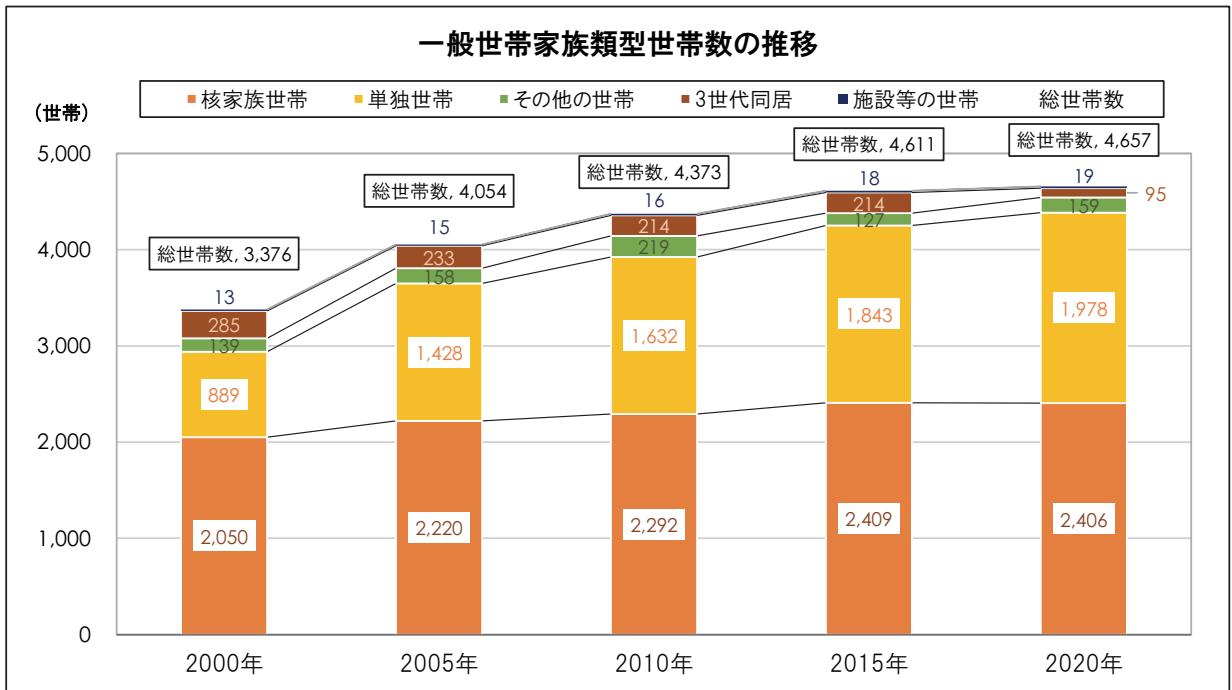
### (10)世帯数の推移

本町における総世帯数は、令和2(2020)年時点で4,657世帯でした。家族類型別の内訳をみると、核家族世帯と単独世帯で4,000世帯を超え、94.1%を占めています。3世帯同居世帯は95世帯で、2.0%となっています。

総世帯数の推移をみると、平成12(2000)年は3,376世帯、平成17(2005)年は4,054世帯と、世帯数の大幅な増加が伺え、その後5年間単位ではおよそ300世帯ずつ増加していましたが、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけては、ほぼ横ばいで推移しています。家族類型別では、核家族及び独居世帯が増加し、その反対に3世帯同居世帯は減少がみられます。

図表13 家族類型別世帯数の推移(単位:世帯)

	総世帯数	一般世帯					施設等の世帯
		総数	核家族	単独	その他	3世代同居	
平成12年(2000年)	3,376	3,363	2,050	889	139	285	13
平成17年(2005年)	4,054	4,039	2,220	1,428	158	233	15
平成22年(2010年)	4,373	4,357	2,292	1,632	219	214	16
平成27年(2015年)	4,611	4,593	2,409	1,843	127	214	18
令和2年(2020年)	4,657	4,638	2,406	1,978	159	95	19

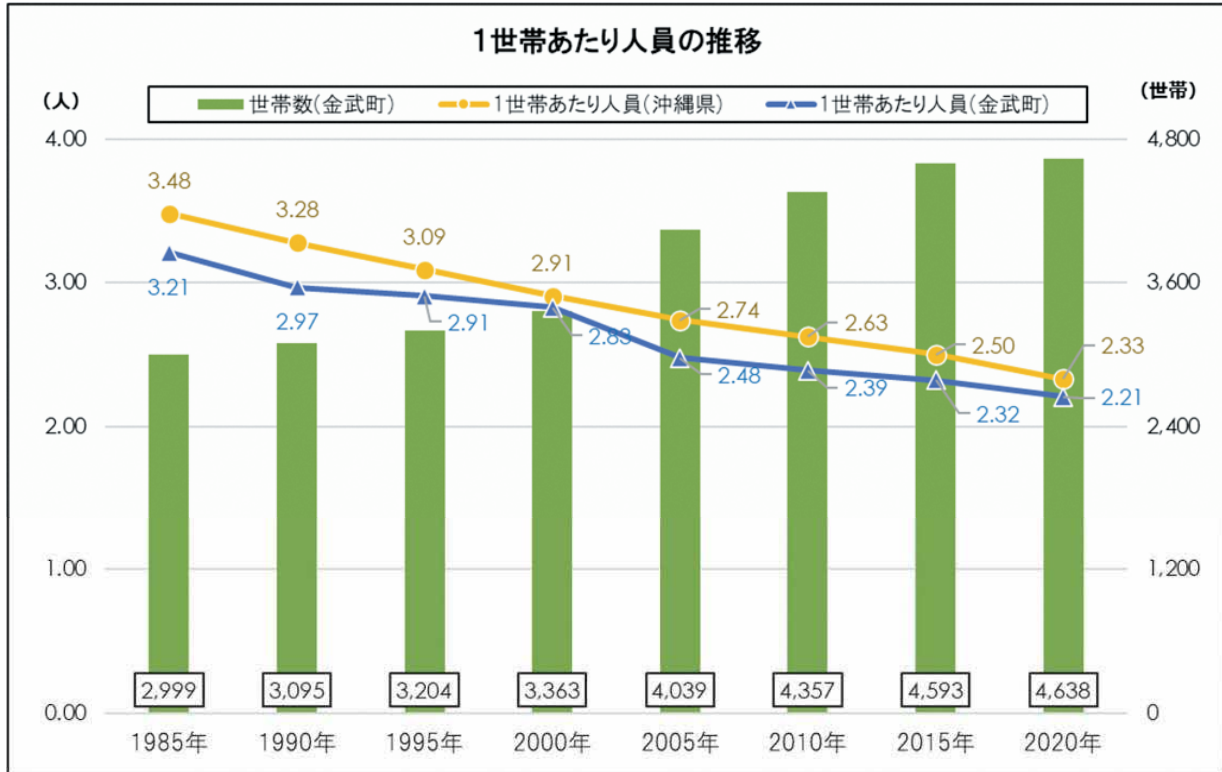


資料:総務省統計局「国勢調査」

### (11)1世帯あたり人員の推移

本町における1世帯あたり人員は世帯数の増加と反比例して年々減少しており、令和2(2020)年時点では2.21人となっています。これは沖縄県全体の2.33人を下回っており、本町においては、核家族化、単独世帯化が進行しています。

図表14 1世帯あたり人員の推移



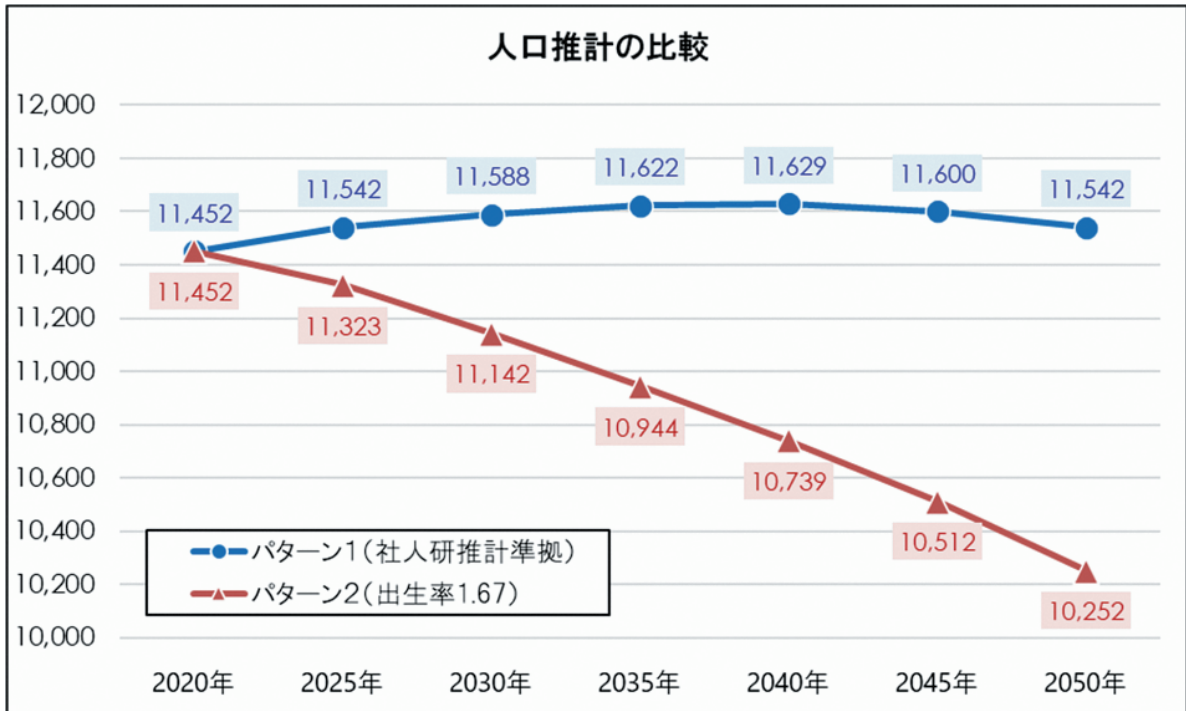
資料:総務省統計局「国勢調査」

## 2. 将来推計及びシミュレーション

### (1) 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研とする)の推計を参考に、本町の将来人口を推計すると次のとおりです。

図表15 将来人口推計の比較



資料：国配布のワークシートをもとに独自推計

#### 【パターン1】

- パターン1は、社人研の推計をベースに、基準年人口を令和2(2020)年10月1日現在の住民基本台帳人口に置き換えて推計したものです。
- 人口はしばらく増加傾向ですが、15年後にあたる令和22(2040)年の11,629人をピークに減少に転じ、25年後の令和32(2050)年には11,542人まで減少する推計となっています。

#### 【パターン2】

- パターン1の推計をベースに、合計特殊出生率を、本町の令和2(2020)年の期間合計特殊出生率である1.67に置き換えて推計したものです。
- 人口は今後減少し、令和32(2050)年には10,252人まで減少する推計となっています。
- パターン1とパターン2は合計特殊出生率の値が違うだけですが、約1,400人の差が生じています。本町においては、出生率の高さが人口の増加を支えていることがわかります。

図表16 各推計の特徴

	パターン1 【社人研推計(令和5(2023)年推計)準拠】	パターン2 【独自推計】
基準年人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳人口(※1) (令和2(2020)年10月1日現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳人口 (令和2(2020)年10月1日現在)</li> </ul>
出生に関する 仮定	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、令和5(2023)年推計の全国の子ども女性比(※2)と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして令和7(2025)年以降、市町村ごとに仮定。</li> <li>子ども女性比の計算式をもとに合計特殊出生率に換算すると、本町においては2.6前後で推移する数値となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町の令和2(2020)年の期間合計特殊出生率である1.67に置き換えて推計。</li> </ul>
死亡に関する 仮定	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の平成27(2015)年→令和2(2020)年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。</li> <li>60～64歳→65～69歳以上では、上記に加えて、都道府県と市町村の平成12(2000)年→令和2(2020)年の生残率の比から算出される生残率を市町村に適用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パターン1と同じ数値を使用。</li> </ul>
移動に関する 仮定	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、平成17(2005)年～令和2(2020)年の3期間の国勢調査(実績)等に基づいて算出された平均の移動率が、令和22(2040)年以降も継続すると仮定。</li> <li>なお、上述した3期間の移動率が、大きく変動している地域や、新型コロナウイルスの感染拡大等により大きく変化した地域については、令和2(2020)年～令和7(2025)年に限定して、令和2(2020)年の国勢調査以降における人口移動傾向の変化を仮定して加味。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パターン1と同じ数値を使用。</li> </ul>

※1:住民基本台帳人口を用いた理由は、毎年度の成果確認が容易であるため、また、総合計画における目標人口(住民基本台帳人口に基づく)との整合を図るためである。

※2:子ども女性比…20歳～44歳の女性人口に対する同年の0～4歳人口の比のこと。生まれる子どもの数の推計に使用される。

※3:期間合計特殊出生率…ある1年間の15歳～49歳の女性の出生率を合計したもの。生まれる子どもの数の推計に使用される。

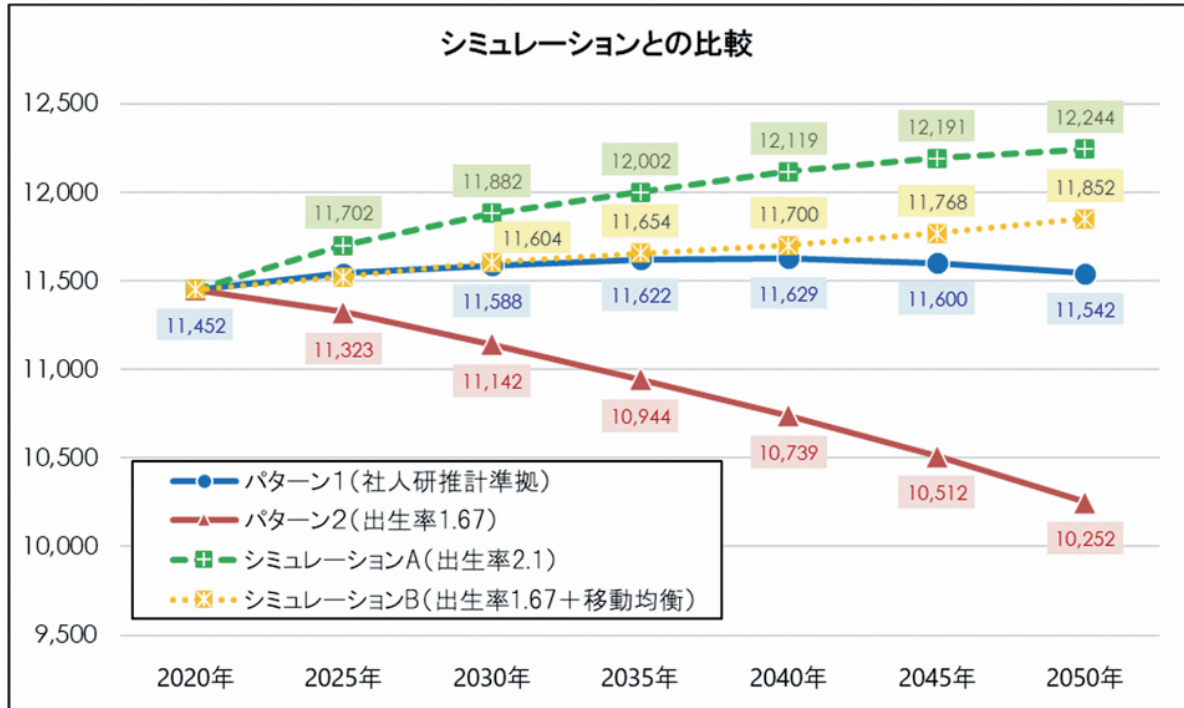
## (2)シミュレーション

将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度を分析するため、パターン1及びパターン2の推計に加え、2つのシミュレーションを行いました。

<b>パターン1</b>	社人研の推計をベースに、基準年人口を住民基本台帳人口(令和2(2020)年10月1日現在)に置き換えた推計
<b>パターン2</b>	パターン1をベースに、合計特殊出生率について、本町の令和2(2020)年の期間合計特殊出生率1.67が続くと仮定した推計
<b>シミュレーションA</b>	パターン1をベースに、合計特殊出生率について、人口置換水準(※1)を超える2.1が続くと仮定した推計
<b>シミュレーションB</b>	パターン2をベースに、人の移動が均衡(ゼロになった)と仮定した推計

※1:人口置換水準…人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。

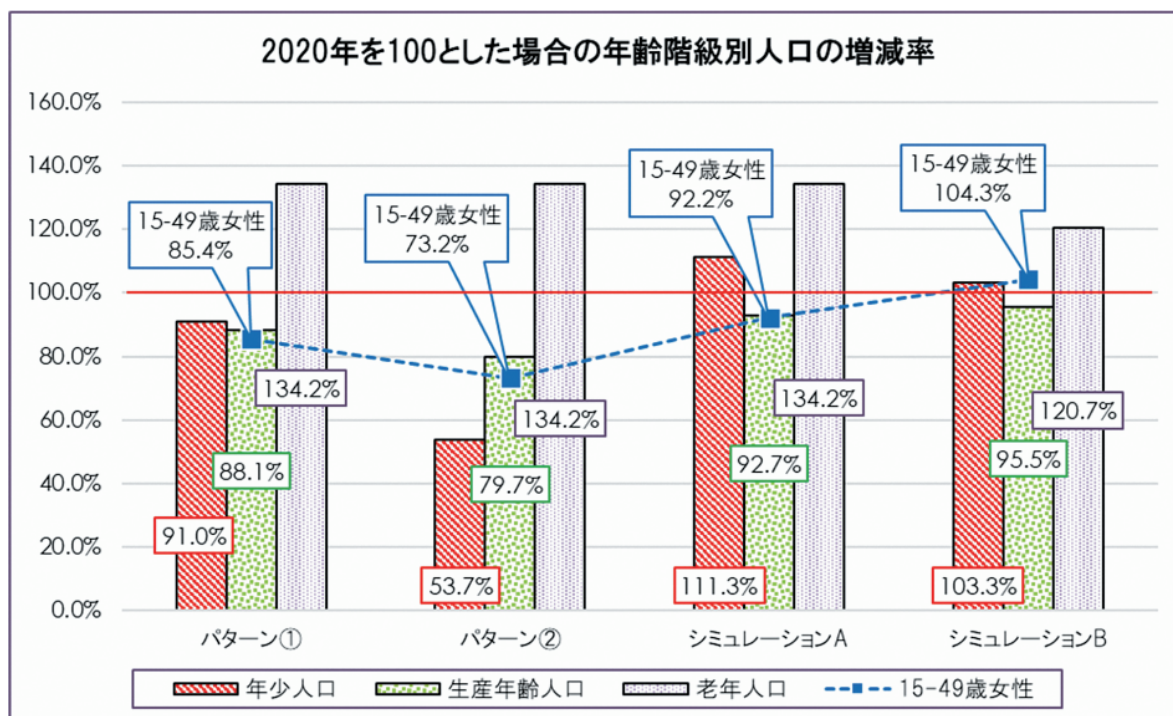
図表17 シミュレーション結果



図表18 シミュレーションごとの年齢階級別人口の推移

人口		総人口	0-14歳人口	うち0-4歳	15-64歳人口	65歳以上人口	15-49歳女性人口
2020年	現況値	11,452	2,008	657	6,424	3,020	4,397
2050年	パターン①	11,542	1,828	593	5,661	4,053	3,757
	パターン②	10,252	1,077	324	5,122	4,053	3,218
	シミュレーションA	12,244	2,235	741	5,956	4,053	4,052
	シミュレーションB	11,852	2,073	705	6,135	3,644	4,586

図表19 令和2(2020)年を100とした場合の年齢階級別人口の増減率



### 【シミュレーション結果の分析】

- シミュレーション A が最もよい結果となりました。シミュレーション A は合計特殊出生率に人口置換水準を超える2.1を用いており、本町の人口維持には、高い出生率が不可欠であることがわかります。
- シミュレーション B は、シミュレーション A に次いでよい結果となりました。シミュレーション B は、パターン②の条件に加え、社会増減が0(ゼロ)になったと仮定した推計です。社会増減が0になることでパターン②よりもよい結果になっていることから、本町における人口減少の大きな理由として社会減(人口の流出)があることがわかります。
- 合計特殊出生率が現状の1.67のまま続くと仮定したパターン②が、最も人口の減少幅が大きい結果となり、令和32(2050)年には10,252人程度まで減少する推計となっています。
- 年齢階級別人口の増減率をみると、パターン①と②において年少人口、さらに全ての場合で生産年齢人口の減少がみられます。合計特殊出生率を2.1としたシミュレーション A が、年少人口で大きく増加がみられること、また社会増減を0(ゼロ)としたシミュレーション B の生産年齢人口の減少率が少ないことから、健全な年齢構造とするためにも、合計特殊出生率を人口置換水準まで向上したうえで、社会減の影響をいかに抑えるかが重要です。

### 3. 金武町人口ビジョン

前項までに整理した人口動態やシミュレーション結果を踏まえ、本町の将来人口の展望を次のとおり設定します。人口の減少は、地域コミュニティの維持や経済活力の低下につながる危険性をはらんでいます。活力ある金武町を継続していくためにも、適切な人口の維持を目指します。

#### 本町の将来人口の展望

### 令和 32（2050）年に 12,000 人程度の人口を維持する

第5次金武町総合計画では、令和7(2025)年に人口12,000人を目指すことを位置付けており、その整合を図りながら、同程度の人口を維持することを目指す。

#### ア. 合計特殊出生率の目標

合計特殊出生率は令和4(2022)年は1.67まで落ち込んでいるため、今後は段階的に増加させ、25年後の令和32(2050)年に2.1まで増加させることを目指します。

ただし、合計特殊出生率が高い数値であっても、子どもを産み育てる世代の人口が少なくては、出生数は増えません。生産年齢人口の増加を目指す「イ. 移動数の目標」と連動した取組を進めます。

図表20 合計特殊出生率の展望

	実績値		2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
	2020年	2022年						
合計特殊出生率	2.01	1.67	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.1

#### イ. 移動数の目標

20歳から49歳までの男女が、次のとおり転入超過することを目指します。

○令和8(2026)年～令和32(2050)年にかけて、20歳～49歳の男女が毎年およそ5人転入超過  
近年は民間事業者によるマンション等の建設がみられ、今後も一定数の転入が見込まれます。このような動向と足並みをそろえて取組を進めます。

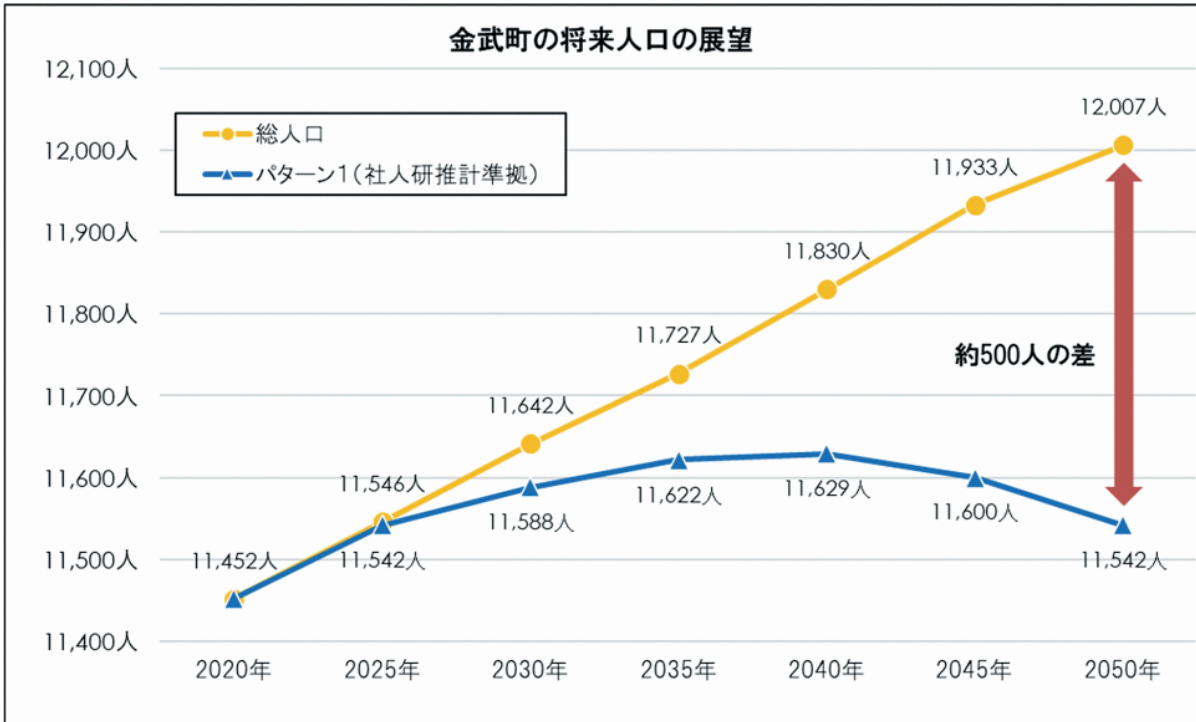
図表21 移動数(転入超過数)の展望(男女計)

	2026～ 2030年	2031～ 2035年	2036～ 2040年	2041～ 2045年	2046～ 2050年
20～49歳 人口の転入 目標	24人	24人	24人	24人	24人

## (1) 将来人口の推計

展望を達成した場合の本町の将来人口は令和32(2050)年に12,007人となり、何も手立てを打たない場合の推計(パターン1/社人研推計準拠)よりも約500人の増加が期待されます。

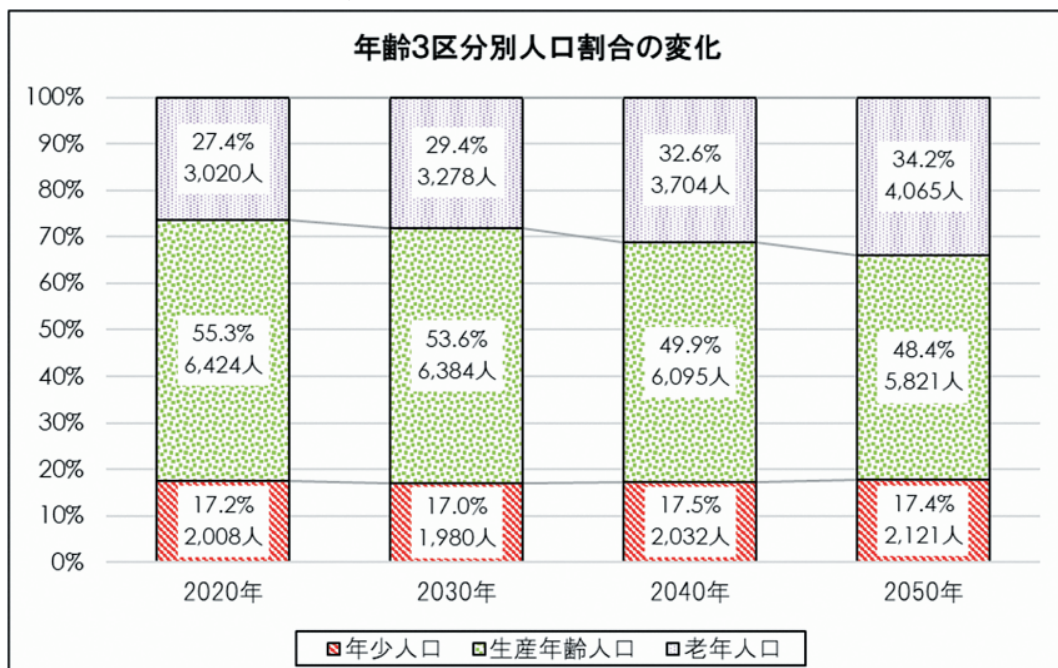
図表22 将来人口の展望



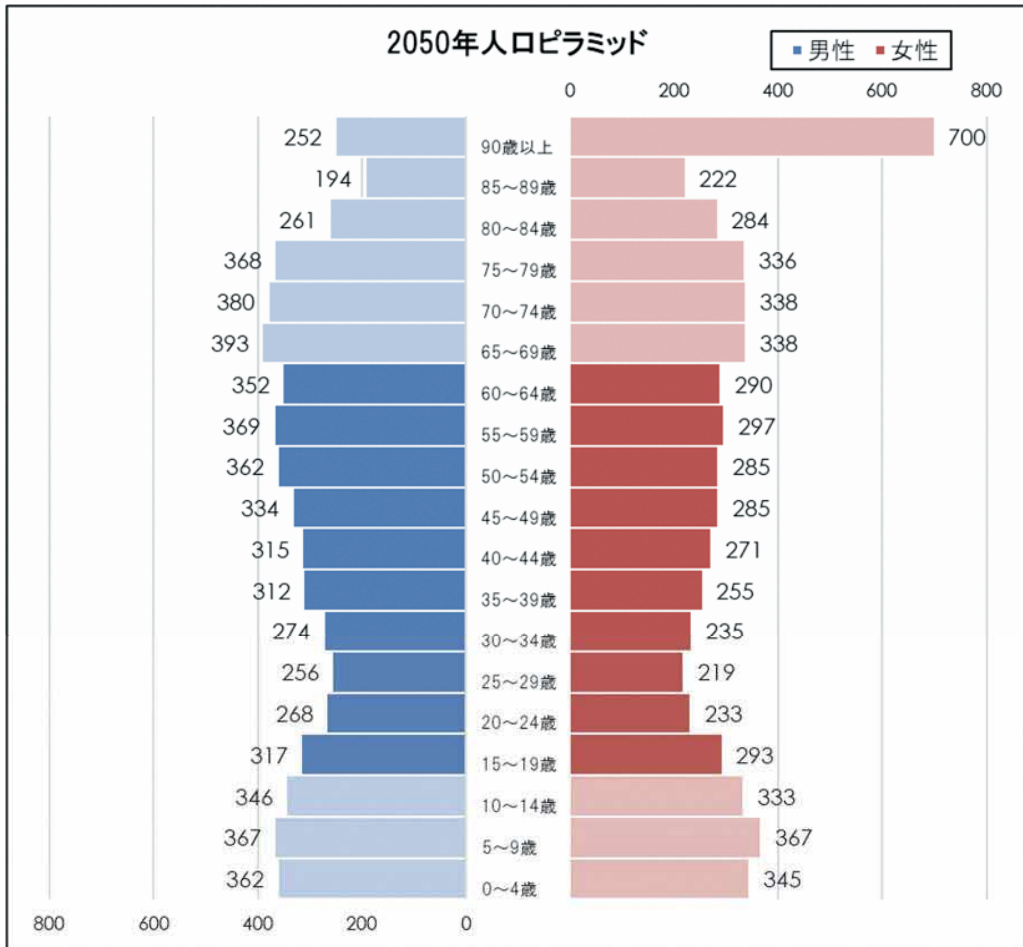
## (2) 年齢3区分別人口及び人口ピラミッド

将来人口の年齢3区分別人口及び人口ピラミッドを推計すると、下記ようになります。

図表23 年齢3区分別人口の展望



図表24 令和32(2050)年の人口ピラミッド



### (3) 目指すべき将来の方向

先述までの状況を踏まえ、本町における目標人口を達成するための視点を次のとおり定めます。

「地方版総合戦略(金武町版)」では、結婚・出産や仕事について町民の希望をかなえ、現役時代に活躍できるまちを目指してまちづくりを行ってきました。今後もその取組は継続しつつ、町外からの移住者も含めて、みんなで元気な金武町をつくることを目指します。

#### 目標人口を達成するための視点

##### ① 生まれる子どもの数を増やす

【自然増を増やす】

- 出産について町民の希望をかなえる
- 安心して産み育てられる環境を維持・強化する

##### ② 町民のUターンを促す

【社会増を増やす】

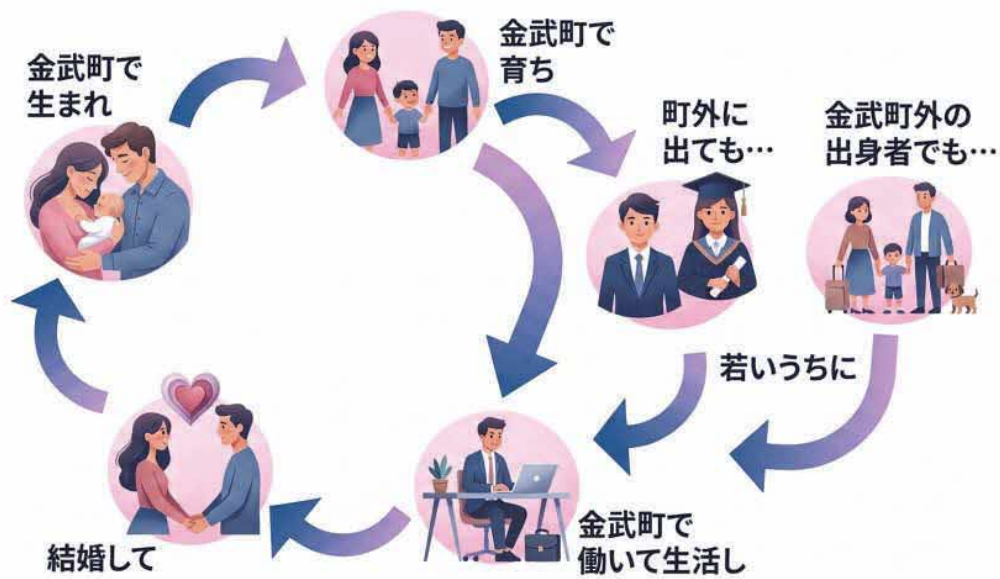
- 町民が住み続けられる環境をつくる（雇用の場の創出、交通・情報ネットワークの整備、求人とのマッチングなど）
- 希望者が住める環境をつくる（住宅等受入環境の整備など）

##### ③ 町外からのIターン・Jターンを促す

【社会増を増やす】

- 選ばれるまちをつくる（魅力の醸成、発信）
- 関係人口や交流人口の増加を図る

図表25 目指すサイクル



# 第3期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 1. 計画の位置付け・期間

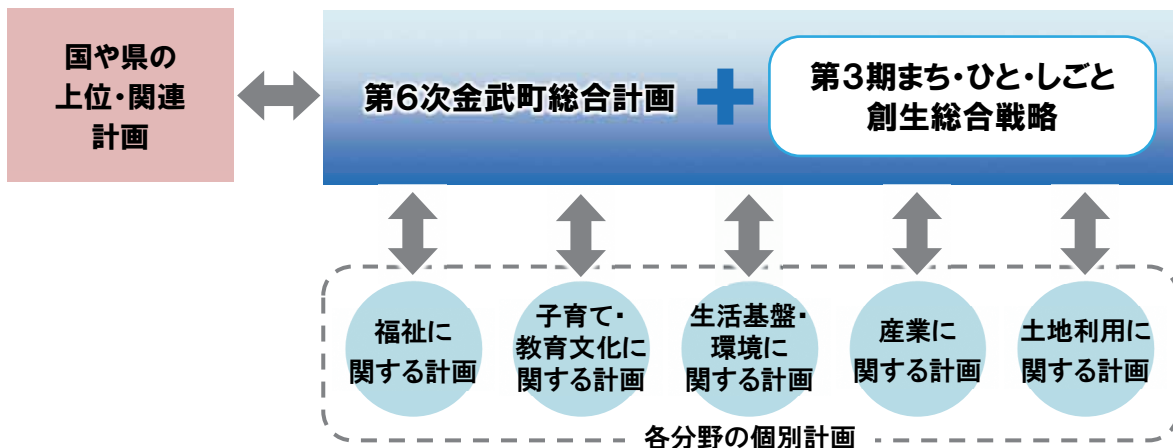
### (1) 計画の位置付け

本町では、平成28(2016)年3月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて「金武町人口ビジョン」及び「地方版総合戦略(金武町版)」を策定しました。その後、令和3(2021)年には、まちづくりの指針である「第5次金武町総合計画」の計画見直しと足並みを揃えて、「第2期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口の将来展望の実現にむけて各種取組を進めてきました。その目標期間は終了しましたが、本町における地方創生は今後も切れ目なく推進していく必要があります。

他方、本町では今年度「第6次金武町総合計画 [前期基本計画]」を策定し、“つながる輪夢を支える 金武のまち”を目指してまちづくりを進めていくところです。総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略は、目的や役割に違いはあるものの、取り組む内容には共通する部分が多くあります。そこで、本町では、「第6次金武町総合計画 [前期基本計画]」と「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定するものとします。

本パートにまとめた「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各種施策は、「第6次金武町総合計画 [前期基本計画]」に位置づけられた取組を、改めて総合戦略の視点で整理し直したものです。

### 計画の関係



### (2) 対象期間

第3期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間は、第6次金武町総合計画 [前期基本計画] の期間と同じく、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

## 2. 国・県の人口に関するビジョン・戦略について

### (1) 国の「地方創生2.0基本構想」(令和7(2025)年6月)

令和7(2025)年6月に、今後10年間を見据えた地方創生の目指す姿や基本姿勢を示す「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されました。同構想は、「デジタル田園都市国家構想」を発展的に継承する位置付けであり、これまでの地方創生の成果と反省を踏まえつつ、人口減少を正面から受け止めたうえで、「強く」、「豊か」で、「新しい・楽しい」地方の実現を目指すものです。概要を以下に整理します。

#### ア. 目指す姿と基本姿勢・視点

- 「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創ることを目指す。

#### 目指す姿

①「強い」経済	自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込み、強い地方経済を創出
②「豊かな」生活環境	生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、地方に新たな魅力と活力を創出
③「新しい日本・楽しい日本」	若者や女性にも選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人一人が幸せを実感できる地方を創出

出典：新しい地方経済・生活環境創生本部『「地方創生2.0基本構想」(概要)』より作成

#### 基本姿勢・視点

人口減少への認識の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策も講じる。</li> <li>住民の基本的な生活の維持、経済成長、公共サービス維持やインフラ整備、まちづくりなどで、民の力を最大限活かすべく、官民連携をさらに推進。</li> </ul>
若者や女性にも選ばれる地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会のアンコンシャス・バイアス等の意識変革や魅力ある職場づくりにより、若者や女性が地方に残りたい、東京圏から地方に戻りたい／行きたいと思える地域をつくる。</li> </ul>
人口減少が進行する中でも「稼げる」地方(異なる要素の連携と「新結合」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な食や伝統産業、自然環境や文化芸術の豊かさといったそれぞれの地域のポテンシャルを活かして高付加価値化するとともに、地域産品の海外展開などにより、自立的な地方経済を構築する。</li> </ul>
AI・デジタルなどの新技術の徹底活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI・デジタルなどの新技術を徹底活用し、地方経済と生活環境の創生を実現する。</li> <li>GX・DX によって創出・成長する新たな産業の集積に向けたワット・ビット連携などによるインフラ整備を進める。</li> </ul>
都市と地方が互いに支え合い、人材の好循環の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係人口を活かし、都市と地方の間で人・モノ・技術の交流・循環・新たな結び付き、分野を越えた連携・協働の流れをつくる。</li> </ul>

地方創生の好事例の  
普遍化と、広域での  
展開を促進

- 産官学金労言士等による主体的な取組と、全国津々浦々で地方創生が進むよう、好事例の普遍化と広域での展開を促進(例:「広域リージョン連携」)。

出典:新しい地方経済・生活環境創生本部『「地方創生2.0基本構想」(概要)』より作成

## イ. 政策の5本柱

- 「新しい日本・楽しい日本」を創り出していくため、「地方創生2.0の基本姿勢・視点」を十分に踏まえつつ、以下の5本柱により、地方創生2.0を展開していく。

3. 政策の5本柱
<p><b>(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本中いかなる場所も、若者や女性が安心して働き、暮らせる地域とする。</li> <li>人口減少下でも、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための拠点づくりや、意欲と能力のある「民」の力を活かし人を惹きつける質の高いまちづくりを行うとともに、災害から地方を守るための防災力の強化を図る。</li> </ul>
<p><b>(2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な食、農林水産物や文化芸術等の地域のポテンシャルを最大限に活かし、多様な「新結合」で付加価値を生み出す「地方イノベーション創生構想」を推進する。</li> <li>構想の実現に向けて、異なる分野の施策、人材、技術の「新結合」を図る取組を重点的に推進する。</li> </ul>
<p><b>(3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過度な東京一極集中の課題（地方は過疎、東京は過密）に対応した人や企業の地方分散を図る。</li> <li>政府関係機関の地方移転に取り組みとともに、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出する。</li> </ul>
<p><b>(4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GX・DXを活用した産業構造に向け、フット・ビット連携などによる新時代のインフラ整備を面的に展開していく。</li> <li>AI・デジタルなどの新技術を活用し、ドローン配送などにより地方における社会課題の解決等を図り、誰もが豊かに暮らせる社会を実現する。</li> </ul>
<p><b>(5) 広域リージョン連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県域や市町村域を超えて、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携し、地域経済の成長につながる施策を面的に展開する。</li> </ul>

出典:新しい地方経済・生活環境創生本部『「地方創生2.0基本構想」(概要)』

## (2) 県の「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画(沖縄県デジタル田園都市構想総合戦略)」(令和6(2024)年1月改訂)

沖縄県では、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26(2014)年11月)に基づく地方版総合戦略として「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画」を策定しています。国においては、令和4(2022)年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定しました。これを踏まえ、令和6(2024)年1月、県は本計画を「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画(沖縄県デジタル田園都市構想総合戦略)」として改訂しました。同計画では、国の総合戦略を勘案し、デジタルの力を活用した社会課題の解決の観点施策展開に取り込んでいます。県が講ずる施策の概要を以下に示します。

なお、同計画は令和4(2022)年策定の「新・沖縄県21世紀ビジョン基本計画」及び「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」を補完する個別計画の一つとして位置付けられています。

計画期間: 令和5(2023)年から令和9(2027)年度まで

### ア. 持続可能な社会の実現に向けた施策の展開

- ・ 持続可能な社会の実現に向けた施策の展開は、ビジョン・戦略25ページの図のとおりである。

#### イ. 北部地域の概況と施策展開(金武町に關係する部分のみ抜粋)

- ・ 地域の人口規模や産業構造、地理的環境等によって施策の効果に違いが出てくるのが想定されるため、県内を5つの地域(北部、中南部、南部離島、宮古、八重山)に分け、地域ごとに概況と施策展開を整理している。

##### <概況>

- ・ 北部は、県総面積の36.2%を占めており、総人口の8.7%が定住している。
- ・ 平成22(2010)年と比較すると、名護市と恩納村、宜野座村では人口の増加が見られるものの、その他の町村では人口が減少している。
- ・ 自然増減をみると、北部は令和2(2020)年は0.2%減となっており、人口千人当たり出生率は県平均より低い状況にある。名護市以北や離島の町村は低い状況にある一方、宜野座村や金武町では高い状況にある。
- ・ 社会増減をみると、北部は令和2(2020)年10月から令和3(2021)年9月において0.5%増となっている。
- ・ 昭和50(1975)年から令和2(2020)年の人口推移について、宜野座村、名護市、恩納村及び金武町においては、総人口指数が100を越えているが、その他の町村においては人口減少が著しい。

##### <結婚・出産の支援の充実>

- ・ デジタル技術を活用した未婚者への交流や出会いの機会の提供、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る支援等に取り組む。
- ・ 未婚者に対して、県外出身者等との交流や出会いの機会を提供し、未婚化・晩婚化の対策を推進する。
- ・ 婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯に対する支援を市町村と連携して取り組む。

##### <雇用創出と多様な人材の確保>

- ・ 固有かつ絶滅のおそれがある種が多数生息するやんばる地域の自然環境の保全に努めつつ、豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かした森林ツーリズムや体験・交流型観光など観光産業の振興を図り、雇用の場を確保・創出し、社会増につなげる。
- ・ 観光関連産業と農業や水産業と連携したグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、生活体験等の体験・滞在型観光を促進する。
- ・ 地域の特色を生かした農林水産業の振興や6次産業化、他産業との連携強化に取り組み、雇用の場を確保・創出し、社会増につなげる。

- ・農業従事者の割合は高いが高齢化が進んでいることから、農業分野への新規就農を支援する。
- ・経済金融活性化特別地区制度を活用して企業集積を図り、雇用の場を確保・創出し、社会増加につなげる。

#### <定住条件の整備>

- ・県土の均衡ある発展のため、幹線道路網の整備を推進するとともに、公共交通として短中期的にはバス等の利便性向上を図り、長期的には鉄軌道等の導入を図る。
- ・情報格差の是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図る。
- ・北部圏域の医療体制の充実を図るため、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、「公立沖縄北部医療センター」の整備推進を図る。
- ・北部地区医療提供体制協議会において、北部圏域の医療提供体制について協議し、必要な医療機能の確保及び連携体制の強化に取り組む。
- ・診療所と公立沖縄北部医療センター及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療など高度なICTの医療分野への利活用を促進する。
- ・高齢化率が高いことから、地域の実情に応じた福祉サービスの提供を促進し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進める。
- ・公平な教育機会の確保等のため、離島・過疎地域においては、高度な情報通信技術を活用し、各学校のニーズに応じた遠隔授業を推進する。
- ・北部圏域における中高一貫教育校の設置に向けて取り組むとともに、都市部と同等の情報通信環境の確保に向けて、情報通信基盤の高度化及びICTの利活用を促進する。
- ・高度な情報通信技術と離島の自然に恵まれた居住環境を生かし、在宅勤務やSOHOなどのテレワークの導入促進を検討する。

#### <条件不利地域におけるUターン・移住者の増加>

- ・住宅については、民間による住宅供給が困難な離島地域等の特性に応じ、定住化に向けた、公営住宅の整備等を推進する。併せて古民家の利活用を促進し、定住促進に取り組む。

#### <関係人口の創出・拡大>

- ・都市部の若者などが一定期間、地域に滞在しながら働き、暮らし体験、地域住民との交流等を行うワーキングホリデーなどに取り組む。

# 「沖繩21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖繩県デジタル田園都市構想総合戦略）」

## 一 計画概要

計画期間(令和5年度～令和9年度)

### 計画策定の意義

将来の人口減少・少子高齢化を見据え、本県の地方創生の取組を、デジタル技術の活用により加速化・深化させることで、活力ある持続可能な社会を実現する。

### 計画の位置づけ

本計画は、国の「デジタル田園都市構想総合戦略」を勘案した都道府県版総合戦略であり、かつ「新・沖繩21世紀ビジョン基本計画」を補完する個別計画の一つである。

### 人口の将来展望

「新・沖繩21世紀ビジョン基本計画」の計画最終年(2031年)の展望値を踏まえた2060年までの将来人口を展望する。

### 取組の方向性と各主体に期待される役割

- (1) 県民気運の醸成
- (2) 社会全体での協力・応援体制の整備
- (3) 行政の支援体制整備
- (4) 県と市町村との連携及び広域連携の推進

SDGsの理念(「誰一人取り残さない」)の実現を踏まえ、多様なステークホルダーの参画が重要

### 施策展開

<b>【基本施策1】</b> 結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組	(1) 結婚・出産の支援の充実 (2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり (3) 仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり (4) 子どもの貧困解消に向けた総合的な支援の推進
<b>【基本施策3】</b> 魅力的な地域をつくる取組	(1) 健康長寿おきなわの推進 (2) DX等による質の高い教育の推進 (3) 沖繩らしい自然と歴史、伝統、文化を生かしたまちづくり (4) 人と環境に優しく、安全・安心なまちづくり
<b>【基本施策2】</b> 人の流れとごとをつくる取組	(1) 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進 (2) 「稼ぐ力」の強化と地域産業の競争力強化 (3) U/I/Tアタンの環境整備 (4) 交流人口の拡大 (5) 関係人口の創出・拡大 (6) 新しい人の流れを支えるまちづくり
<b>【基本施策4】</b> 離島・過疎地域の潜在力を引き出す取組	(1) 安全・安心の確保と魅力ある生活環境の充実 (2) 地域の資源・魅力を生かした産業振興 (3) 交流の活性化と関係人口の創出
<b>【横断的な施策】</b> 持続可能な地方創生を推進する取組	(1) 人材を育て、活躍を支援する取組 (2) 企業版ふるさと納税等の活用 (3) 新しい時代の流れを力にした取組

### (参考) 国の総合戦略

- デジタル基盤の整備条件整備
- 地方のデジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進
- (1) デジタル基盤の整備
  - (2) デジタル人材の育成・確保
  - (3) 誰一人取り残されないための取組

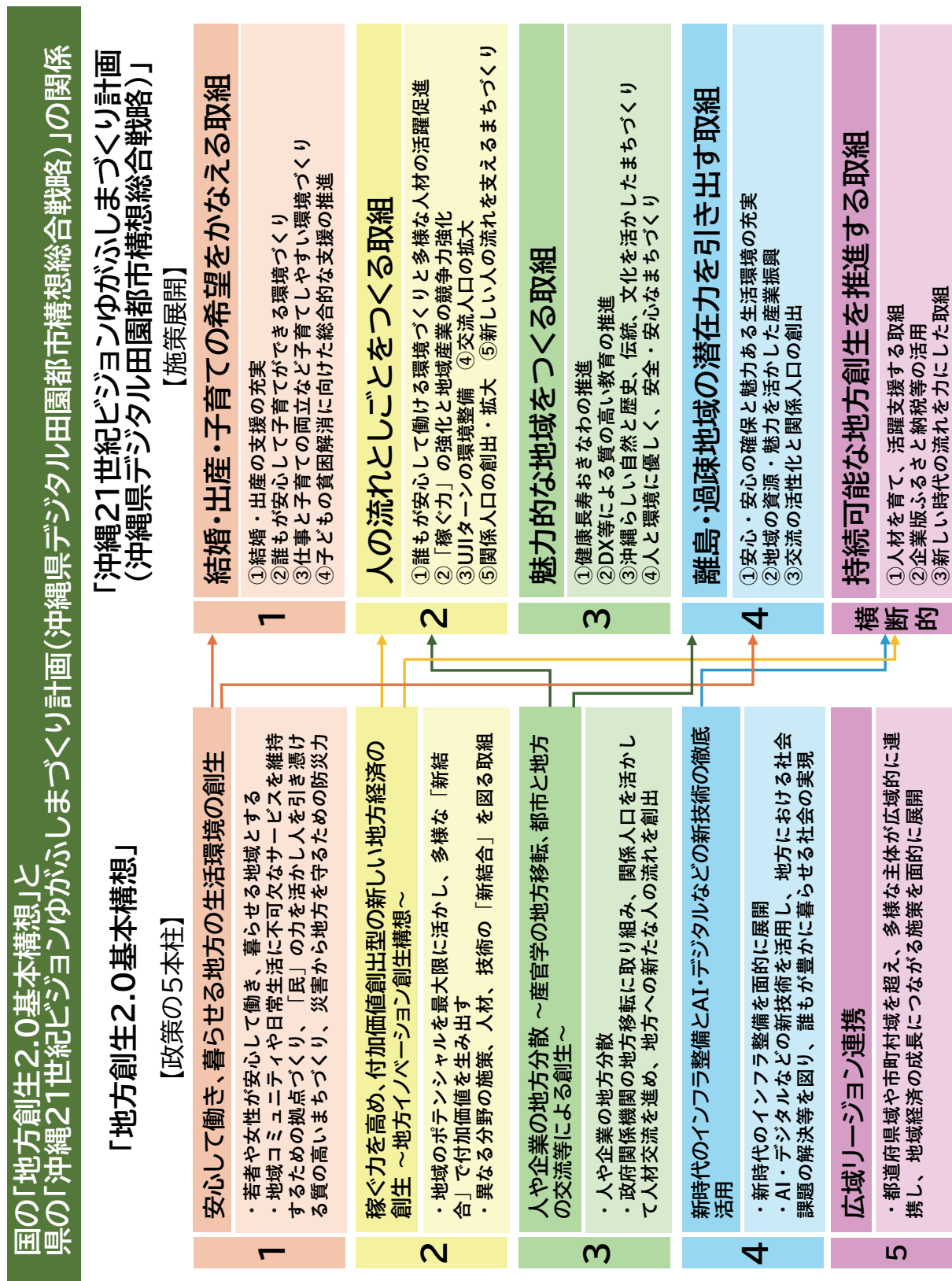
地方のデジタル実装を下支え

沖繩県においては、「沖繩県DX推進計画(R4～R9)」により、上記関連の取組を推進

### 計画の効果的な実現体制の構築

- 沖繩県地方創生推進会議の設置
- 重要業績評価指標(KPI)の設定
- PDCAサイクルの確立

(3) 国の「地方創生2.0基本構想」と県の「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県デジタル田園都市構想総合戦略）」の関係



出典：新しい地方経済・生活環境創生本部『地方創生2.0基本構想』（概要）、沖縄県「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県デジタル田園都市構想総合戦略）」（計画概要）より作成

### 3. 基本目標と施策体系

#### (1)人口ビジョンを達成するための視点(再掲)

以下に、人口ビジョンで示した本町の将来人口展望(目標)を達成するための視点を再掲します。  
本町においては、自然増を増やすための取組と、社会増を増やすための取組が重要です。

##### 目標人口を達成するための視点

①生まれる子どもの数を増やす  
【自然増を増やす】

- 出産について町民の希望をかなえる
- 安心して産み育てられる環境を維持・強化する

②町民のUターンを促す  
【社会増を増やす】

- 町民が住み続けられる環境をつくる(雇用の場の創出、交通・情報ネットワークの整備、求人とのマッチングなど)
- 希望者が住める環境をつくる(住宅等受入環境の整備など)

③町外からのIターン・Jターンを促す  
【社会増を増やす】

- 選ばれるまちをつくる(魅力の醸成、発信)
- 関係人口や交流人口の増加を図る

#### (2)4つの基本目標

第1期及び第2期の「金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、国・県の戦略の内容を踏まえ、本町における基本目標を下記のとおり設定します。

本町の人口維持・増加に向けて、自然増を増やすための取組と、社会増を増やすための取組、その両者をより促進するための取組を基本目標とします。

つな  
がる  
輪  
夢  
を支  
える  
金  
武  
の  
ま  
ち

**基本目標①**  
**町民の出産・子育ての希望をかなえる**  
(自然増拡大に向けた取組)

本町ではこれまでも子育てに関する多様な支援を行ってきました。引き続き、子育てに関する環境の改善を図り、町民が安心して出産・子育てできる環境の創出に努めます。

**基本目標②**  
**人の流れと受け入れる基盤をつくる**  
(社会増拡大に向けた取組)

将来にわたって人口を維持し、活気にあふれたまちづくりを推進するためには、町民のUターンを促し、町外からの移住促進に向けた布石を打つことも重要です。定着に向けた環境整備や交流人口の増加に努めます。

**基本目標③**  
**金武町民が安心して働ける環境をつくる**  
(より促進するための取組)

町民や移住者の定住を促すためには、働く環境の創出が重要です。働く人・働きたい人の支援や町内産業の魅力向上を図り、町民が安心して働ける環境の創出に努めます。

**基本目標④**  
**町の特性を活かした魅力ある金武町をつくる**  
(より促進するための取組)

町民や移住者が住み続けたいと思うまちになることも重要です。金武町の特性を活かした魅力増進や安心して暮らせるまちづくりを図り、町民が誇りに思う選ばれるまちづくりに努めます。

### (3)取組方針

本総合戦略は、「金武町人口ビジョン」で示した人口展望を実現するために、5年間で実施する施策等を取りまとめるものです。総合戦略においては、庁内関係機関及び外部有識者等との連携を図る取組体制を構築し、時代の変化にあわせた戦略の見直しを行います。見直しにあたっては、PDCA サイクルを確立し、策定から検証・改善のプロセスを実施します。

次ページより、基本目標ごとの実施施策等について整理します。

前提として、本町はこれまでも、人口の維持・増加に関する各種施策に取り組んできました。これからも、町民の出産・子育ての希望をかなえ、安心して働ける環境をつくり、人の流れを受け入れる基盤を持つ魅力ある金武町をつくるために、次ページ以降に記載した具体的な施策に加え、第6次金武町総合計画で位置づけた施策や、その他、必要と考えられる取組を実施していきます。

## 基本目標① 町民の出産・子育ての希望をかなえる

### 【具体的な施策】

	施策の内容	所管課	総合計画での位置づけ
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育人材確保のため、保育士宿舎借り上げ支援事業や保育補助者雇上強化事業の実施により保育士が働きやすい環境を整備し、就業継続及び離職防止を図り、安定的な児童受入体制の構築を図る。</li> </ul>	こども支援課	基本目標2 1-(2)
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育における保護者の意識啓発及び支援を図り、青少年非行防止につなげるため、青少年問題に関するテーマについて有識者を招聘する「家庭教育講座」の継続的な実施とその充実化を図る。</li> </ul>	社会教育課	基本目標2 4-(1)
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>金武町青少年健全育成連絡協議会を中心に、関係団体・機関等と連携した非行防止活動を持続的に取り組んでいく。</li> <li>青色回転灯車両によるパトロール従事者講習等の機会を充実し、地域における非行防止活動の体制強化を図る。</li> </ul>	社会教育課	基本目標2 4-(2)
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の公立・私立のどの就学前保育施設に入園しても、小学校に入学するまでに一定の学びの基礎力を育成するため、幼児教育主事や幼小中接続アドバイザーを中心に学びの基礎力育成支援事業を実施するとともに、架け橋期プログラムに沿った事業の展開、研修を行なう。</li> </ul>	学校教育課	基本目標2 2-(1)
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な学習活動を支援するため、学校施設、教材、備品の整備更新を推進する。</li> <li>ICT教育の推進として、児童・生徒一人一台の学習用パソコンの計画的な更新と予備機の充実を図るとともに、老朽化したプロジェクター型電子黒板についてはテレビ型への計画的な更新を進め、学習用アプリケーションの活用や最先端の研修を取り入れながら、より効果的な教育環境の充実を図る。</li> </ul>	学校教育課	基本目標2 3-(2)
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来を担う人材育成のため、修学困難者に対する育英資金貸付事業を継続実施する。</li> </ul>	学校教育課	基本目標2 5-(1)
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>「海外移住者子弟等研修生受入事業」「青年海外派遣事業」などを引き続き実施し、移住地との双方向の人材交流を図る。</li> </ul>	企画課	基本目標3 4-(2)
⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高生を対象としたハワイ短期留学派遣事業を引き続き充実していく。</li> </ul>	学校教育課	基本目標3 4-(2)

【重要業績評価指標】 ※番号は【具体的な施策】に対応

重要業績評価指標(KPI)		現況値	目標の方向	目標値 (2030年度)
①	保育士不足による定員割れの人数	9人	減少	0人
②	青少年健全育成に関する講座(家庭教育講座など)の参加人数 (延べ参加人数/年)	1,625人	維持	1,625人
③	地域と連携した非行防止活動体制(パトロール実施回数/年)	87回	増加	100回
④	年齢別クラス担任研修会(回/年)	1回	維持	1回
	保幼小連携検討会(回/年)	3回	維持	3回
⑤	学校体育館への空調設備を設置した学校数(累計)	0校	増加	4校
	児童生徒1人1台端末更新(台/年)	448台	増加	450台
	電子黒板更新(台/年)	10台	維持	10台
⑥	育英資金貸与生人数(新規/年)	16人	維持	16人
⑦	海外移住者子弟等研修生受入事業	94人	増加	109人
	青年海外派遣研修生派遣人数	26人	増加	36人
⑧	金武町ハワイ短期留学派遣人数(人/年)	10人	維持	10人

## 基本目標② ひとの流れと受け入れる基盤をつくる

### 【具体的な施策】

	施策の内容	所管課	総合計画での位置づけ
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>新開地地区や億首川沿いのマングローブ林を活用した観光・体験メニューを推進し、観光客の増加及び満足度の向上に向け、関係機関等との連携を図る。</li> <li>「金武町観光交流物産センター(仮称)」などの各種観光拠点施設の整備に努める。</li> <li>豊かな自然環境をいかしたエコ・スポーツ・ウェルネスツーリズムやアドベンチャーツーリズム、民泊事業などの体験型観光及び海洋レジャーを推進する。</li> </ul>	商工観光課	基本目標6 4-(1) 4-(2) 4-(3)
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツキャンプや合宿など、スポーツコンベンションの発展に向け、金武町スポーツコンベンション受入協力会を中心に町全体で歓迎機運の醸成に取り組む。</li> </ul>	商工観光課 (社会教育課)	基本目標6 4-(3)
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光のデジタル化やワーケーションニーズへの対応、観光DXの推進、キャッシュレス決済の導入等を見据え、ふさわしいデジタル環境の整備を検討する。</li> </ul>	商工観光課	基本目標6 4-(2)
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営住宅の長寿命化を図るため、それぞれの建物の状態や地域の実状、社会情勢を考慮した施設更新を行う。</li> </ul>	住民生活課	基本目標4 1-(3)
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>町道における道路橋については、法定点検を実施し、判定結果に基づいて改修や架け替え等を行い橋梁の保全を図る。</li> </ul>	建設課	基本目標4 2-(4)
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>河口の閉塞による冠水被害や水質汚濁等が発生しないよう、河川の基盤整備の一環として河口の浚渫や河川内の土砂除去などの事業を推進し、河川基盤の充実を図る。</li> </ul>	建設課	基本目標4 5-(1)
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の公園において、団体が日陰で休憩できる施設の整備や遊具やゴムチップマット等が熱を持つことによる火傷対策を行いながら、計画的に遊具のインクルーシブ化や付帯施設など再整備を推進する。</li> </ul>	建設課	基本目標4 6-(1)
⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が計画している沖縄県企業局水を増量するための送水管布設工事を実施するほか、水道管の計画的な耐震化更新工事を実施する。また、伊芸地区水道施設の機能強化や、老朽化した屋嘉地区水道施設の改修工事を実施していく。</li> </ul>	上下水道課	基本目標4 3-(1)
⑨	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017(平成29)年度より、浄化槽を廃し下水道設備へ接続する際の費用の一部を補助する金武町農業集落排水効果促進事業を行っており、これにより接続率を高める。</li> </ul>	上下水道課	基本目標4 4-(2)

**【重要業績評価指標】** ※番号は【具体的な施策】に対応

重要業績評価指標(KPI)		現況値	目標の方向	目標値 (2030年度)
①	町内観光客入域	545,000人	増加	599,500人
②	キャンプ見学者数の増加	33,000人	増加	36,300人
③	DX推進に向けた研修会	0回/年	増加	1回/年
④	町営住宅の施設更新実施数(累計)	0団地	増加	3団地
⑤	橋梁の保全(健全化)(累計)	19橋	増加	22橋
⑥	河口閉塞の浚渫工事	3件/年	維持	3件/年
⑦	既設公園の改修等整備	19箇所	維持	19箇所
⑧	有収率の向上	86.88%	増加	90%
⑨	農業集落排水事業への接続率	73.12%	増加	80%

**基本目標③ 金武町民が安心して働ける環境をつくる**

**【具体的な施策】**

	施策の内容	所管課	総合計画での位置づけ
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区の農道やかんがい施設の整備は、おおむね完了している。今後は、初期に整備した施設が老朽化しているため、施設を更新し、施設の長寿命化を図り、生産性向上を維持する。あわせて農道、農道橋、排水路等の農業用施設の維持管理を充実させ、施設の延命化を図る。</li> </ul>	農林水産課	基本目標6 1-(1)
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培技術の向上や農作業の効率化を図るため、AIやICTを活用したスマート農業の推進に努める。</li> </ul>	農林水産課	基本目標6 1-(1)
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜排せつ物などを活用した有機肥料を地域へ還元する資源循環型農業を推進し、環境にやさしい農林畜産業の振興に努める。</li> </ul>	農林水産課	基本目標6 1-(2)
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者及び新規就農者などの担い手の確保・育成を図るとともに、農地や草地などの集積を推進し、遊休地の解消に努める。</li> </ul>	農林水産課	基本目標6 1-(3)
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業経営の規模拡大、漁船の近代化を促し、漁業の近代化と青年漁業士など後継者の育成強化を推進する。また、金武漁業協同組合については、組織の充実強化を促進するため、自ら作り育てる漁業経営の意識啓発に努める。</li> <li>漁獲量、漁獲高の向上を図るため金武漁業協同組合と連携し、設置された浮魚礁や定置網を活用し、生産力の向上や、セリの広域化による流通体制の構築に努める。</li> <li>水産物などの販売機会を創出し、生産者の意欲向上と所得向上を目指すため、農林水産物直売所の整備に向けて取り組む。</li> <li>ホテルなどの進出企業や農林水産物直売所に対応するための漁業経営の支援に努める。</li> <li>新規漁業者が各種補助制度を活用できるよう、金武漁業協同組合への加入促進に取り組む。</li> </ul>	農林水産課	基本目標6 2-(2)
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業経営者の意識の高揚を促進し、新規店舗などの開設支援を推進するとともに、各種融資制度の有効活用や地域商品券事業を促進する。</li> </ul>	商工観光課	基本目標6 3-(2)
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄振興特別措置法や企業立地促進法に基づく優遇措置を活用し、企業誘致を推進するとともに、支援制度の拡充に努める。</li> </ul>	商工観光課	基本目標6 3-(4)
⑧ 再掲	<ul style="list-style-type: none"> <li>新開地地区や億首川沿いのマングローブ林を活用した観光・体験メニューを推進し、観光客の増加及び満足度の向上に向け、関係機関等との連携を図る。</li> </ul>	商工観光課	基本目標6 4-(1) 4-(2)

施策の内容		所管課	総合計画での位置づけ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金武町観光交流物産センター(仮称)」などの各種観光拠点施設の整備に努める。</li> <li>豊かな自然環境をいかしたエコ・スポーツ・ウェルネスツーリズムやアドベンチャーツーリズム、民泊事業などの体験型観光及び海洋レジャーを推進する。</li> </ul>		4-(3)
⑨ 再掲	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光のデジタル化やワーケーションニーズへの対応、観光DXの推進、キャッシュレス決済の導入等を見据え、ふさわしいデジタル環境の整備を検討する。</li> </ul>	商工観光課	基本目標6 4-(2)
⑩ 再掲	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツキャンプや合宿など、スポーツコンベンションの発展に向け、金武町スポーツコンベンション受入協力会を中心に町全体で歓迎機運の醸成に取り組む。</li> </ul>	商工観光課 (社会教育課)	基本目標6 4-(3)
⑪	<ul style="list-style-type: none"> <li>町や関係機関の事業導入にあたっては、町民の雇用の場の創出に努める。また、関係機関や町内事業者などへの町民の優先雇用の促進を図る。</li> </ul>	商工観光課	基本目標6 5-(1)
⑫	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギンバル地区周辺における新規事業機会の拡大や若者の雇用促進など、地域活性化の実現を図る。</li> </ul>	商工観光課	基本目標6 5-(4)

【重要業績評価指標】 ※番号は【具体的な施策】に対応

重要業績評価指標(KPI)		現況値	目標の方向	目標値 (2030年度)
①	農業用かんがい施設設備の更新(累計)	1箇所	増加	3箇所
	農道橋長寿命化計画に基づく調査・整備橋数(累計) ※町内農道橋(全13橋)	4橋	増加	8橋
②	スマート化推進に向けた勉強会	0回/年	増加	1回/年
③	堆肥年間生産販売量	2,300t/年	増加	2,900t/年
④	認定農業者数(累計)	21人	維持	21人
	認定新規就農者数(累計)	7人	増加	12人
	遊休農地面積	14.6ha	減少	10ha
⑤	藻類取扱量	86t/年	増加	100t/年
	鮮魚・魚貝取扱量	29t/年	増加	37t/年
⑥	商品券の販売額	240,000千円	維持	240,000千円

重要業績評価指標(KPI)		現況値	目標の方向	目標値 (2030年度)
⑦	企業誘致数(累計)	2企業	増加	3企業
⑧ 再掲	町内観光客入域	545,000人	増加	599,500人
⑨ 再掲	DX推進に向けた研修会	0回/年	増加	1回/年
⑩ 再掲	キャンプ見学者数の増加	33,000人	増加	36,300人
⑪	就活支援センター利用者が雇用者(非正規含む)となった人数(累計)	255人	増加	306人
	就活支援センターの紹介状発行件数	25件/年	増加	30件/年
⑫	ギンバル地区の進出企業雇用者数(累計)	190人	増加	228人

## 基本目標④ 町の特性を活かした魅力ある金武町をつくる

### 【具体的な施策】

	施策の内容	所管課	総合計画での位置づけ
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災訓練については、現在の参加者数(約2,000人)を維持しつつ、感染症・津波・停電など多様な想定に対応できる訓練を実施する。</li> </ul>	総務課	基本目標5 2-(1)
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>各世帯における防災情報戸別受信システムの加入設置及び老朽化した防災無線機器・屋外スピーカー等の更新を進めていく。</li> </ul>	総務課	基本目標5 2-(2)
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪抑止と夜間における通行人の安全確保及び道路や公園等の町民生活に不可欠な場所における防犯性向上のため、通学路や生活道路へのLED防犯灯、街灯、防犯カメラの整備・更新を推進していく。</li> </ul>	総務課 建設課	基本目標5 3-(2)
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在紙で行っている申請等を見直し、町公式LINE等を活用した町民が利用しやすい電子申請の仕組みを作り、行政のデジタル化を推進する。</li> </ul>	総務課	基本目標4 8-(3)
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>税金に対する相談体制の充実を図るほか、スマートフォン等による申告・納税しやすい電子システムの活用等を推進する。</li> </ul>	税務課	基本目標7 3-(1)
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種委員会や協議の場において、幅広い世代の町民の参画を促進するため、町民が意見を表明しやすい機会の充実や参加しやすい環境づくりを進め、まちづくりに関わりやすい仕組みづくりを推進するとともに、各区における行政懇談会を継続的に開催する。</li> </ul>	企画課	基本目標7 1-(3)
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>金武町ふるさと応援寄附金制度(ふるさと納税)において、寄附者データの分析に基づく返礼品の企画・改良や戦略的な情報発信を推進するとともに、生産者・事業者との連携による安定供給体制の強化と事務の効率化を図る。</li> </ul>	企画課	基本目標7 3-(1)
⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町の歴史・文化に関する調査研究及びその成果の公開を通じて、町民が郷土文化の魅力を再認識し、次世代への継承につなげていけるよう取り組んでいく。</li> </ul>	社会教育課	基本目標3 2-(3)
⑨ 再掲	<ul style="list-style-type: none"> <li>「海外移住者子弟等研修生受入事業」「青年海外派遣事業」などを引き続き実施し、移住地との双方向の人材交流を図る。</li> </ul>	企画課	基本目標3 4-(2)
⑩ 再掲	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高生を対象としたハワイ短期留学派遣事業を引き続き充実していく。</li> </ul>	学校教育課	基本目標3 4-(2)

【重要業績評価指標】 ※番号は【具体的な施策】に対応

重要業績評価指標(KPI)		現況値	目標の方向	目標値 (2030年度)
①	防災訓練の参加人数	約2,000人	維持	約2,000人
	防災訓練の訓練内容数	2種類	増加	4種類
②	戸別受信機の普及率	65%	増加	70%
③	LED型街灯の新設・改修(新設・改修が必要な箇所のうち対応済みの割合)	92%	増加	95%
④	オンライン申請手続き種類数	27種類	増加	35種類
⑤	町税の徴収率	96.16%	増加	96.3%
⑥	区との行政懇談会開催数	5回	維持	5回
⑦	ふるさと応援寄附金額	176,556千円	増加	251,556千円
⑧	講座・企画展・見学会等への参加人数	90人	増加	100人
⑨ 再掲	海外移住者子弟等研修生受入事業(累計)	94人	増加	109人
	青年海外派遣研修生派遣人数(累計)	26人	増加	36人
⑩ 再掲	金武町ハワイ短期留学派遣人数(人/年)	10人	維持	10人



# 資料編



# 1. 規則・設置要綱・運営要領

## (1) 金武町総合計画策定に関する規則

平成6年12月9日  
規則第20号

### (趣旨)

第1条 この規則は、金武町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町の将来の健全な発展を促進するために策定する町政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本町の将来像を描き、町づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に沿って具体的な町づくり、町民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた本町の施策の大綱を、町の行財政の中においてどのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

### (計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門相互の有機的関連を図るとともに、関係諸団体と連絡協調を保ちつつ長期的視点と広域視野に立って、総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本町の発展に資するように策定しなければならない。

### (基本構想の期間)

第4条 基本構想の期間は10年とし、原則として10年を経過するごとに検討を加え、更に10年の計画として策定する。

### (基本計画の期間等)

第5条 基本計画の期間は、5年とし、原則として5年を経過するごとに検討を加え、更に5年間の計画として社会情勢の推移に適合するように策定する。

2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

**（実施計画の期間等）**

第 6 条 実施計画の期間は 3 年とし、単年度ごとに区分し、1 年度を経過するごとに検討を加え、更に 3 年の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前項の規定により変更するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画変更により事務事業量の著しい増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他町長が必要と認めたとき。

**（総合計画策定委員会）**

第 7 条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、副町長及び教育長並びに会計管理者、各課の課長及び各事務局の事務局長で組織し、策定委員長に副町長、策定副委員長に企画課長をもって充てる。

**（報告）**

第 8 条 策定委員会は、町の総合計画に関する事項を調査審議し、策定委員長は、その結果を町長に報告しなければならない。

**（策定委員会の会議）**

第 9 条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 策定委員長は、会議の議長となる。

3 策定委員長は、必要と認めるときは関係職員を会議に出席させ、発言させることができる。

**（総合計画作成委員会）**

第 10 条 策定委員会を補佐する組織として総合計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を置く。

2 作成委員会は、各課及び各事務局の課長補佐及び係長をもって組織する。

**（作成委員会の職務等）**

第 11 条 作成委員会は、総合計画策定に必要な基礎資料の収集、作成及び検討並びに素案作成をする。

**（作成委員長及び作成副委員長）**

第 12 条 作成委員会に作成委員長及び作成副委員長を置く。

2 作成委員長及び作成副委員長は、作成委員の互選による。

- 3 作成委員長は、作成委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 作成副委員長は、作成委員長を補佐し、作成委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (作成委員会の会議)

第 13 条 作成委員会は、作成委員長が招集し、会議の議長となる。

#### (庶務)

第 14 条 策定委員会及び作成委員会の庶務は、企画課において処理する。

#### (基本構想、基本計画及び実施計画案の作成)

第 15 条 策定委員会は、作成委員会により検討された基本構想及び基本計画の素案を総合的に審議し、原案を作成する。

- 2 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するように各課の長が作成した計画案に基づき企画課長が総合調整して原案を作成する。

#### (総合計画原案の決定)

第 16 条 総合計画の原案は、策定委員会が総合調整した原案に基づいて町長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ金武町総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

#### (委任)

第 17 条 その規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 22 年 11 月 9 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## (2)金武町総合計画審議会の組織及び運営に関する規則

平成7年5月1日  
規則第9号

### (趣旨)

第1条 この規則は、金武町附属機関に関する条例（昭和54年金武村条例第13号）第3条の規定に基づき、金武町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の基本構想及び基本計画の策定、その他必要な調査及び審議を行う。

### (組織)

第3条 審議会の委員は、15名以内とし、町長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

3 町長は、委員に欠員が生じた時は、随時補充することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査及び審議させるため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会に諮り、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、第6条の規定を準用する。その場合においては「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

#### (関係者の出席)

第8条 審議会及び部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

#### (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が会長と協議のうえ定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### (3)金武町まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会設置要綱

平成 27 年 12 月 25 日  
公 告 第 7 9 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律 136 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進するため、金武町まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 地方版総合戦略の策定に関すること。
- (3) その他、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 産業分野
- (2) 行政分野
- (3) 教育分野
- (4) 金融機関
- (4) 労働分野
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、総合戦略の策定及び実施に係る期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、町長が招集する。
  - 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 4 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、委員長が認めた者を委員の代理として出席させることができる。
  - 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

## (庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

## (その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める

## 附 則

- この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

## (4)金武町総合計画等審議会及び金武町まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会の一体的開催に係る運営要領

### (目的)

第1条 本要領は、「金武町総合計画審議会の組織及び運営に関する規則」（平成7年金武町規則第9号）及び「金武町まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会設置要綱」（平成27年金武町告示第7号）に基づき、両会議を一体的に運営し、金武町総合計画基本構想・基本計画、地方人口ビジョン及び金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を円滑に推進することを目的とする。

### (会議の一体的開催)

第2条 金武町総合計画審議会及び金武町まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会は、町政運営の基本方針となる各計画の整合性及び総合性を確保するため、同一の構成員により合同会議として開催することができる。

- 2 合同会議は、町長が必要と認めるとき、又は委員長が必要と認めるときに開催する。
- 3 合同会議は、便宜上「金武町総合計画等審議会」と呼称するものとする。

### (委員の選定)

第3条 合同会議の委員は、次の各号に掲げる分野から町長が委嘱する。

- (1) まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会設置要綱に定める産業、行政、教育、金融及び労働の各分野
- (2) 総合計画の全体性及び総合性を担保するため、観光、商工、防災、福祉、子育て、デジタル化、環境その他町長が必要と認める分野
- (3) 町民公募による委員

### (委員の兼任)

第4条 前条の委員は、「金武町総合計画審議会委員」及び「金武町まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会委員」として兼任委嘱するものとする。

- 2 委員の任期は、両規定に基づく期間のうち、長い方の期間に準ずる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 合同会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、合同会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 合同会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 ただし、第1回会議については町長が招集し、委嘱状交付及び開会宣言を行う。
- 3 合同会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 合同会議は、町長の諮問に応じ、金武町総合計画基本構想・基本計画、地方人口ビジョン及び金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項を審議する。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 合同会議による議決内容は、「金武町総合計画等審議会」として町長に答申するものとする。

**(庶務)**

第9条 合同会議の庶務は、企画課において処理する。

**(補則)**

第10条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

**附則**

本要領は、令和7年10月20日から施行する。

## 2. 委員名簿

### (1) 第6次金武町総合計画審議会 兼 第3期金武町まち・ひと・しごと創生外部 有識者委員会

#### 令和7年度

No.	区分	氏名	役職等	区分 総合計画	区分 総合戦略
1	委員長	河上 章一	金武町教育委員		教育
2	副委員長	上原 恵子	金武町商工会会長	商工	
3	委員	伊藝 明	町民公募		
4	委員	奥間 尚登	一般社団法人金武町観光協会会長	観光	
5	委員	金盛 淳	金武地区消防衛生組合消防本部 金武消防署長	防災	
6	委員	北城 祐亮	金武町青年団協議会	青年・子育て	
7	委員	小橋川 司	金武町役場 DX アドバイザー	DX	行政
8	委員	島本 勇人	金武町区長会長	環境	
9	委員	仲間 忍	町民公募		
10	委員	仲間 光明	金武町就活支援センター事務局長		労働
11	委員	真栄田 哲弘	沖縄振興開発金融公庫北部支店長		金融
12	委員	森根 孝太	金武町農業者連絡協議会		産業
13	委員	安富 雅之	社会福祉法人金武町社会福祉協議会 会長	福祉	

#### 令和8年度

No.	区分	氏名	役職等	区分 総合計画	区分 総合戦略
1	委員長	河上 章一	金武町教育委員		教育
2	副委員長	上原 恵子	金武町商工会会長	商工	
3	委員	伊藝 明	町民公募		
4	委員	奥間 尚登	一般社団法人金武町観光協会会長	観光	
5	委員	金盛 淳	金武地区消防衛生組合消防本部 金武消防署長	防災	
6	委員	北城 祐亮	金武町青年団協議会	青年・子育て	
7	委員	小橋川 司	金武町役場 DX アドバイザー	DX	行政
8	委員	島本 勇人	金武町区長会長	環境	
9	委員	仲間 忍	町民公募		
10	委員	仲間 光明	金武町就活支援センター事務局長		労働
11	委員	波多野 伸次	沖縄振興開発金融公庫北部支店長		金融
12	委員	森根 孝太	金武町農業者連絡協議会		産業
13	委員	安富 雅之	社会福祉法人金武町社会福祉協議会 会長	福祉	

**(2)第6次金武町総合計画基本構想・前期基本計画策定委員会**

No.	区分	氏名	役職名
1	委員長	金城 司	金武町副町長
2	委員	比嘉 貴一	金武町教育長
3	委員	末吉 豪	会計管理者
4	委員	島袋 博	総務課長
5	副委員長	糸村 昌敏	企画課長
6	委員	仲間 功	商工観光課長
7	委員	伊藝 勲	農林水産課長
8	委員	伊芸 剛	建設課長
9	委員	伊芸 慎一郎	住民生活課長
10	委員	與那城 樹	税務課長
11	委員	知念 久	保健福祉課長
12	委員	仲間 賢	こども支援課長
13	委員	伊芸 靖	上下水道課長
14	委員	金城 明美	学校教育課長
15	委員	儀間 権	社会教育課長
16	委員	新里 朝治	議会事務局長
17	委員	安富祖 勸	複合庁舎整備推進課

## (3)第6次金武町総合計画基本構想・前期基本計画等作成委員会

## ■令和6年度

区分	氏名	役職名	備考
総務・財政班	金城 貴浩	総務課課長補佐	副班長
	金城 いづみ	総務課出納係長	
	仲間 あずさ	総務課行政係長	
	仲田 達郎	総務課人事係長	
	當山 昌太	総務課広報・電算係長	
	河岸 信行	企画課課長補佐	班長
	神田 康秀	企画課企画係長	
	仲間 陽子	企画課基地渉外・国際交流係長	
	前田 康樹	企画課財政係長	
	伊芸 英明	税務課課長補佐	
	仲里 江利	税務課住民税係長	
	伊藝 誠人	税務課固定資産税係長	
	池原 博章	税務課収納係長	
	吉田 革	複合庁舎整備推進課複合庁舎整備推進係長	
産業・建設班	安富 浩之	建設課課長補佐	作成委員長
	宮城 雄基	建設課建設第1係長	
	植村 優一	建設課建設第2係長	
	安富 浩之 (係長兼務)	建設課用地係長	
	比嘉 利国	農林水産課課長補佐	班長
	安富祖 匠	農林水産課農政係長	
	前川 雅史	農林水産課畜産・水産係長	
	仲吉 朝昭	農林水産課林業・農林水産土木係長	
	伊藝 雄太	農業委員会農地係長	
	仲間 彰布	商工観光課課長補佐	副班長
	仲間 靖和	商工観光課商工観光係長	
仲田 留理子	商工観光課雇用促進・企業誘致係長		
教育・民生班	仲里 雄也	学校教育課課長補佐	作成副委員長
	新里 睦美	学校教育課学校教育係長	
	安田 吏	学校教育課給食センター係長	
	安座間 充	社会教育課課長補佐	
	仲間 安二	社会教育課社会体育係長	
	伊藝 夏希	社会教育課社会教育係長	
	仲間 リカ	社会教育課図書館係長	
	前田 勝美	社会教育課町史編纂係長	

宮里 亮	保健福祉課課長補佐	班長
仲間 清貴	保健福祉課社会福祉係長	
比嘉 いずみ	保健福祉課保健予防係長	
金武 和美	保健福祉課高齢者福祉係長	
上江洲 誠	こども支援課課長補佐	
仲間 牧美	こども支援課児童福祉係長	
玉元 孝治	こども支援課こども支援係長	
飯野 千鶴子	住民生活課課長補佐	
前田 恒	住民生活課生活環境係長	
玉栄 貴之	住民生活課住民戸籍係長	
佐和田 守男	住民生活課保険・年金係長	
久高 幸嗣	上下水道課課長補佐	副班長
與那城 将	上下水道課水道係長	
仲間 貴志	上下水道課下水道係長	

### 令和7年度

区分	氏名	役職名	備考
総務・財政班	金城 貴浩	総務課課長補佐	副班長
	仲田 幸繁	総務課出納係長	
	安富祖 匠	総務課行政係長	
	小渡 あかね	総務課人事係長	
	當山 昌太	総務課広報・電算係長	
	河岸 信行	企画課課長補佐	班長
	山田 佳奈	企画課企画係長	
	仲間 陽子	企画課基地渉外・国際交流係長	
	前田 康樹	企画課財政係長	
	伊芸 英明	税務課課長補佐	
	仲里 江利	税務課住民税係長	
	仲里 留理子	税務課固定資産税係長	
	池原 博章	税務課収納係長	
	吉田 革	複合庁舎整備推進課複合庁舎整備推進係長	
産業・建設班	安富 浩之	建設課課長補佐	作成委員長
	宮城 雄基	建設課建設第1係長	
	植村 優一	建設課建設第2係長	
	安富 浩之 (係長兼務)	建設課用地係長	
	仲間 彰布	農林水産課課長補佐	班長
	仲田 達郎	農林水産課農政係長	

	前川 雅史	農林水産課畜産・水産係長	
	仲間 あずさ	農林水産課林業・農林水産土木係長	
	伊藝 雄太	農業委員会農地係長	
	仲里 雄也	商工観光課課長補佐	副班長
	仲間 靖和	商工観光課商工観光係長	
	神田 康秀	商工観光課雇用促進・企業誘致係長	
教育・民生班	上江洲 誠	学校教育課課長補佐	作成副委員長
	新里 睦美	学校教育課学校教育係長	
	眞鍋 郁子	学校教育課給食センター係長	
	安座間 充	社会教育課課長補佐	
	仲間 清貴	社会教育課社会体育係長	
	伊藝 夏希	社会教育課社会教育係長	
	仲間 リカ	社会教育課図書館係長	
	前田 勝美	社会教育課文化財・町史編さん係長	
	宮里 亮	保健福祉課課長補佐	班長
	金城 いづみ	保健福祉課社会福祉係長	
	比嘉 いずみ	保健福祉課保健予防係長	
	金武 和美	保健福祉課高齢者福祉係長	
	比嘉 利国	こども支援課課長補佐	
	仲間 牧美	こども支援課児童福祉係長	
	玉元 孝治	こども支援課こども支援係長	
	飯野 千鶴子	住民生活課課長補佐	
	前田 恒	住民生活課生活環境係長	
	玉栄 貴之	住民生活課住民戸籍係長	
	佐和田 守男	住民生活課保険・年金係長	
	久高 幸嗣	上下水道課課長補佐	副班長
仲間 安二	上下水道課水道係長		
仲間 貴志	上下水道課下水道係長		

### 3. 第6次金武町総合計画(基本構想・前期基本計画)、人口ビジョン及び第3期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定過程

年	月日	内容	
令和6年	9月19日～ 10月11日	町民アンケート実施(配布・回収)	
	10月8日	会議等	作成委員会 第1回
令和7年	1月15日	関係団体 ヒアリング	金武漁業協同組合、金武町商工会、金武町観光協会
	1月16日	〃	沖縄県農業協同組合(JA おきなわ)金武支店、 NPO 法人雄飛ツーリズムネットワーク、 金武町社交飲食業組合
	1月28日	〃	金武町老人クラブ連合会、金武町社会福祉協議会 金武町民生委員・児童員協議会、金武町就活支援センター
	1月29日	〃	金武町農業者連絡協議会、金武町農業青年クラブ 金武町建設業者会、金武町青年団協議会
	2月3日	〃	金武町学力向上推進委員会、 金武町子ども会育成連絡協議会、 金武町教育委員、金武町青少年健全育成協議会
	(紙面回答)	〃	金武町障害者自立支援協議会
	2月4日	庁内各課 ヒアリング	税務課
	2月6日	行政区 ヒアリング	金武区、伊芸区、屋嘉区
	2月7日	〃	中川区、並里区
	2月17日	庁内各課 ヒアリング	商工観光課、農林水産課、保健福祉課、建設課
	2月18日	〃	学校教育課、社会教育課
	2月19日	〃	上下水道課、住民生活課、金武地区消防衛生組合
	2月21日	〃	総務課、こども支援課、企画課
	5月21日	会議等	作成委員会 第2回
	6月18日	〃	作成委員会 第3回
	6月25日	〃	策定委員会 第1回
	8月19日	〃	作成委員会 第4回
	10月27日	〃	審議会 第1回 (諮問)
	12月18日	〃	策定委員会 第2回
	12月19日	〃	策定委員会 第3回
12月24日	〃	審議会 第2回	

令和 8 年	1月13日	〃	策定委員会 第4回
	1月15日	〃	審議会 第3回
	1月20日	〃	策定委員会 第5回
	1月22日	〃	審議会 第4回
	2月27日～ 3月30日	パブリックコメント実施	
	5月11日	会議等	審議会 第5回

## 4. 第6次金武町総合計画(基本構想・前期基本計画)及び第3期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略の諮問・答申

### ■諮問

金企第638号  
令和7年10月27日

第6次金武町総合計画等審議会委員長 殿

金武町長 仲間 一

第6次金武町総合計画基本構想・前期基本計画(案)等の諮問について

金武町総合計画等審議会及び金武町まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会の一体的開催に係る運営要領第6条第4項の規定に基づき、「第6次金武町総合計画基本構想・前期基本計画(案)」、「第3期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」及び「人口ビジョン(案)」を諮問致します。

### ■答申

金総計審第1号  
令和8年5月18日

金武町長 金城 司 殿

金武町総合計画審議会  
委員長 河上 章一

第6次金武町総合計画基本構想・前期基本計画(案)について(答申)

令和7年10月27日金企第638号で諮問のありました第6次金武町総合計画基本構想・前期基本計画(案)について、総合的・長期的の視点に立ち別紙の審議会日程により慎重に審議いたしました。本町の将来を見据えたまちづくりの指針を定めるものとして概ね妥当であると認め答申致します。

なお、計画の推進にあたっては、昨今の目まぐるしい社会情勢の変化に対応し得る執行体制のあり方を検討し、計画的かつ効率的な行財政運営を行い、第6次金武町総合計画の将来像である「つながる輪 夢を支える 金武のまち」を目指し、すべての町民が夢と希望を持ち、金武町に住んで良かったと思えるようなまちづくりに向けて努力されるようお願い致します。





**第6次金武町総合計画  
人口ビジョン  
第3期金武町まち・ひと・しごと創生総合戦略  
令和8年5月**

**発行: 金武町役場**

**企画・編集: 金武町役場 企画課**

**〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地**

**☎: 098-968-6262(直通) 有線: 8-6262**

**E-MAIL: kikaku@town.kin.lg.jp**





“つながる輪  
夢を支える  
金武のまち”

金武町イメージキャラクター「金武タームくん」